

日野町環境基本計画

令和7（2025）年 5月

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の目的と位置づけ	2
(1) 日野町総合計画等との整合について	2
(2) SDGs・MLGs等の視点について	3
(3) 基本目標について	4
(4) 基本目標の体系について	4
(5) 各行政施策との連携	4
3. 計画の対象	5
4. 計画の期間	5
5. 計画の構成	6
第2章 環境をめぐる動向	7
1. 世界・国の動向	7
(1) 地球温暖化対策・気候変動に関する動向	7
(2) 循環型社会・廃棄物に関する動向	9
(3) 生物多様性に関する動向	10
(4) その他の動向	12
2. 滋賀県の動向	14
3. 日野町の動向	16
第3章 日野町の概況と課題	18
1. 日野町の概況と地域特性等	18
(1) 地理的概況（位置・地形）	18
(2) 土地利用状況	19
(3) 人口および世帯の動向	20
(4) 産業の状況	20
(5) 観光の状況	23
2. 日野町を取り巻く環境の状況	24
(1) 地球環境	24
(2) 自然環境	28
(3) 生活環境	32
(4) パートナーシップ	37
3. 各種調査結果および意見収集について	38
(1) アンケート調査結果	38
(2) 子どもたちからの意見収集	42
(3) 策定委員会等	46
4. 日野町の現状と課題のまとめ	47

第4章 日野町が目指す環境の将来像と目標	49
1. 日野町が目指す環境の将来像	49
2. 計画の基本目標と施策の体系	50
(1) 施策体系等	50
第5章 基本目標と基本施策、施策の方向と具体的な取り組み	51
基本目標1 脱炭素社会の暮らしづくり	51
基本施策1-1 省エネルギーの推進	52
基本施策1-2 再生可能エネルギーの推進	54
基本施策1-3 地球温暖化による気候変動への適応策の推進	55
基本目標2 自然共生の暮らしづくり	56
基本施策2-1 里山・里地・里川の良い保全と再興	57
基本施策2-2 生物多様性の保全と回復	59
基本施策2-3 自然の恵みの活用	61
基本目標3 循環型社会の暮らしづくり	62
基本施策3-1 3Rの推進	63
基本施策3-2 食品ロスの削減と堆肥化	65
基本施策3-3 廃棄物の適正処理	67
基本目標4 幸福な暮らしづくり	69
基本施策4-1 環境人材の育成	70
基本施策4-2 自然と共生した快適な生活環境の実現	71
基本施策4-3 環境を軸とした持続可能なまちづくり	73
基本目標5 連携・協働の暮らしづくり	74
基本施策5-1 連携・協働の促進	75
第6章 みんなで取り組むプロジェクト	76
第7章 計画の進行管理	79
1. 推進主体	79
2. 推進体制、進捗管理	79
資料編	80
1. 策定の経緯	80
2. 日野町環境基本計画策定委員会名簿	82
3. 日野町環境基本計画策定委員会運営規則	83
4. 用語解説	85

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成8（1996）年12月に「日野町環境美化に関する条例」を制定し、「清潔で美しい緑豊かなまちづくり」を実現するため、町民、事業者および町（行政）が一体となって環境美化に取り組んできました。また、水環境や大気環境の調査、脱炭素社会の実現と循環型社会の形成の推進のための協定ゼロカーボンシティの実現に向けた連携協定、ペットボトルの水平リサイクルに関する協定を締結するなど、持続可能な社会の構築に寄与する目的で、環境の保全に関する様々な取り組みを実現してきました。

近年、社会経済や環境を取り巻く状況は刻々と変化しています。世界においては、令和6（2024）年の平均気温が観測史上最高となり、気温上昇の加速は歯止めがかからず、地球沸騰の時代が到来したとも言われています。地球温暖化の進行が原因と見られる気候変動や異常気象による深刻な自然災害が世界各地で多発しており、エネルギー危機、食料危機も相まって、世界は未曾有の複合的な危機に直面しています。このような状況を踏まえ、世界では、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保・自然共生など、環境政策の根幹となる環境保全の取り組みを着実に進めるとともに、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）への貢献や2050年温室効果ガス排出実質ゼロなど、目指すべき社会の姿の実現への施策が展開されています。

我が国では、国際的な動向を取り入れた「第六次環境基本計画」が令和6（2024）年5月に閣議決定されました。計画では、環境保全を通じた「現在及び将来の国民一人ひとりのウェルビーイング／高い生活の質の向上」を最上位の目的として掲げ、現在、世界が直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの危機に対し、早急に文明・経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる循環共生型社会を実現していくことが重要としています。

これらを踏まえて日野町では、2030年の目指すべき将来像を「時代の変化に対応し だれもが輝きともに創るまち“日野”」とし、日野町に関わるすべての人が地域に愛着を持ち、それぞれが活躍することで、誰もがきらりと輝くことのできるまちを目指しています。地球温暖化等の環境問題は、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会・経済構造や私たちのライフスタイルに起因するものが多く、社会や暮らしのあり方を見直す必要があります。今後、日野町がどのような環境を目指していくのか、また、そのためにはどのような取り組みをするべきか等、私たち一人ひとりが考え、実践していくことが重要となります。これらを踏まえ、環境政策としての方向性を示し、具体的な施策の展開につなげ、温室効果ガスの排出削減を進めていくとともに、エネルギーの視点から様々な地域課題を解決し、町民の暮らしや地域経済を豊かにしていくため、「日野町環境基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2. 計画の目的と位置づけ

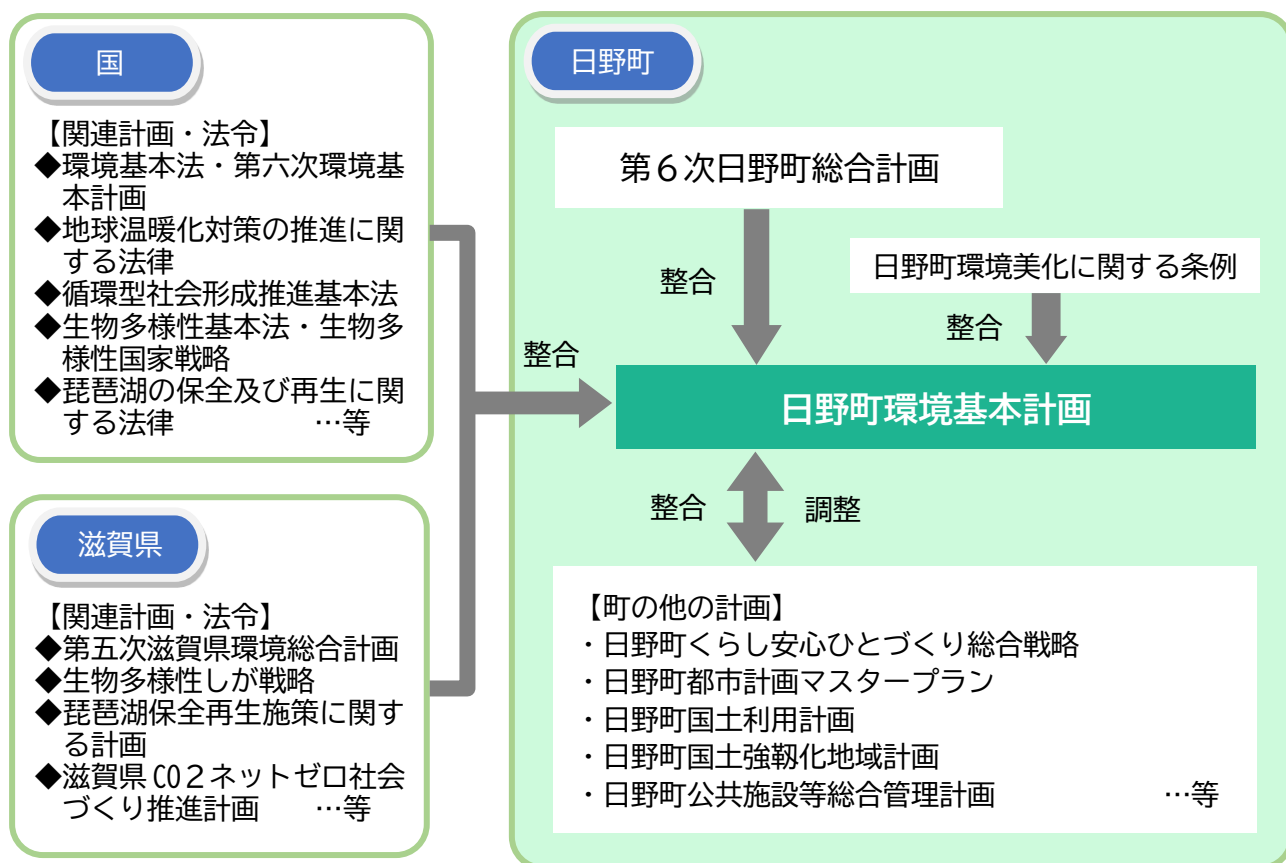
本計画は、令和 12（2030）年までに取り組むべき環境政策の指針として、町民、環境活動団体、事業者、町（行政）の協働・連携により、豊かな自然環境を良好な状態で次世代に継承し、環境負荷の少ない、幸福な暮らしを町民一人ひとりが実践できる地域社会を実現するための基本的な施策を取りまとめたものです。

本計画は「第6次日野町総合計画」を上位計画とし、国の「第六次環境基本計画」や滋賀県の「第五次滋賀県環境総合計画」等、関連する国・滋賀県の計画・法令および本町の各種計画との十分な整合性を図るものとします。

（1）日野町総合計画等との整合について

本町における最上位計画である第6次日野町総合計画をはじめとした関連計画との整合性を図った計画とします。

■環境行政の枠組



(2) SDGs・MLGs等の視点について

SDGsの視点

2030年までの国際社会共通の目標として、国連サミットで採択されたSDGsに掲げる17のゴールを関連性の高い施策に結びつけて、本町の環境の将来像を町民・事業者・町（行政）が共有しやすい計画とします。



出典：外務省

MLGsの視点

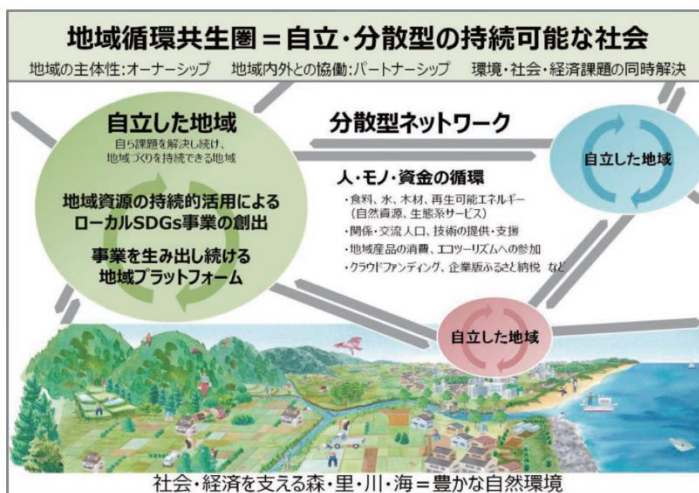
滋賀県が令和3（2021）年7月1日（「びわ湖の日」40周年記念日）に策定した、「琵琶湖」を切り口とした2030年の持続可能社会へ向けた目標（13のゴール）であるマザーレイクゴールズ（Mother Lake Goals, MLGs）とも連携した計画とします。



出典：滋賀県（マザーレイクゴールズ(MLGs)の取組状況について）

地域循環共生圏の考え方

国では、SDGsに基づき、地域特性を活かしながら環境・経済・社会の統合的向上に向けた取り組みを自立的に進め、持続可能な社会を構築することが求められています。日野町においても、地域の特性に応じて近隣地域と共生・対流し、広域的なネットワークを生み出し、地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を目指した計画とします。



出典：環境省

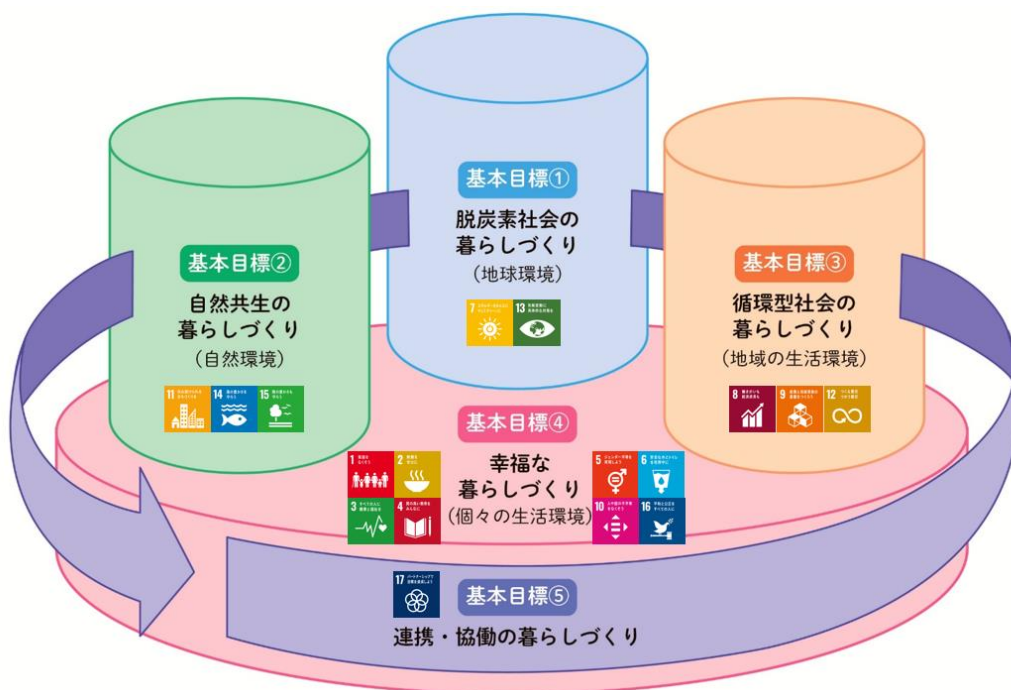
(3) 基本目標について

本計画では、環境負荷の少ない、幸福な暮らしを町民一人ひとりが実践できる地域社会を実現するための「暮らしづくり」に主眼を置き、「脱炭素社会」、「自然共生」、「循環型社会」、「幸福(ウェルビーイング)」、「連携・協働」の5つを基本目標として定めます。

(4) 基本目標の体系について

『地球環境』、『自然環境』、『生活環境』の3つの環境問題を解決するための取り組みを進めるとともに、これらの環境施策を通じて、地域の経済社会をより良い方向に移行し、地球・地域・一人ひとりのウェルビーイングの達成へとつなげていくことを意識し、各基本目標同士の連携・協働を意識した施策を進めます。

■計画の基本目標の体系図



(5) 各行政施策との連携

現在、町が取り組んでいる「清潔で美しい緑豊かなまちづくり」をはじめ、事業者等との「ゼロカーボンシティの実現に向けた連携協定」や「ペットボトルの水平リサイクルに関する協定」など、関連事業との整合を図るとともに、各行政施策と連携した計画とします。

3. 計画の対象

本計画で取り組む環境の対象は、『地球環境』、『自然環境』に加えて、SDGsの理念に基づき、経済・社会を含む広義的な意味での『生活環境』とします。

これらの対象に取り組むため、町民・事業者への意識啓発や活動への参画、環境活動団体・ボランティア等との連携を図ります。

■計画の対象とする環境の範囲

区 分	対 象
地球環境	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動対策 等
自然環境	森林、里山、緑地・農地、河川、生態系、生物多様性 等
生活環境	廃棄物対策、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭）、歴史・文化、景観、公共交通、産業（事業活動） 等

4. 計画の期間

本計画の期間は、第6次日野町総合計画の計画終期に合わせて、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。

また、計画の策定時に想定されなかった国や県の動向、社会情勢や環境問題の変化等が生じた場合は、必要に応じて適宜見直しを行います。

■本計画の計画期間

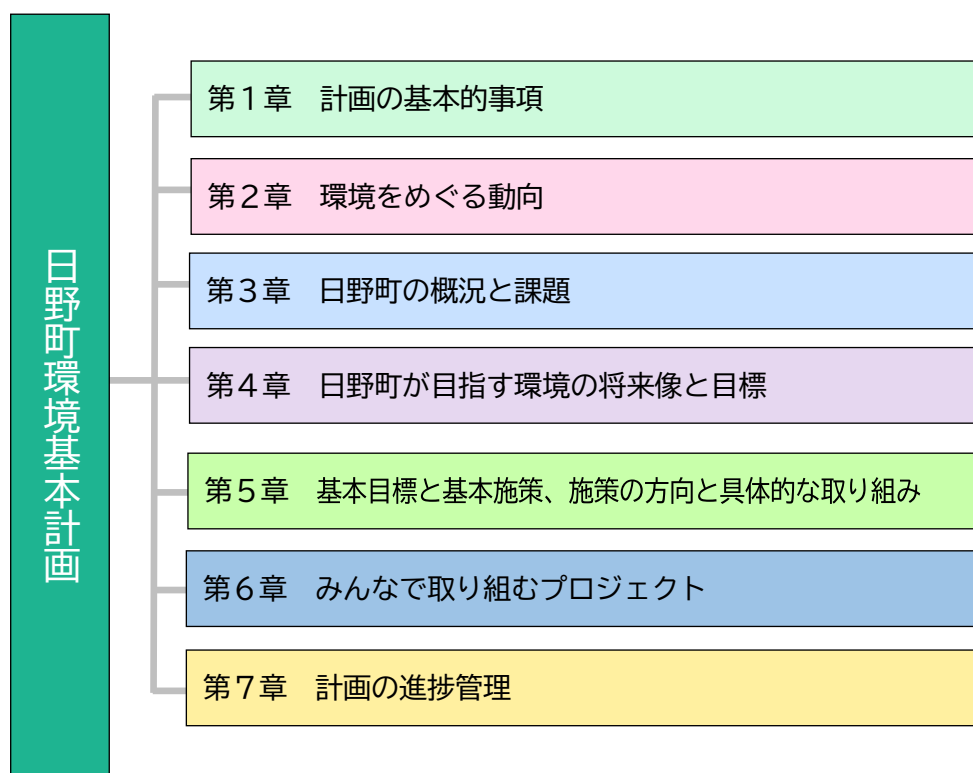


※本計画は、2030年の国際社会共通の目標であるSDGsや、2050年のカーボンニュートラルの実現やネイチャーポジティブの達成など、中長期的な視点も踏まえたものです。

5. 計画の構成

本計画は、町の環境行政を推進する上での最上位の計画であり、今後6年間の施策の方向性について示したものです。

■ 計画の構成

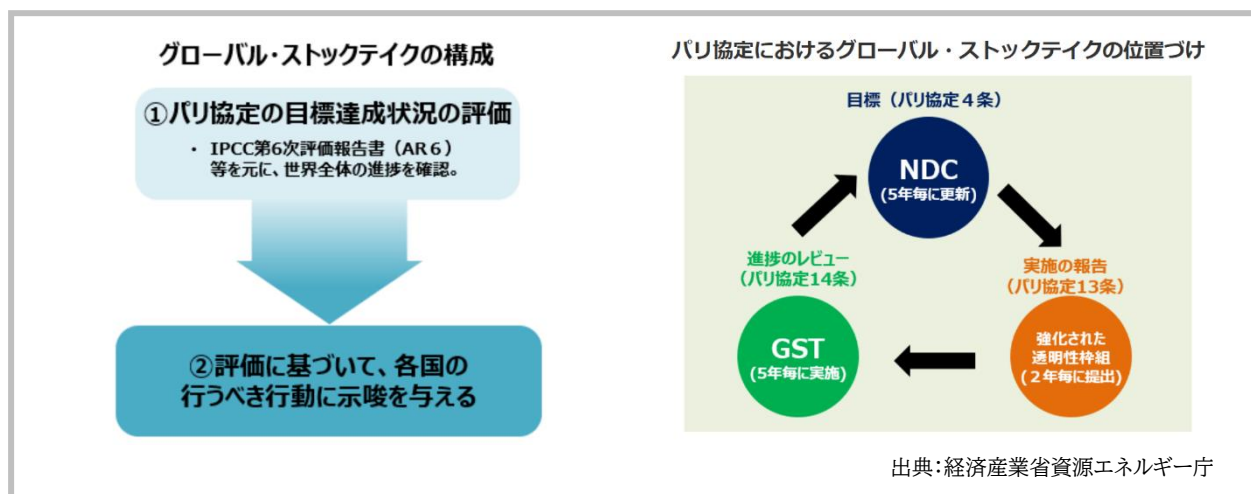


1. 世界・国の動向

（１）地球温暖化対策・気候変動に関する動向

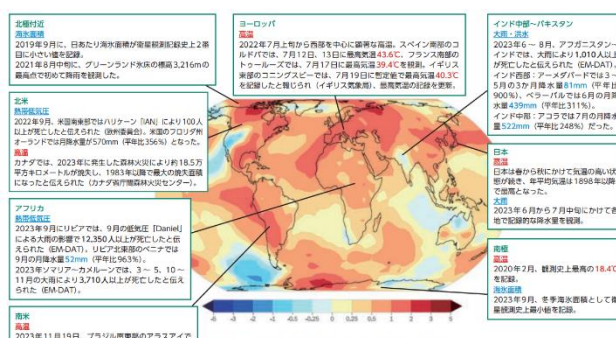
世界の動向

平成 27 (2015) 年にパリで開かれた「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(C O P 21)」では、世界の 196 か国の国と地域が合意して、地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をすることとし、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）にすることを目指しています。また、令和 5 (2023) 年には U A E のドバイで、締約国 198 か国などが参加した「C O P 28」が開催され、「パリ協定」で掲げられた目標達成に向けて、世界全体の進捗状況を評価する「グローバル・ストックテイク (G S T)」が初めて実施されました。G S T は、この目標達成に向けた世界全体の進捗を評価する仕組みで、5 年ごとに行われます。G S T はパリ協定の目標達成状況について世界全体の進捗を評価するとともに、各国の行うべき行動に示唆を与えます。G S T に基づいて、各国が N D C (国が決定する貢献≡国別排出削減目標) を策定し、実施の報告を行い、それが次の G S T に生かされる、というサイクルを繰り返すことで、着実にパリ協定の目標達成に向かうことを目指しています。



また、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書（2021年）では、世界の平均気温は工業化前と比べて、1850～1900年の基準から2011～2020年で1.09℃上昇しており、この観測値は過去10万年間で最も温暖だった数百年間の推定気温と比べても前例のないものであるとされています。温暖化の原因について、IPCC第6次評価報告書（2021年）では「人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化さ

■2023 年の世界各地の異常気象



出典:令和6年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 第1章

せてきたことには疑う余地がない」とし、人間の活動が原因であることについて断定的な表現が示され、大気と海洋の温暖化、雪氷の量の減少、海面水位の上昇など、地球温暖化の深刻な状況が報告されました。

国の動向

国では、パリ協定やIPCC 1.5℃特別報告書を受け、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すこととしました。それに伴い、令和3（2021）年4月に、2030年において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

この実現に向けて、令和3（2021）年6月に「地域脱炭素ロードマップ」を策定し、対策・施策を総動員して「実行の脱炭素ドミノ」を起こすことを目指しています。

さらに、近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下や災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動およびその影響が全国各地で現れており、気候変動問題は、人類やすべての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」ともいわれ、国民の生活、社会、経済に多大な被害を与えています。こうした状況を踏まえ、令和5（2023）年6月には、改正気候変動適応法に基づき、「熱中症対策実行計画」および「気候変動適応計画の一部変更」が閣議決定され、気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全および国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指しています。



出典：令和6年版 環境・循環型社会・生物多様性白書
（福岡県の大雨の被害の様子）

コラム

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）とは、改正気候変動適応法に基づき、熱中症特別警戒アラートの発表期間中に、市町村が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館等）をクーリングシェルターとして指定した誰でも休息できる施設のことです。

■指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定状況

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定済み

763 市区町村（令和6年8月30日時点※）

（参考）指定暑熱避難施設もしくはいわゆる暑さをしのぐ施設を指定済み

979 市区町村（令和6年8月30日時点※）

（参考）政府統一ポスター



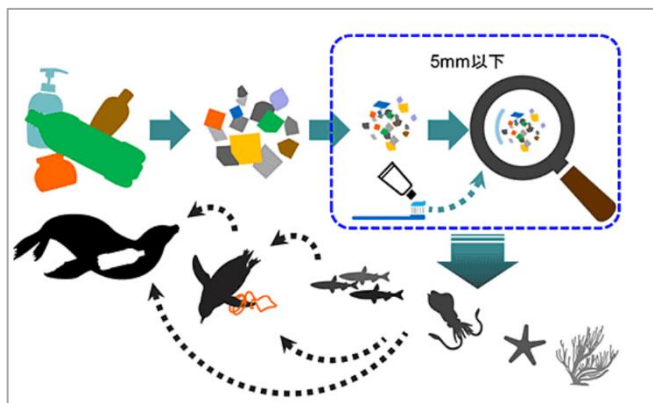
出典：環境省

(2) 循環型社会・廃棄物に関する動向

世界の動向

令和元（2019）年6月に開催されたG20 大阪サミットにおいて、海洋プラスチック廃棄物の問題がクローズアップされました。G20 サミットで、日本は「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提案し、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加汚染をゼロにすることを目指しています。このビジョンは首脳間で共有され、他国や国際機関への呼びかけも行われ、令和3（2021）年5月、87 の国と地域で共有されています。

また、プラスチック汚染は深刻化しており、雨や波によってマイクロプラスチックとなり、食物連鎖に取り込まれることで生態系や人間の健康に影響を与えています。2019 年から2060 年にかけて世界のプラスチック廃棄物は約3 倍に増加すると予測されており、各国で廃棄物についての議論や対策が進められています。



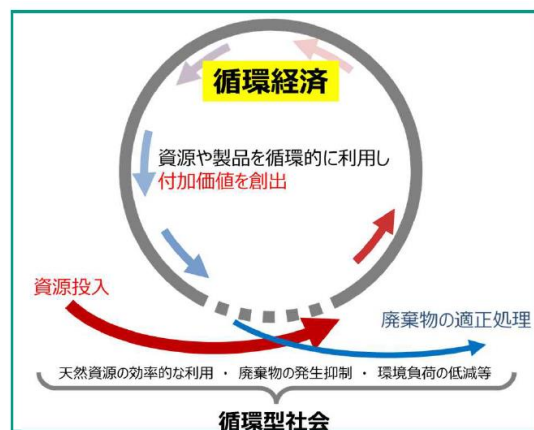
出典:WWF ジャパン
(海洋に投棄されたプラスチックゴミはやがて微細なマイクロプラスチックとなり、食物連鎖を通じて多くの生物に取り込まれる様子)

国の動向

令和6（2024）年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が重要視されています。この移行により、気候変動や生物多様性の損失などの課題解決が期待され、産業競争力や地方創生、質の高い暮らしの実現、そして、最終的に持続可能な未来を築き、ウェルビーイングを実現する新たな成長の道が開かれると示されています。

同計画（第四次）を踏まえ、国は令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2030 年までに、使い捨てのプラスチック（容器包装など）をこれまでの努力も含めた累積で 25%削減する目標を掲げています。また、同年には「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収・適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄および非意図的な海洋流出の防止等の取り組みを掲げました。

さらに、令和4（2022）年4月1日には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」



循環型社会のドライビングフォースである循環経済



出典:第五次循環型社会形成推進基本計画

が施行されるなど、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組みを促進しています。

また、まだ食べられるにも関わらず捨てられてしまう「食品ロス」の問題に注目が集まっています。この食品ロスを削減するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元（2019）年10月に施行され、食べ残しの削減、フードバンクの活用などの取り組みが進められています。

（3）生物多様性に関する動向

世界の動向

生物多様性に関しては、令和3（2021）年からは、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）として、第1部が令和3（2021）年10月に中国・昆明市にて開催され、生物多様性の回復への道筋に乗せることなどを強調した昆明宣言が採択されました。第2部は、令和4（2022）年12月にカナダ・モントリオール市で開催され、2030年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組は、平成22（2010）年に採択された「愛知目標」の後継となる目標で、「2030年ミッション」として、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる」いわゆる「ネイチャーポジティブ」の方向性が明確に示され、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標」などがターゲット（行動目標）に位置づけられました。

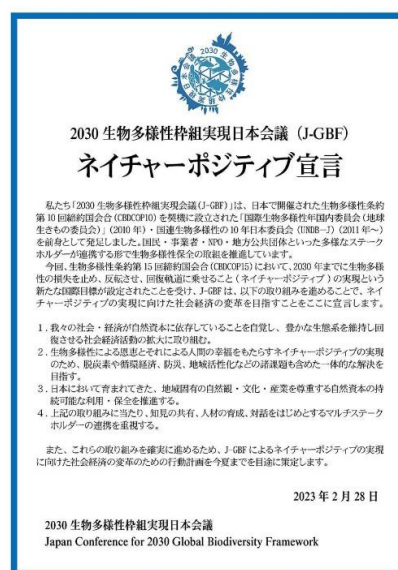
国の動向

国では、COP15において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえた新たな国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として、令和5（2023）年3月31日に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。

本戦略では、生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げています。また「2030年ネイチャーポジティブ」を達成するために、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動をすべての国民と実行していくための戦略と行動計画を具体的に示されています。

さらに、本戦略は、令和5（2023）年2月の第一回「2030生物多様性枠組日本会議（J-GBF）」総会では、J-GBFのコミットメントとして、国において「J-GBFネイチャーポジティブ宣言」を発表されました。

一方、令和2（2020）年3月に公表された環境省レッドリストによると、国の絶滅危惧種は3,716種となっており、平成29（2017）年の海洋生物レッドリストにおける絶滅危惧種56種を加えると、国の絶滅危惧種の総数は3,772種となっています。

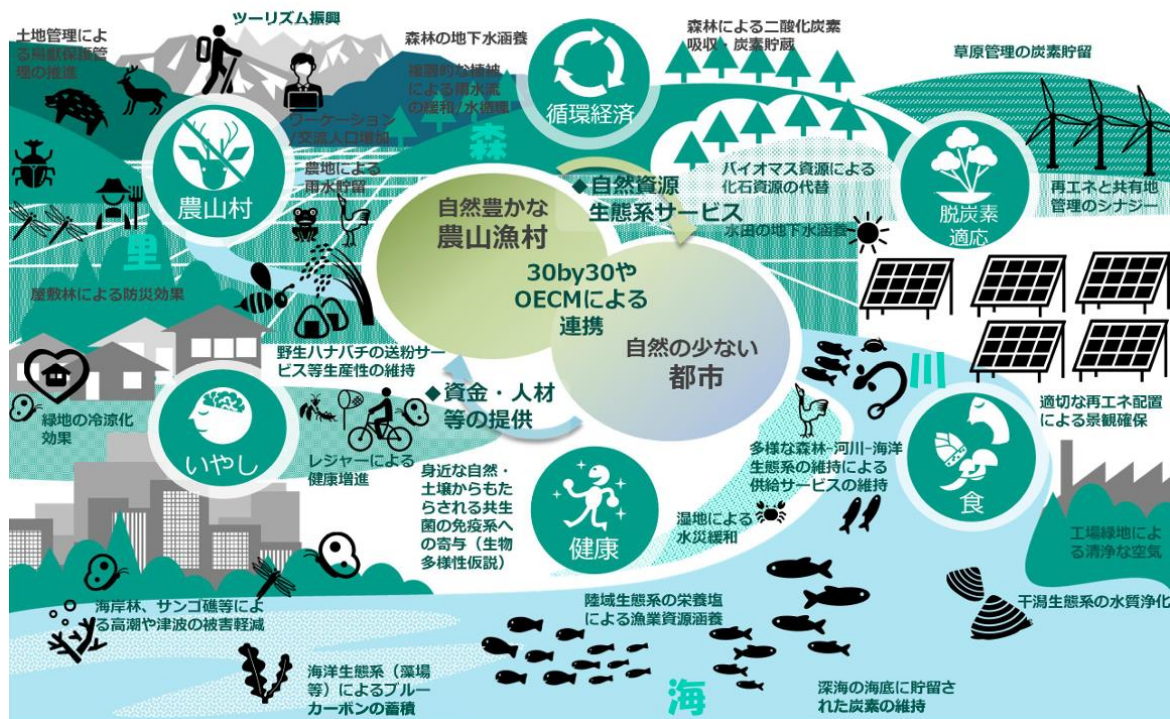


出典：環境省

30by30 目標

30by30 目標とは、令和 4（2022）年 12 月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」2030 年グローバルターゲットの 1 つ 2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

30by30 実現後の地域イメージ ～自然を活用した課題解決～

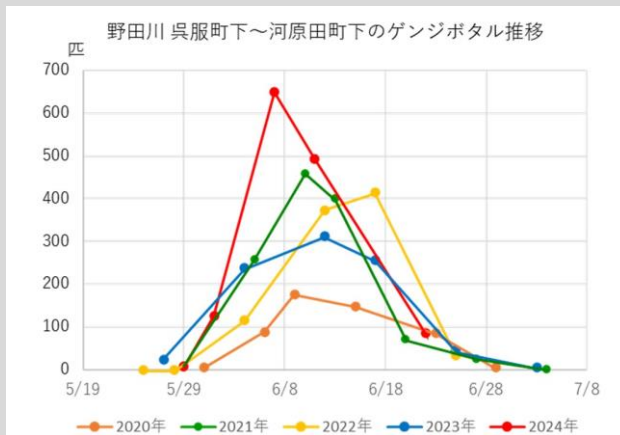


出典：生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議（30by30 ロードマップ）

「ホタル生息数調査」

活動紹介

NPO法人蒲生野考現倶楽部では、かつては日野町川原の佐久良川高橋周辺、最近では村井呉服町下～大窪河原田町下の野田川で、毎年 6 月頃にゲンジボタルとヘイケボタルの生息数調査を実施してきました。何れの地もホタルが飛ぶ頃には、多くの人が観賞に来られます。ホタルが住める環境維持のためには、適切な時期の草刈り作業等が必要ですが、高齢化や人手不足が懸念されます。ホタルを通して地域コミュニティの維持・再生につながればと願っています。



実施団体：NPO法人蒲生野考現倶楽部

(4) その他の動向

① 自然を活用した解決策（NbS）の推進

「自然を活用した解決策（NbS）」を通じて、気候変動や生物多様性、水源涵養、社会経済の発展などの社会課題の解決を目指す取り組みが進められています。特に大規模地震や気候変動による災害の激甚化といった自然災害や社会インフラの老朽化が問題となる日本においては、災害を回避する土地利用の見直し、地域の自然を活用する取り組みや森林の機能の維持・向上を図る治山対策等のグリーンインフラ、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）が推進されています。

また、「みどりの食料システム戦略」の実現に向け、持続可能な食料システムの構築を図るとともに、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル・GX等の世界的潮流等を踏まえ、令和5（2023）年9月に全面改訂された「グリーンインフラ推進戦略 2023」に基づき、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」や経済団体と連携した国民運動の展開、関連技術の開発や評価手法の構築を通じて、様々な分野・場面におけるグリーンインフラの導入を目指しています。

■NbS 概念図



出典:IUCN(2020)自然に根ざした解決策に関する IUCN 世界標準の利用ガイダンス

コラム

Eco-DRR とグリーンインフラとは

Eco-DRR とは、自然を効果的に利用して、近年激甚化・頻発化する自然災害の防災や減災の役に立てようという取り組みです。

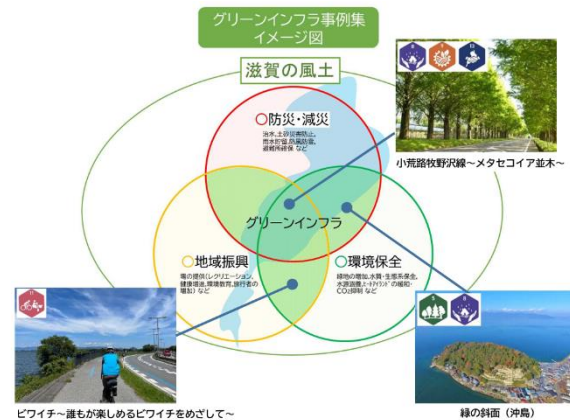
■Eco-DRR



出典:環境省

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組みです。

■グリーンインフラ



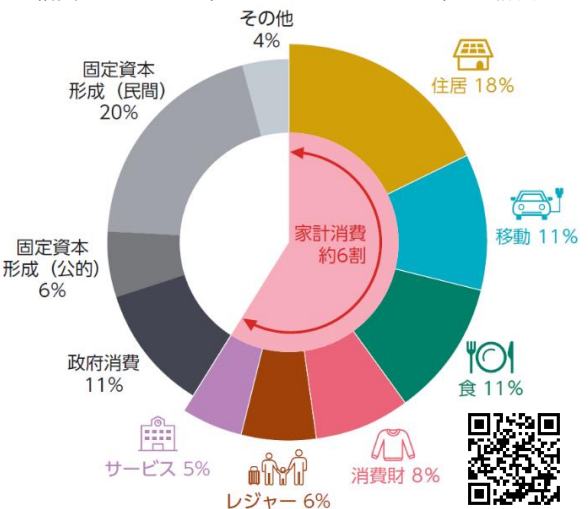
出典:滋賀県が取り組むグリーンインフラ事例集

② ライフスタイルの転換

国は2050年までに温室効果ガスのネット・ゼロを宣言しました。この宣言により、国や地方公共団体、企業、個人、地域がライフスタイルを変えて温室効果ガス排出を減少させていく必要があります。また、家計からの排出量が全体の約6割を占めており、国民一人ひとりが日常生活で環境配慮を意識し取り組んでいくことが重要です。さらに、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型のライフスタイルが、生態系サービスを劣化させているため、グリーン社会実現のためには「住まい」「移動」「食」「ファッション」において温室効果ガスの排出量や廃棄物を減らし、3R+Renewableによる資源循環と自然資源の保護を重視したライフスタイルへの変革が求められています。

環境省では、令和4（2022）年に「グリーンライフ・ポイント」推進事業を開始し、企業や地域が環境配慮製品・サービスの選択を支援するためにポイントを発行する取り組みを行っています。これにより、日常生活での環境配慮を促し、脱炭素・循環型のライフスタイルへの転換を加速することを目指しています。

消費ベースでの日本のライフサイクル温室効果ガス排出量



出典：令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

対象となる“グリーンライフ”のイメージ



出典：環境省

コラム

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）とは

デコ活
くらしの中のエコロがけ

デコ活とは、衣食住・職・移動・買い物など、生活全般にわたる国民の将来の暮らしの全体像「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」を提案し、自治体・企業・団体等とも連携しながら、国民の脱炭素につながる豊かな暮らし創りに向けた取り組みです。

新しい豊かな暮らしの提案内容



出典：環境省

2. 滋賀県の動向

① 滋賀県環境基本条例

滋賀県は、平成8（1996）年3月に環境基本条例を制定しました。この条例では、環境保全に関する基本理念を定め、また、県民、事業者および県の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めて、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが示されています。



② 第五次滋賀県環境総合計画

「第五次滋賀県環境総合計画（平成31（2019）年3月）」では、目指す将来の姿「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」を掲げ、経済・社会活動が環境の上に成り立つというSDGsの考え方をもとに、「いかに環境負荷を抑制するか」という視点だけでなく、人間が「いかに適切に環境に関わるか」という広い視点を取り入れ、経済・社会と環境の健全な循環を目指すことが示されています。



③ 滋賀の環境 2024（令和6年版環境白書）

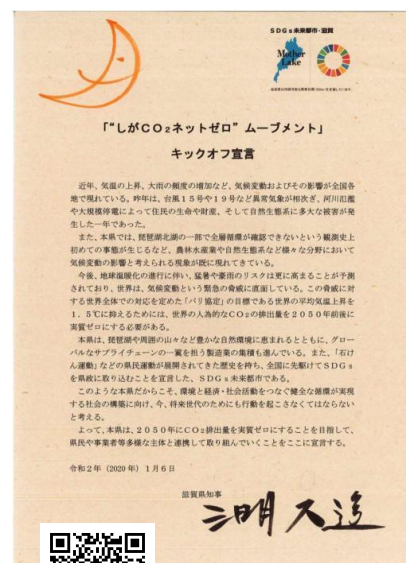
滋賀県環境基本条例第9条に基づく年次報告書であり、滋賀の環境の現況および令和6（2024）年度に県が環境保全に関して取り組んだ施策等についてまとめたものです。

第五次滋賀県環境総合計画の基本施策の点検を〈共生〉〈守る・活かす・支える〉〈協働〉の施策展開の視点および「地域資源の適切な活用」「環境負荷の削減」「環境への投資・貢献」の視点から行い、その結果が掲載されています。



④ しがCO₂ネットゼロムーブメント・キックオフ宣言

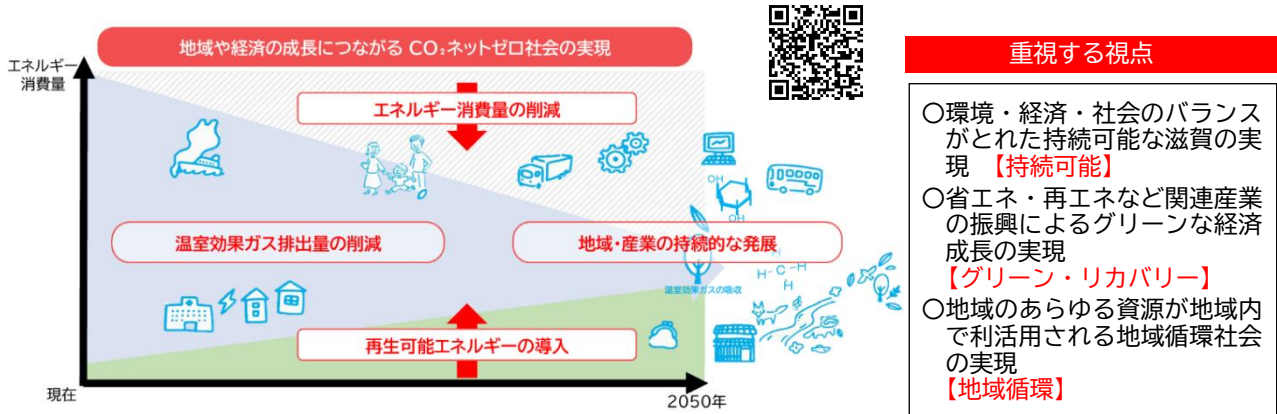
令和2（2020）年1月6日、環境先進県を標榜し、SDGs未来都市として持続可能な滋賀の実現に取り組んでいる滋賀県においても、国内外の動きと協調し、令和32（2050）年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指し、県民、事業者等多様な主体と連携して取り組む「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言をされました。



出典：滋賀県ホームページ

⑤ 滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画

脱炭素化に向けた世界的な潮流が加速化する中で、令和2（2020）年1月には2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「しがCO₂ ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言を行ったことを受け、令和4（2022）年3月に「滋賀県CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」が策定されました。2050年の「CO₂ ネットゼロ」の実現に向けた取り組みを通じて地域の持続的な発展をも実現する「CO₂ ネットゼロ社会づくり」を推進し、より豊かな滋賀を次の世代に引き継いでいくため、従来の「温暖化対策」と「エネルギー政策」を一体的かつ効果的・効率的に進めていくことが示されています。



出典：滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画

⑥ CO₂ ネットゼロに向けた県庁率先行動計画（CO₂ ネットゼロ・オフィス滋賀）

滋賀県では、平成10（1998）年4月に「環境にやさしい県庁率先行動計画」を策定するとともに、平成23（2011）年3月からは県独自の「滋賀県庁環境マネジメントシステム」の運用により、取り組んできました。平成24（2012）年3月には、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」を策定し、県の事務事業における率先実施の取り組みとしてもこの行動計画を位置づけています。

令和4（2022）年3月に「滋賀県CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」の策定と合わせ、計画の見直しが行われました。

⑦ マザーレイクゴールズ（MLGs）アジェンダ

マザーレイクゴールズ（MLGs）とは、「琵琶湖」を切り口とした2030年の持続可能社会の実現を目指した13の目標（ゴール）であり、「琵琶湖版のSDGs」です。

令和3（2021）年7月1日「びわ湖の日」40周年記念日に、MLGsの詳細を定めた「マザーレイクゴールズ（MLGs）アジェンダ」を策定されました。

■ 琵琶湖を切り口として13のゴールの設定



■ SDGs との関係性



- ✓ SDGsの視点から見ると、琵琶湖を通じてSDGsをアクションまで落とし込む仕組みがMLGsであり、MLGsの取組はSDGsの達成に貢献するもの。
- ✓ マザーレイクゴールズ(MLGs)からの視点で見ると、琵琶湖を通じて、石けん運動以来40年にわたる県民等多様な主体による活動がSDGsに繋がっていることを発見する仕組み。

出典：滋賀県(マザーレイクゴールズ(MLGs)の取組状況について)

3. 日野町の動向

①日野町環境美化に関する条例

日野町は、平成8（1996）年12月に「日野町環境美化に関する条例」を制定しました。環境の浄化および美化について必要な事項を定め、町および町民ならびに事業者が一体となって、清潔で美しい緑豊かなまちづくりを目指すことを目的としています。



取り組み

平成20（2008）年に、環境美化について 清潔で美しい緑豊かなまちづくりを実現するため、町民、事業者および町が一体となって環境美化に取り組みました。

②環境に係る協定の締結

令和5（2023）年10月、資源循環に取り組むとともに、日野町における資源循環とカーボンニュートラルを推進し、持続可能な社会の構築に寄与することを目的として、関連会社と協定を結びました。また、協定に基づく第一弾の取り組みとして、関連会社と使用済みペットボトルの水平リサイクルによるリサイクルの促進、脱炭素社会の実現と循環型社会の形成の推進のための協定を締結しました。

■「ゼロカーボンシティの実現に向けた連携協定」 「ペットボトルの水平リサイクルに関する協定」



出典：日野町ホームページ

③「日野町ごみゼロ大作戦」の実施

町では、「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例に基づく環境美化の日」（5月30日）を基準日とする「日野町ごみゼロ大作戦」を毎年実施し、ポイ捨てごみのない、美しい環境に恵まれた住みよいまちづくりの実現を目指しています。



④日野町子育て応援フードドライブ+α

町では、食品ロスの削減と食品を通じた社会貢献につながる、人にも食品にも環境にもやさしいフードドライブの取り組みを、子育て支援施策の一環として、町民、企業、日野町社会福祉協議会、子育て支援団体と連携しながら進めています。



⑤ひのみんなの食堂ネットワーク「フードBOX」

食品ロスの削減と食品を通じた社会貢献につながる、人にも食品にも環境にもやさしい取り組みとして、ご家庭で余っている、不要な食品を子ども食堂や必要としている人に届けるため、町の公民館や図書館、商業施設に「フードBOX」を設置することで、食品ロスの削減と食品を通じた社会貢献につながる仕組みを構築しています。



⑥日野町エコライフ推進協議会

日野町エコライフ推進協議会では、ごみ減量や水環境の保全、地球温暖化対策など、様々な環境問題を解決するために、町内で活動されている各種団体が構成員となり、身近な暮らしの中で実践できるエコライフの活動を広げ、明るく住みよい地域社会を構築することを目的として、ごみ減量・リサイクルをはじめとする様々な環境保全の取り組みに関する学習会や啓発活動に取り組んでいます。



⑦クーリングシェルトの設置

「気候変動適応法及び独立環境再生保全機構法の一部を改正する法律」により、同法第 21 条に「指定暑熱避難施設（クーリングシェルト）」が規定されました。

町においても、熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、暑さをしのぐことができる場を確保することで、熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、町内の施設を指定暑熱避難施設に指定しています。

⑧グリーン・ツーリズムの推進

850 年以上の歴史を持つ春の例大祭「日野祭」を年に一度観るためだけに設けられた栈敷窓などの町並みと景観、脈々と受け継がれてきた稲作をはじめとする農業、水の源である豊かな森林、日野菜をはじめとする特産品の数々、この他にも人々の暮らしの中から生まれたすべてが、本町の宝です。

こうした資源を介して、観光客との交流を深め、農林業を営む喜びや生活文化を知り、分かち合い、本町を第2のふるさととなるような取り組み、また、町民も農林業に対する喜びや誇りを再確認できる、売り手（町民）よし、買い手（来訪者）よし、世間よし、この三方よしのグリーン・ツーリズムの取り組みを推進しています。

■ 農村民泊受入家庭を募集



出典：日野町商工観光課

1. 日野町の概況と地域特性等

(1) 地理的概況（位置・地形）

本町は、滋賀県の東南部、鈴鹿山脈の西麓に位置しています。本町の東西にかけて南側は甲賀市、北側は東近江市と境を接しています。主要都市との位置関係をみると、京都市、四日市市、大垣市とは約 50 km の距離にあり、大阪市、岐阜市、名古屋市等からともに 100 km 圏内に位置しています。

■ 日野町の位置図

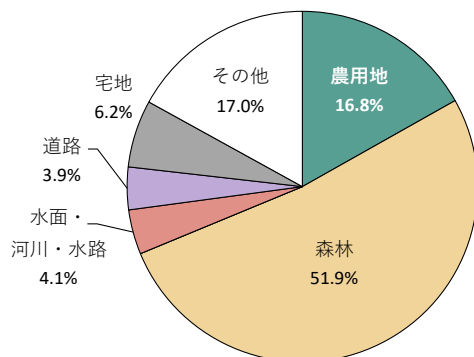


本町は、山地、丘陵地が多く、琵琶湖へ日野川、佐久良川が流れ、その流域に沿って農地と町が拓けています。町域には、日野川、佐久良川の両岸は、古琵琶湖層の上にそれぞれの川によって運ばれた土や砂が堆積してできた沖積層で形成されています。海拔は中部で 190m、最も高いところは綿向山山頂の 1,110m で、町の東部に連なる鈴鹿の山々は「鈴鹿国定公園」に指定されていて、天然記念物「鎌掛谷のホンシャクナゲ群落」をはじめ、四季折々の豊かな自然に恵まれています。

(2) 土地利用状況

本町は森林が約 52%、農用地が約 17%を占めており、農業と自然環境が豊かなまちとなっています。

■土地利用種類別面積 令和2（2020）年



農用地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
1,980ha	6,106ha	—	484ha	462ha	731ha	1,997ha

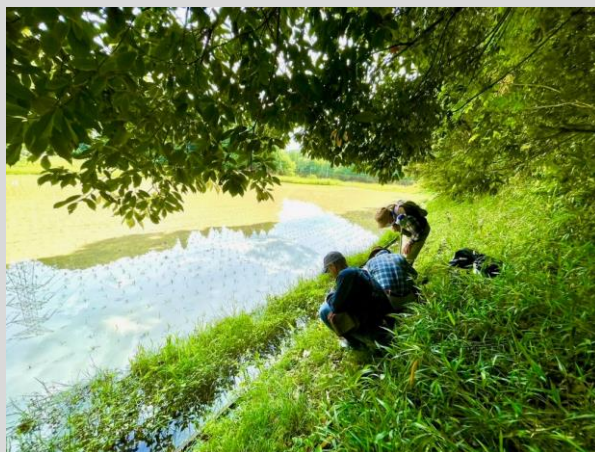
出典：土地利用状況把握調査・滋賀県森林・林業統計要覧

コラム

「モニタリングサイト 1000 里地調査」

■活動紹介

NPO法人蒲生野考現倶楽部では、環境省が主催するモニタリングサイト 1000 里地調査に 2008 年度から参加し、これまで日野町川原、日野町奥之池、東近江市稲垂町を 5 年単位の調査してきました。2023 年度からの 5 年間は日野町小野で、植物、鳥類、チョウ類、番外としてトンボ類を調査しています。小野でも希少な動植物が見られ、里地里山の自然が残された場所だと実感でき、この環境を護っていききたいものです。



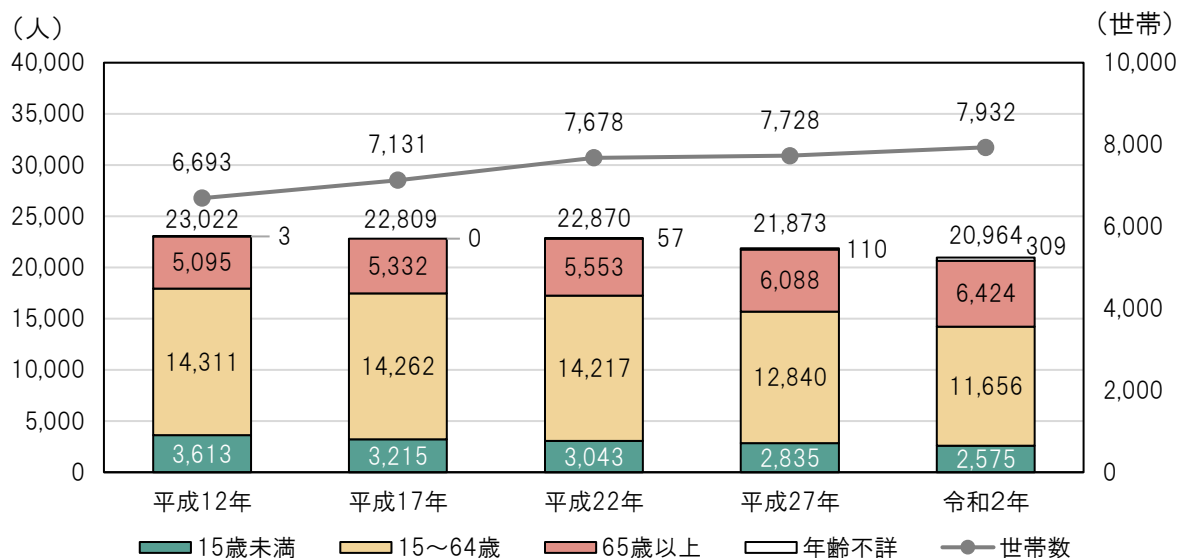
実施団体：NPO法人蒲生野考現倶楽部

(3) 人口および世帯の動向

●人口の状況

本町の人口は、減少傾向で推移しており、令和2（2020）年時点で20,964人となっています。

■総人口・年齢3区分別人口・世帯の推移



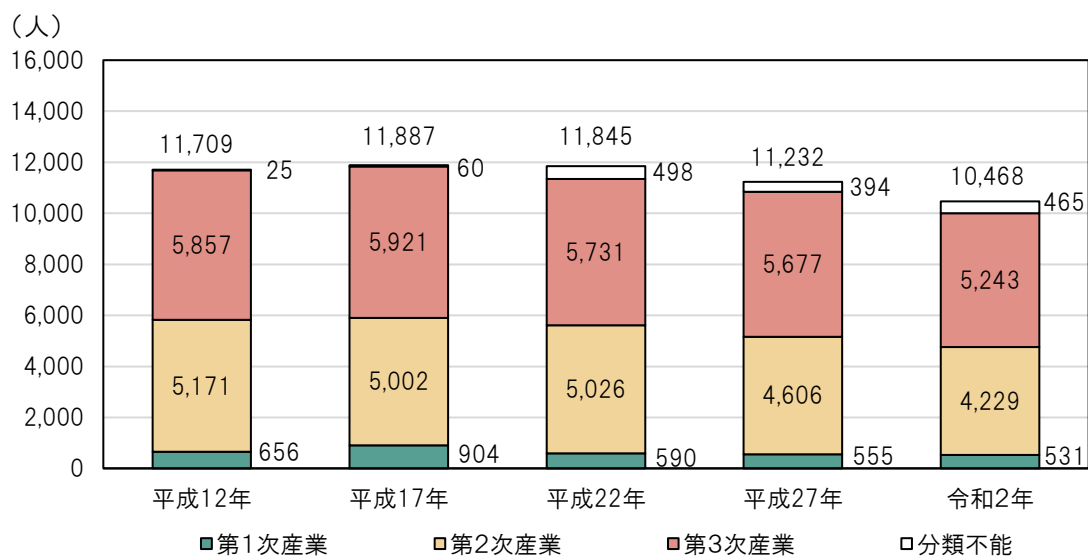
出典：国勢調査（各年10月1日）

(4) 産業の状況

●産業別就業者数の状況

本町の総就業者数（15歳以上の就業者数）は、令和2（2020）年で10,468人となっており、減少傾向で推移しています。産業別就業者数は、第3次産業が5,243人で最も多く、次いで第2次産業が4,229人、第1次産業が531人となっています。

■産業別就業者数の推移

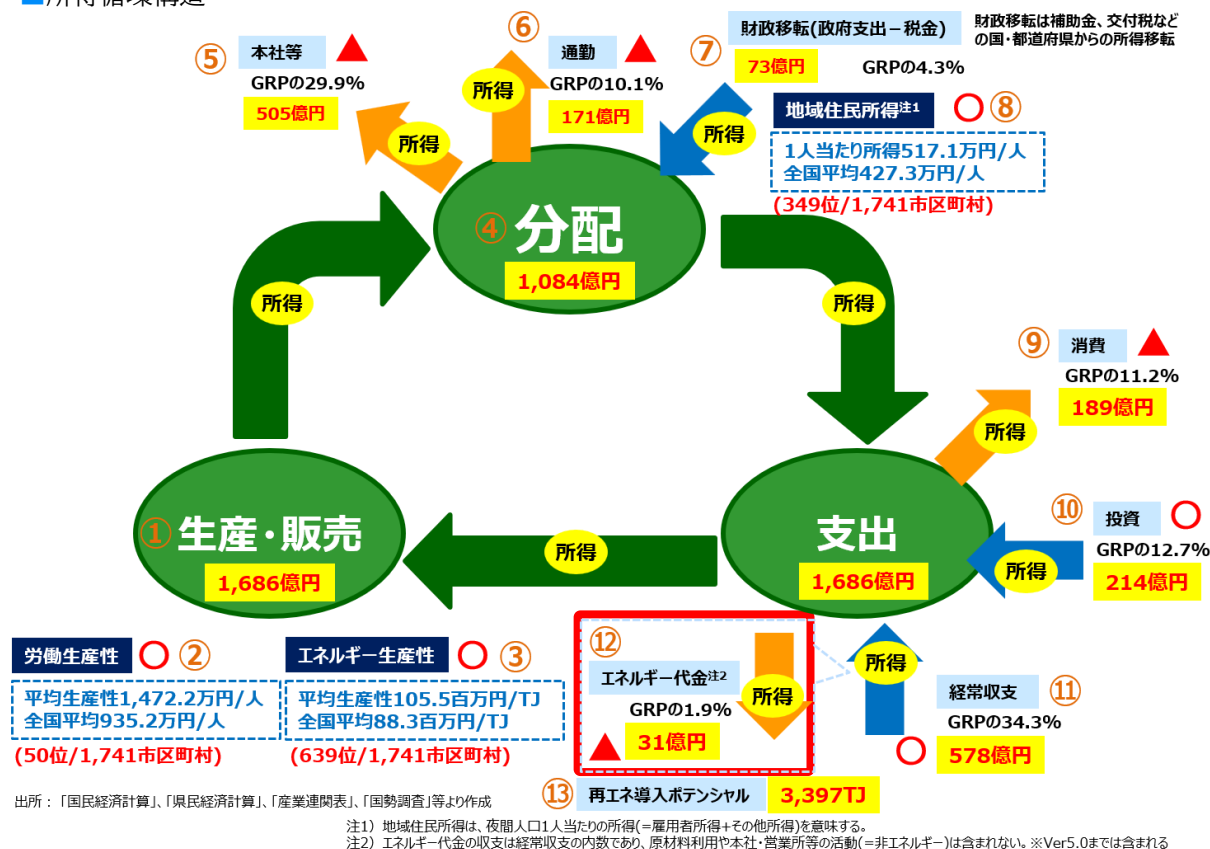


出典：国勢調査（各年10月1日）

●産業の課題分析

環境問題は町民・事業所等のあらゆる社会経済活動から生じるものであり、環境・経済・社会の様々な課題と密接に関係しています。さらなる経済活動の活性化を図る一方、今後、域外流出しているエネルギー代金についても地域で生産し消費する「地産地消」を図ることでエネルギーを持続的に生み出す自立的な循環構造を構築する必要があります。

■所得循環構造

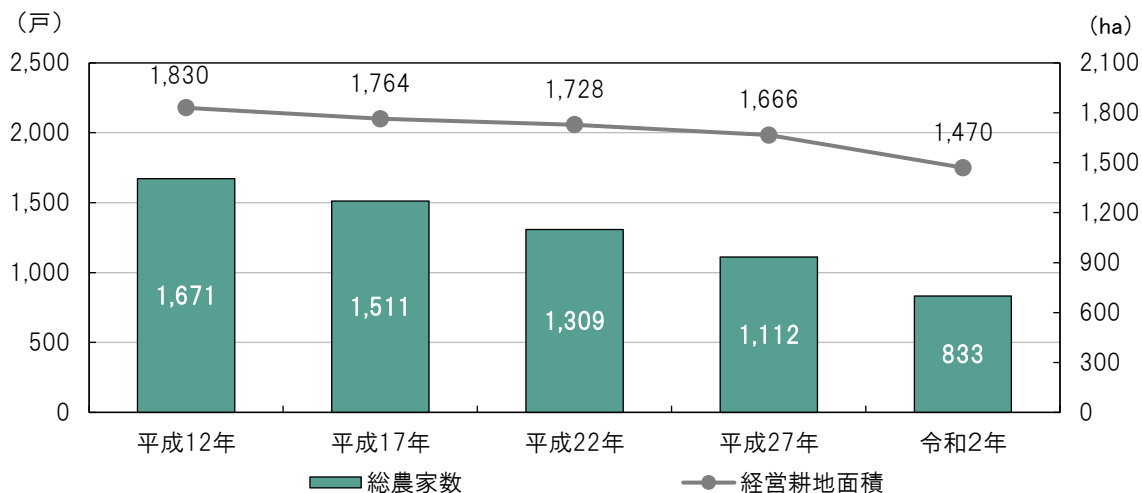


出典：環境省 地域経済循環分析ツール（2020年度）

●農業の状況

本町の総農家数および経営耕地面積は、令和2（2020）年で833戸、1,470haとなっており、ともに減少傾向で推移しています。

■総農家数および経営耕地面積の推移

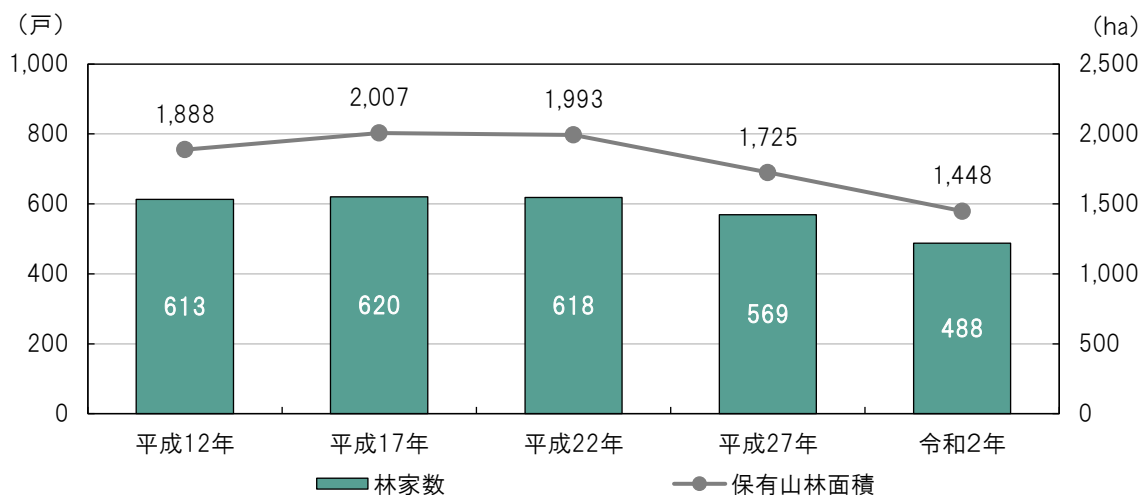


出典：農林業センサス（各年2月1日）

●林業の状況

本町の林家数および保有山林面積は、令和2（2020）年で488戸、1,448haとなっており、ともに減少傾向で推移しています。

■林家数および保有山林面積の推移

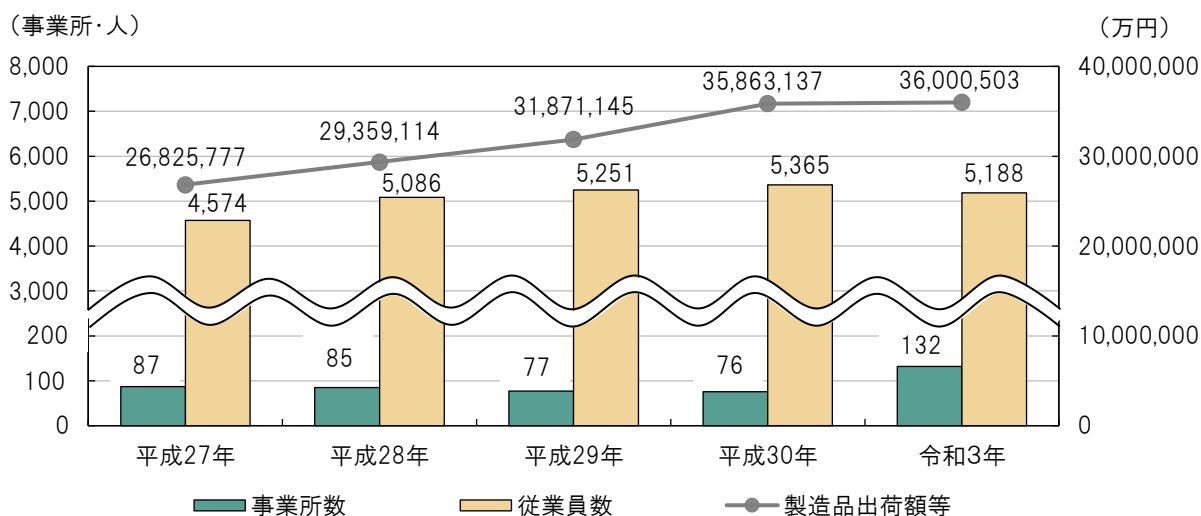


出典：農林業センサス（各年2月1日）

●工業の状況

本町の工業の事業所数、従業者数および年間製造品出荷額は、令和3（2021）年でそれぞれ132事業所、5,188人、36,000,503万円となっています。事業所数は減少傾向で推移していたものの令和3（2021）年には増加、従業者数は増加傾向で推移していたものの令和3（2021）年には減少に転じており、年間製造品出荷額は平成27（2015）年から平成30（2018）年まで大きく増加した後、微増傾向で推移しています。

■工業の事業所数、従業員数、年間製造品出荷額の推移



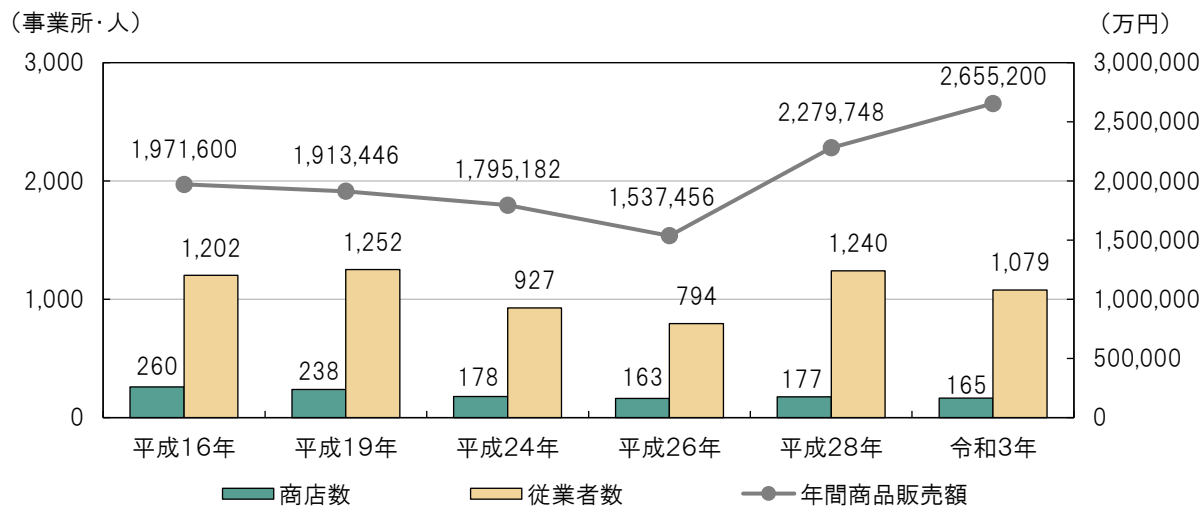
出典：経済センサス活動調査（平成27年、令和3年）（各年6月1日）

工業統計調査（平成28～平成30年）（平成28年は12月31日、平成29、30年は6月1日）

●商業の状況

本町の商業の事業所数、従業者数および年間商品販売額は、令和3（2021）年でそれぞれ165事業所、1,079人、2,655,200万円となっています。事業所数、従業者数は増減を繰り返して推移しており、年間商品販売額は平成26（2014）年に大きく減少した後、増加傾向で推移しています。

■商業の事業所数、従業員数、年間商品販売額の推移

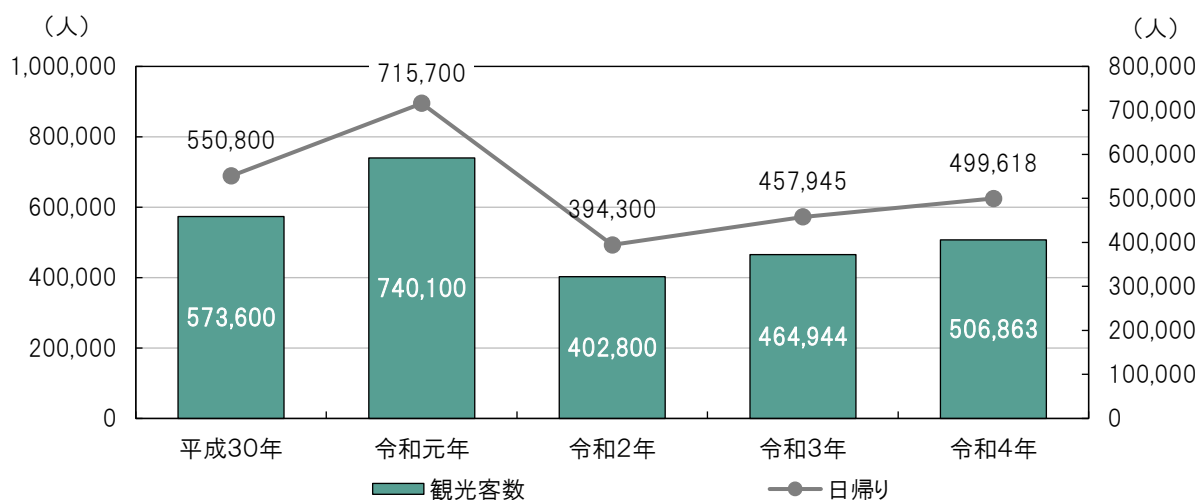


出典：経済センサス活動調査（平成28年、令和3年）（各年6月1日）
商業統計調査（平成16～平成26年）（各年6月1日）

（５）観光の状況

観光客数は、平成30（2018）年までは500,000人を超え、令和元（2019）年には、740,100人と急増していましたが、新型コロナウイルス感染症による影響で、令和2（2020）年は402,800人と減少となるものの、令和4（2022）年には506,863人と再び増加傾向となっています。また、日帰りも同様の傾向となっています。

■観光客数、日帰り客の推移



出典：商工観光課（各年12月31日）

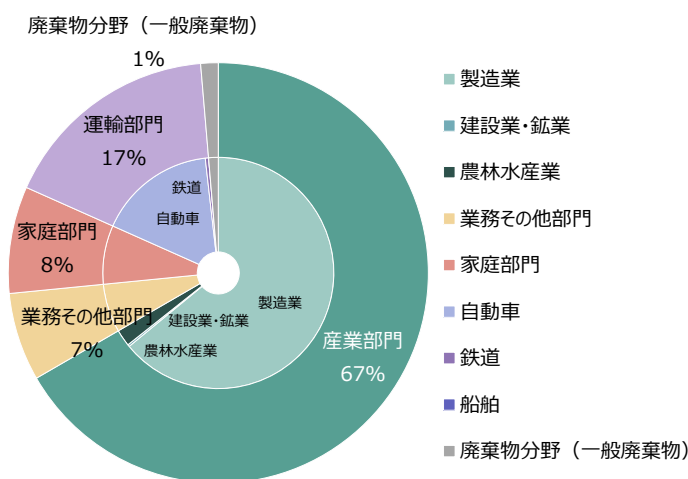
2. 日野町を取り巻く環境の状況

(1) 地球環境

● 温室効果ガス排出量

本町の温室効果ガス（CO₂）排出量は、令和4（2022）年度で268千t-CO₂となっています。温室効果ガス排出量が部門別で最も高いのは産業部門であり全体の67%、次いで運輸部門が17%、家庭部門が8%、業務その他部門が7%となっています。経年変化をみると、増減はあるものの減少傾向で推移し、平成25（2013）年度と比較すると10.5%減となっています。部門別に見ると、産業部門が1.5%増、業務その他部門が42.4%減、家庭部門が35.7%減、運輸部門が15.7%減、廃棄物分野が2.3%増となっています。

■ 部門・分野別 CO₂ 排出量構成比 令和4（2022）年度

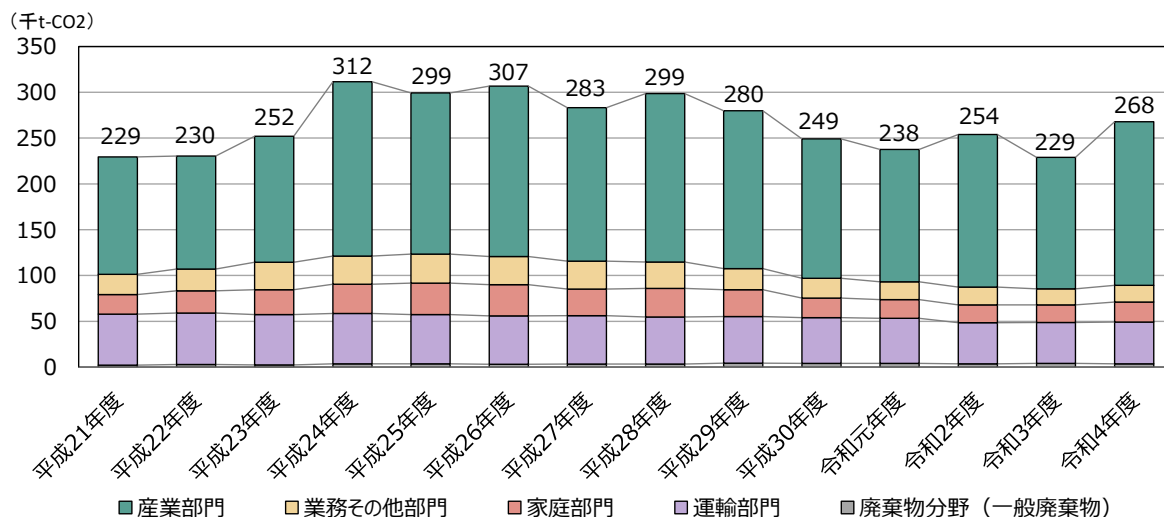


部門	令和4年度 排出量 (千t-CO ₂)	構成比 (%)
産業部門	179	67
製造業	172	64
建設業・鉱業	0.76	0
農林水産業	6	2
業務その他部門	18	7
家庭部門	22	8
運輸部門	46	17
自動車	44	17
旅客	22	8
貨物	22	8
鉄道	1	0
廃棄物分野 (一般廃棄物)	4	1
合計	268	100

※排出量、構成比ともに、小数点以下第1位で四捨五入したもので、合計値があわない場合がある

出典：環境省 自治体排出量カルテ

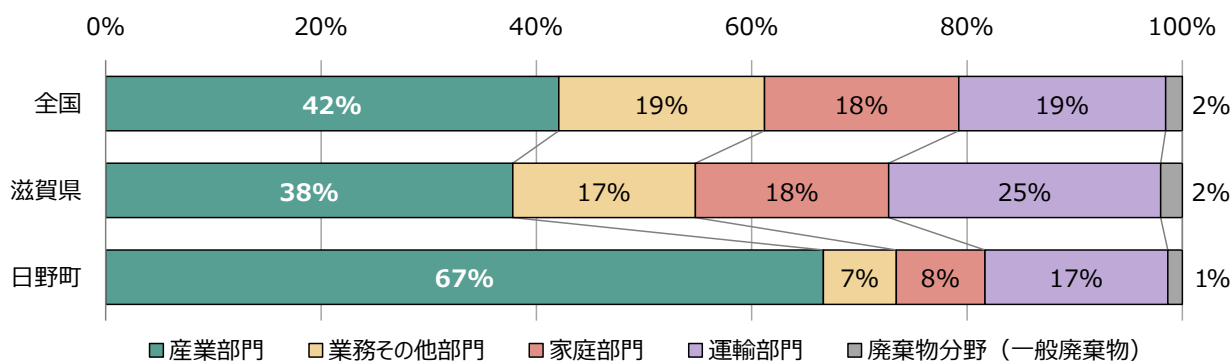
■ 部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量の経年変化



出典：環境省 自治体排出量カルテ

全国・県の平均と比較しても、産業部門の割合が高く、業務その他部門、家庭部門の割合が低くなっています。

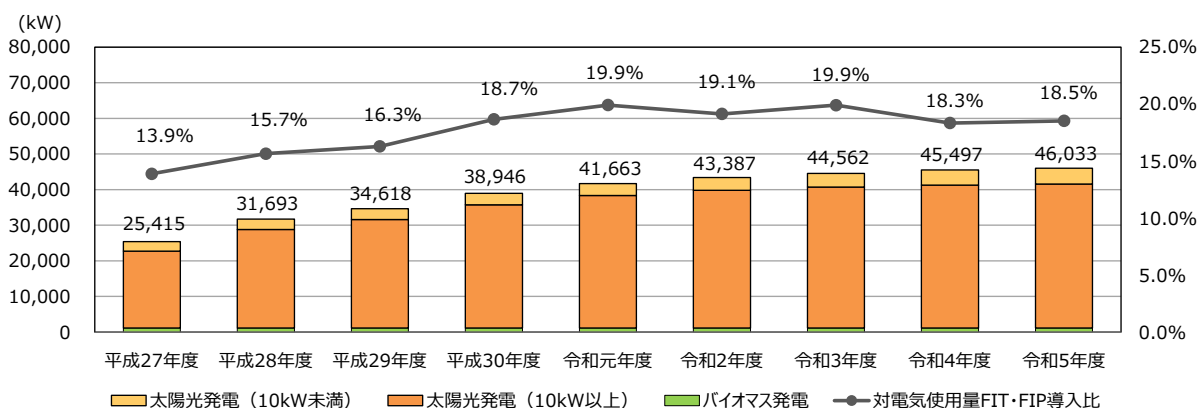
■部門・分野別構成比の比較（滋賀県平均および全国平均）（令和4（2022）年度）



出典：環境省 自治体排出量カルテ

町内の固定価格買取制度（FIT）による再生可能エネルギー設備の累計導入容量は、令和5（2023）年度で46,033kWとなっています。構成比は、10kW以上の太陽光発電が最も高く、次いで10kW未満の太陽光発電、バイオマス発電となっています。本町の電気使用量は令和5（2023）年度で361,721kWh、対消費電力FIT導入比で18.5%となっています。

■本町の再生可能エネルギーの導入設備容量累積の経年変化および電気使用量



出典：環境省 自治体排出量カルテ

コラム

再生可能エネルギーを活用した地域づくり（西明寺エコヴィレッジ協議会）

■活動紹介

日野町西明寺地区では、地域内でエネルギーの地産地消を進めるために、太陽光パネルを棚田に設置し、再生可能エネルギーを活用した農作業（獣害柵や電動草刈り機への利用）や生ごみ処理機（生ごみのたい肥化）を稼働させるなど生活に密着したエコ活動を活発に行っています。



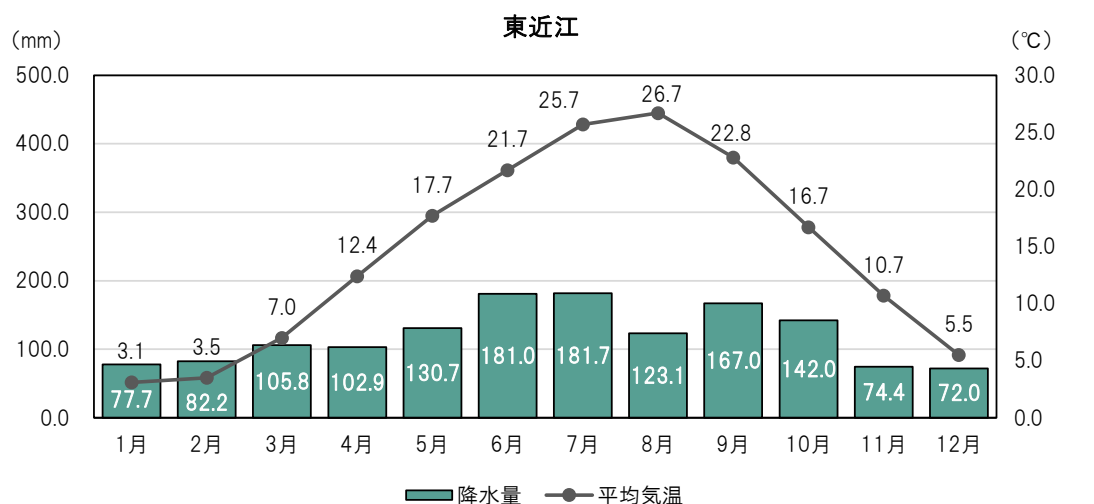
実施団体：西明寺エコヴィレッジ協議会

●気候

平成3（1991）年～令和2（2020）年の月別平均気温は、8月が26.7℃と最も高く、1月が3.1℃と最も低くなっています。

本町は滋賀県の中で中間に位置し、温暖な気候となっています。また、県下でも降水量が少ない地域であり、降水量は、梅雨時、夏から秋にかけての台風シーズンに多く、冬季に少ない傾向にあります。

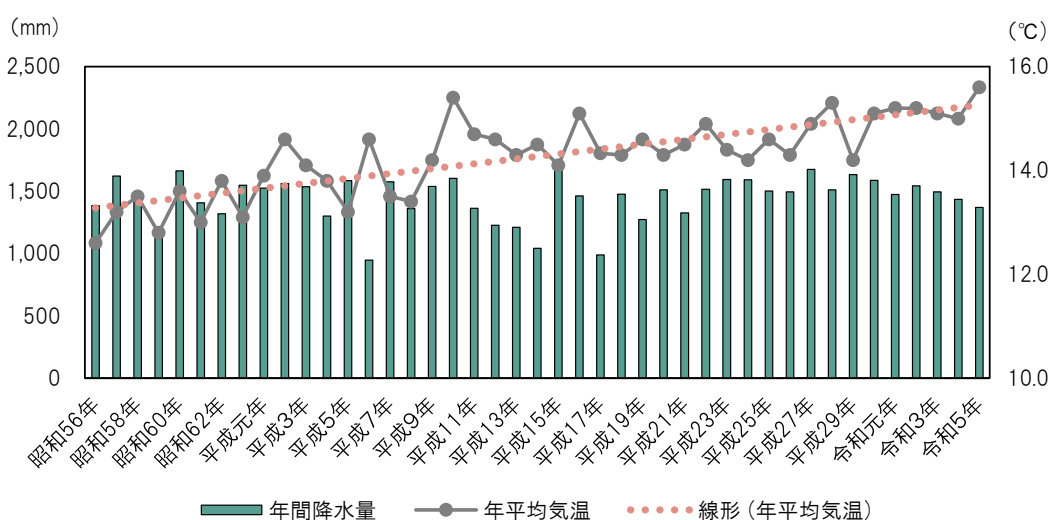
■平成3（1991）年～令和2（2020）年の月別平均気温と降水量



出典：気象統計情報（東近江）

年間降水量については大きな変化は見られないものの、年平均気温については上昇傾向にあります。

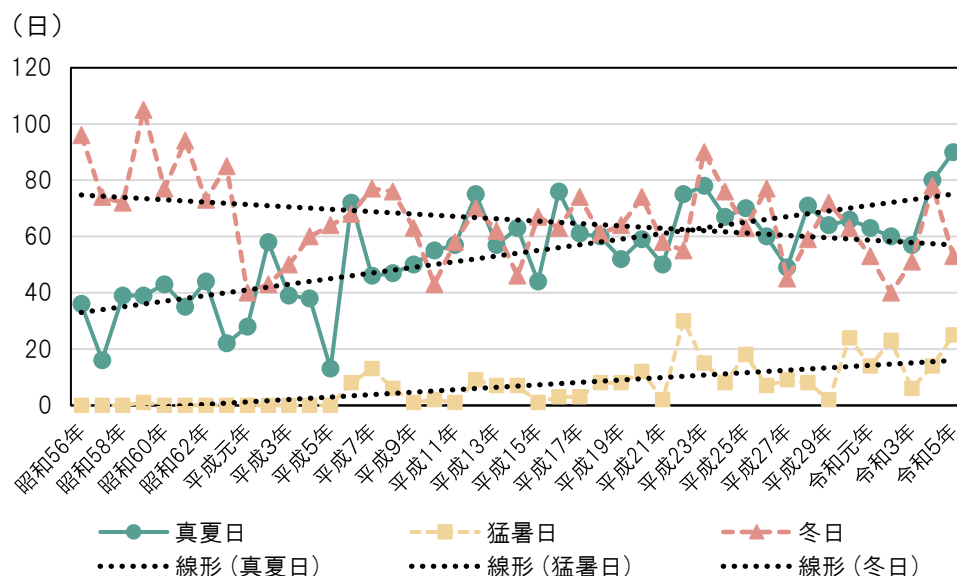
■年平均気温と年間降水量の推移



出典：気象統計情報（東近江）

また、30℃を超える真夏日、35℃を超える猛暑日も長期的に見て増加傾向、0℃未満の冬日は減少傾向にあり、地球温暖化が加速している状況がうかがえます。

■真夏日日数、猛暑日日数および冬日日数の推移



出典：気象統計情報（東近江）

コラム

「身近な水環境の全国一斉調査への参加」

■活動紹介

NPO法人蒲生野考現倶楽部では全国水環境マップ実行委員会主催による、身近な水環境の全国一斉調査が毎年6月の第一日曜日に実施され、私たちは第2回（2005年）から参加し、日野川水系や周辺溜池の計21地点で水質（COD：化学的酸素要求量）を調べています。調査の結果、水質については概ね大きな変化はなく、それより直前の降雨の影響が大きいと感じています。しかし、多くの地点で年々川原の草木が繁茂し、流れに近づくことが難しくなっています。



実施団体：NPO法人蒲生野考現倶楽部

(2) 自然環境

●山岳

町内には、丘陵、山地が多く、東にそびえる綿向山は、標高 1,110m、鈴鹿山系の一つで、鈴鹿国定公園内に位置しています。

■町内の主要山岳

山 岳 名	標 高	所 在 地	山 岳 名	標 高	所 在 地
綿 向 山	1,110m	北畑	石 子 山	342m	小野、奥師
竜 王 山	826m	西明寺、原	小 嶽	303m	下駒月、深山口、 鎌掛
宝 殿 ケ 岳	508m	鎌掛、音羽			
正 法 寺 山	361m	鎌掛	丸 山	271m	北脇、中在寺

出典：統計でわかる！日野のすがた 2023

●河川

町内には、淀川水系の一級河川の日野川、その日野川の支流となる佐久良川、出雲川があります。この水系は、最終的には琵琶湖へ流れ込んでいます。

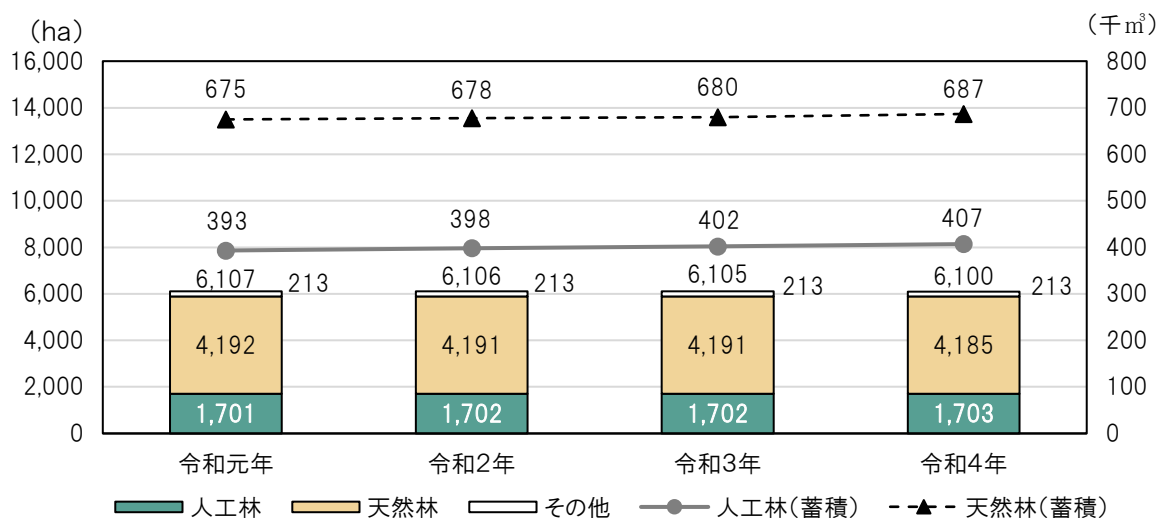
■町内の主要河川

河 川 名	延 長	起 点
日 野 川	14,859m	熊野 字向山
佐 久 良 川	10,569m	原 字桑原
出 雲 川	9,350m	西大路 字荒谷

出典：統計でわかる！日野のすがた 2023

●森林

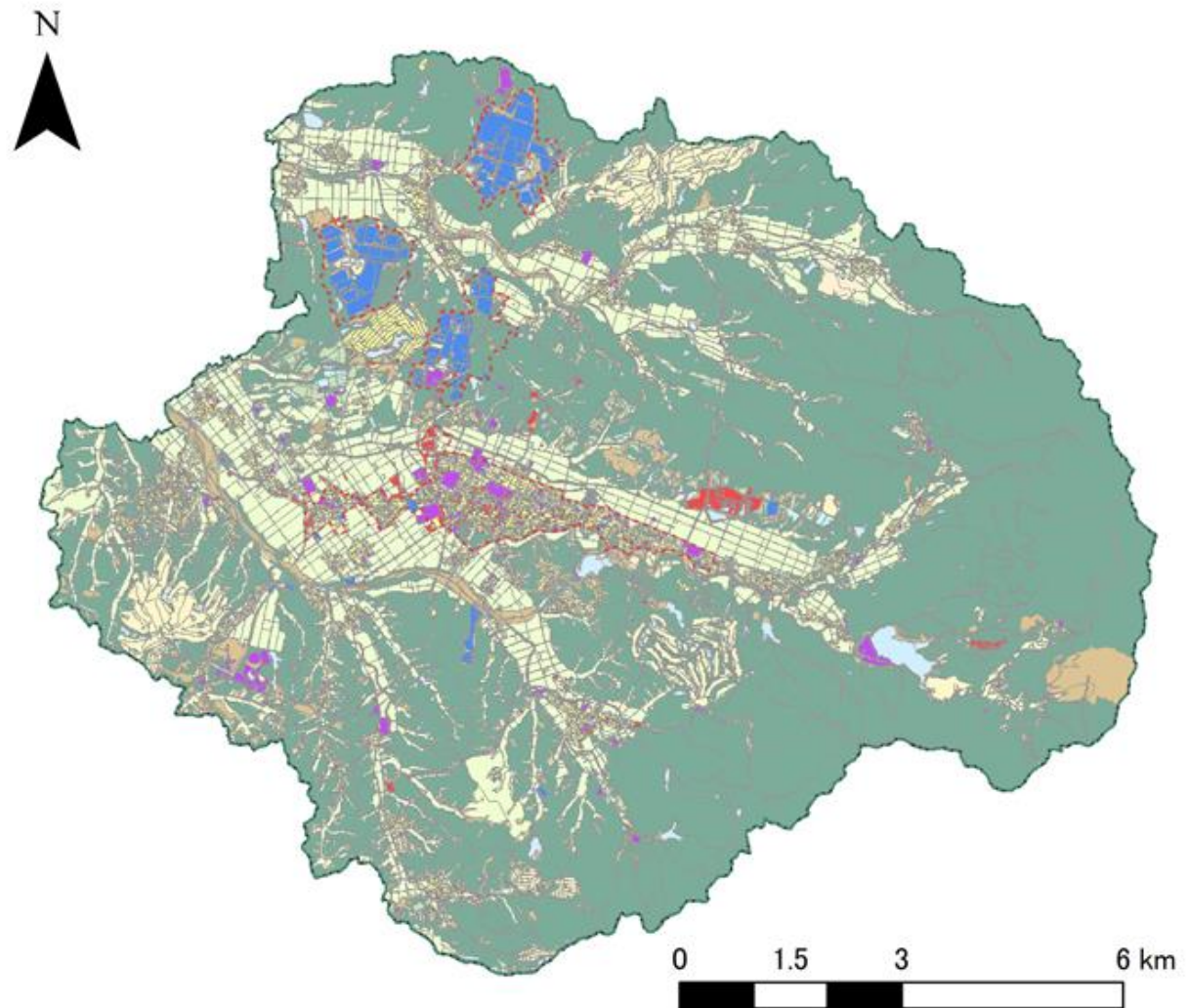
本町の森林面積は 6,100ha で、町域全体の 52%を占めています。また、本町には、国有林がないため、6,100ha すべて民有林となっています。また、森林の資源量の目安となる蓄積は、人工林、天然林ともに、微増となっています。



出典：滋賀県森林・林業統計要覧

※合計値は、小数点以下第1位で四捨五入したもので、合計値があわない場合があります

■日野町の地図



凡例			
	行政界		土地利用区分
	都市計画区域		田
	市街化区域		畑
			山林
			水面
			住宅用地
			商業用地
			工業用地
			農林漁業施設用地
			公益施設用地
			道路用地
			交通施設用地
			公共空地
			その他の空地
			その他自然地

土地利用状況図

出典：日野町都市計画マスタープラン

● 日野町の天然記念物

■ 熊野のヒダリマキガヤ



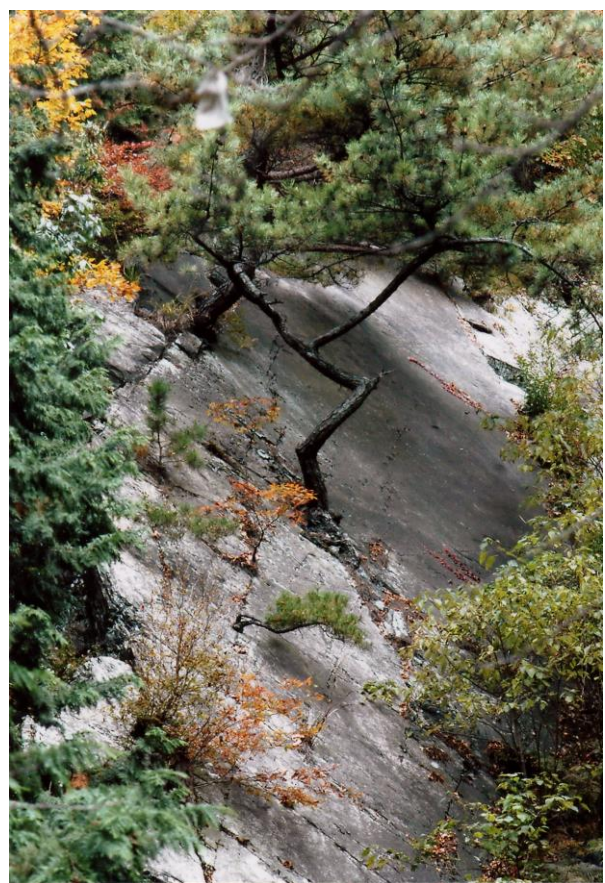
■ 鎌掛谷ホンシャクナゲ群落



■ 綿向山麓の接触変質地帯



■ 鎌掛の屏風岩



■ 別所高師小僧



●滋賀県の特特定外来生物

表5. 特特定外来生物と指定外来種の選定状況.

(「特」: 特特定外来生物の種数、「指」: 指定外来種の種数、◎特特定外来生物、●指定外来種)

生物群	県内に定着済みの外来種				県内未定着の外来種		合計
	強影響 外来種	中影響 外来種	一般 外来種	定着種 計	侵入警戒 外来種	確認 記録 外来種	
哺乳類	◎アライグマ ◎ヌートリア ●ハクビシン			特2指1	◎カニクイアライグマ ◎タイワンリス ◎タイワンザル ◎ガビチョウ		特5指1
鳥類	◎ソウシチョウ			特1	◎ガビチョウ		特2
爬虫類					◎カミツキガメ ●ワニガメ		特1指1
両生類	◎ウシガエル			特1			特1
魚類	◎オオクチバス ◎コクチバス ●タイリクバラタナゴ ◎チャネルキャットフィッシュ ◎ブルーギル	◎カダヤシ ●オヤニラミ		特5指2	◎オオタナゴ ◎ガー科魚類 ●カワマス ◎コウライギギ ●ピラニア類 ●ブラウントラウト ◎ヨーロッパナマズ		特9指5
昆虫類					◎アカカミアリ ◎アルゼンチンアリ ◎クビアカツヤカミキリ ◎セイヨウオオマルハナバチ ◎ツマアカスズメバチ ◎ヒアリ(アカヒアリ)		特6
クモ類	◎セアカゴケグモ			特1	◎ハイイロゴケグモ ◎クロゴケグモ		特3
甲殻類	●フロリダマミゾコエビ	◎ウチダザリガニ ／タンカイザリガニ		特1指1	●オオミジンコ		特1指2
貝類	◎カワヒバリガイ ●コモチカワツボ ●スクミリンゴガイ			特1指2			特1指2
動物計	特10指5	特2指1		特12指6	特17指5		特29指11
シダ植物	◎アゾラクリスタータ			特1			特1
種子植物 双子葉類	◎アレチウリ ●イチビ ◎ウスグオオバナミズキンバイ ◎オオフサモ ◎ナガエツルノゲイトウ ◎ミズヒマワリ ●ワルナスビ	◎オオカワヂシャ ◎オオキンケイギク ◎ナルトサワギク	◎オオハンゴンソウ	特9指2	◎ブラジルチドメグサ		特10指2
種子植物					◎ボタンウキクサ		特1
植物計	特6指2	特3	特1	特10指2	特2		特12指2
合計	特16指7	特5指1	特1	特22指8	特19指5		特41指13

出典: 滋賀県 滋賀県外来種リスト

コラム

「特特定外来生物」とは

特特定外来生物とは、もともと日本にいなかった生物（外来生物）のうち、生態系などに被害を及ぼすものを特特定外来生物として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・輸入・販売・譲渡、放出などを原則として禁止しています。

■外来種による悪影響および予防

外来種が引き起こす3つの悪影響

① 日本固有の生態系への影響

- 在来種(もともとその地域にいる生物)を食べる
- 近縁の在来種と交雑して雑種をつくる
- 在来種のすみかを奪ったり、えさを奪い合ったりする

② 人の生命・身体への影響

- 毒をもっている
- 人をかんだり刺したりする

③ 農林水産業への影響

- 農林水産物を食べる
- 畑を踏み荒らす

外来種被害予防3原則

～侵略的外来種による被害を予防するために～

① 入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」

② 捨てない

(逃がさない・放さない・逸出させないことを含む)
飼養・栽培している外来種を適切に管理し「捨てない」

③ 拡げない

(増やさないことを含む)
既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」

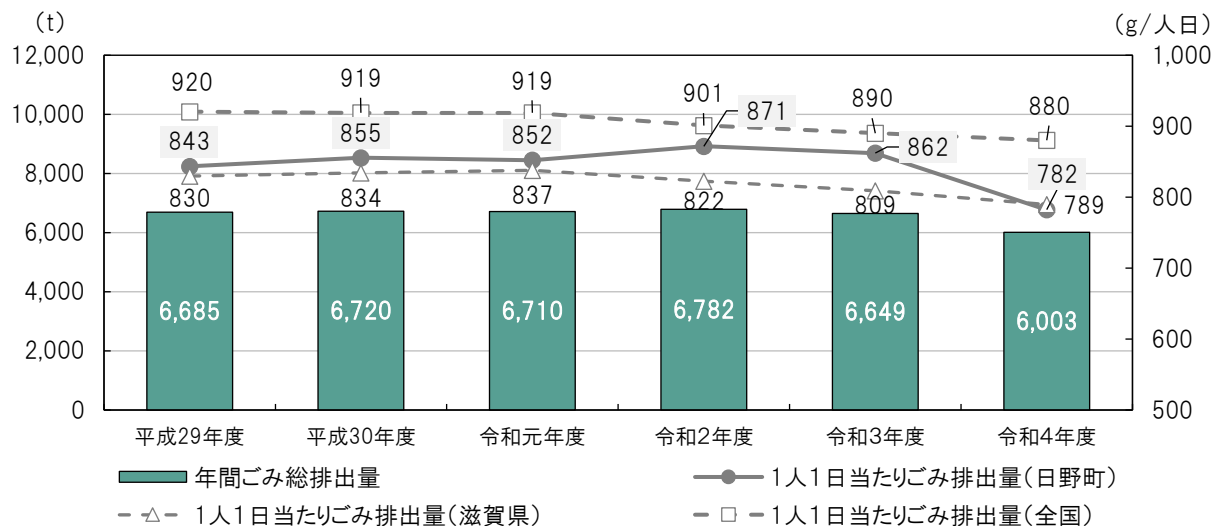
出典: 環境省

(3) 生活環境

●ごみ

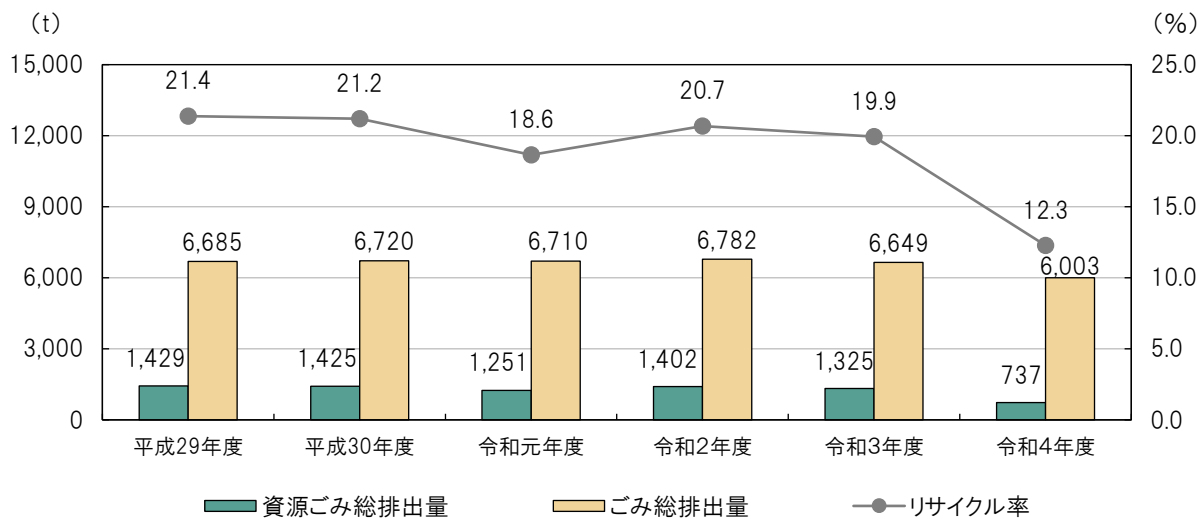
家庭ごみの総排出量は増減を繰り返しながらおおむね横ばいとなっており、1人1日当たりのごみの量は、滋賀県、全国は減少傾向にあるものの、日野町では増減を繰り返しながら微増加傾向で推移しています。また、資源ごみのリサイクル率は減少傾向にあり、再資源化状況が停滞している傾向にあります。

■ごみの総排出量と町民1人1日当たりのごみ排出量



出典：環境省（一般廃棄物処理実態調査）

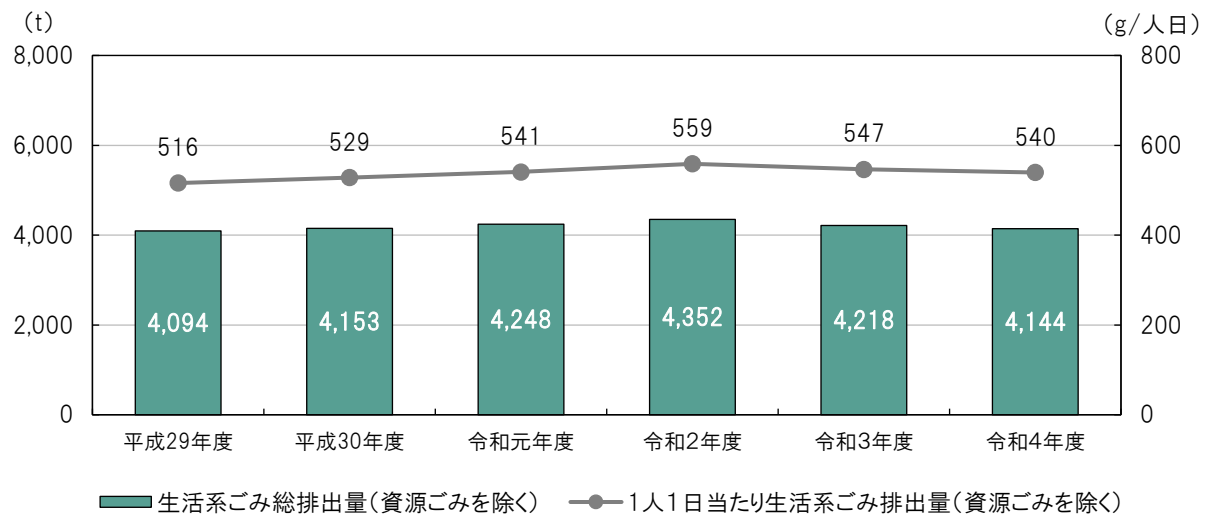
■ごみの分別状況とリサイクル率



出典：環境省（一般廃棄物処理実態調査）

生活系ごみの総排出量（資源ごみを除く）と町民1人1日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみを除く）は令和2年度をピークに減少傾向となり、令和4年度には町民1人1日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみを除く）が540gとなっています。

■生活系ごみの総排出量（資源ごみを除く）と町民1人1日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみを除く）



出典：環境省（一般廃棄物処理実態調査）

コラム

生ごみ堆肥化モデル事業

■活動紹介

令和4年7月より、「家庭から出る生ゴミの堆肥化によるごみ減量」を目指して、社会福祉法人わたむきの里福祉会（わたむきの里エコドーム）と、日野町地域女性団体連合会と連携し、家庭から出る生ごみの堆肥化を進める活動を行っています。毎週火曜日に西大路公民館、日野公民館、必佐公民館の3箇所で、各家庭で出た生ごみを持ち寄り、わたむきの里エコドームで生ごみを堆肥化させた後、各家庭で堆肥として有効活用しています。



●水質の状況

町では、河川の水質調査を日野川（上流）、日野川（下流）、佐久良川、野川、大谷川、法光寺川、出雲川、蓮花寺頭首工の8地点で行っています。各地点での河川調査の結果、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）は、環境基準を達成しています。

●大気の状態

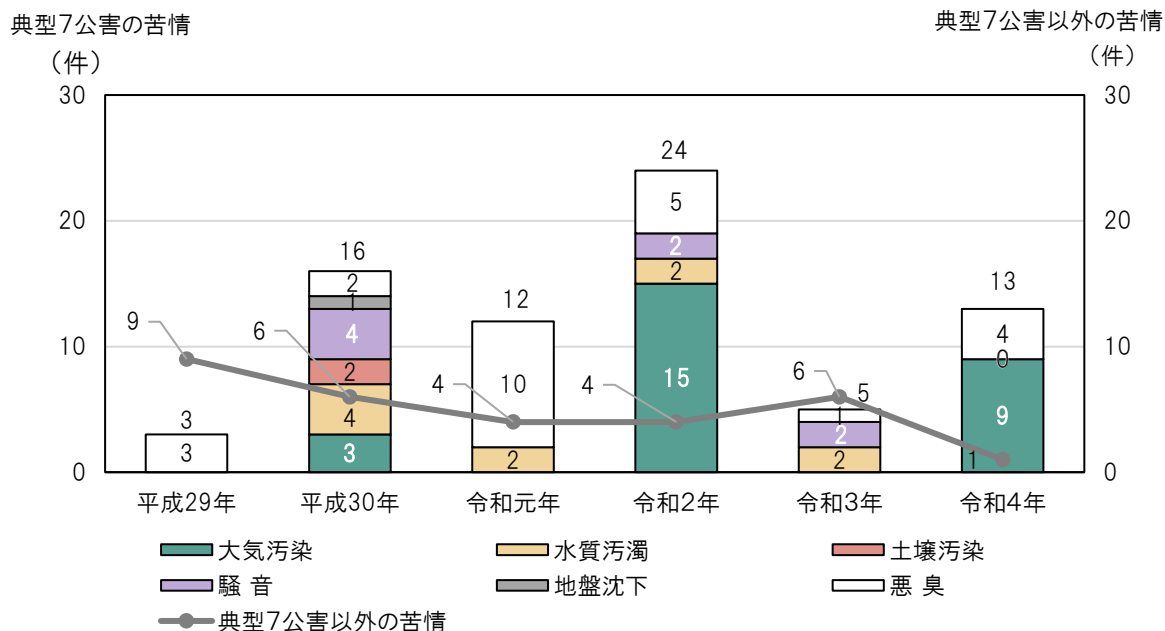
町では、二酸化硫黄および窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素）のモニタリング調査を、日野公民館、西大路公民館、西桜谷公民館の町内3地点で行っています。各地点でのモニタリング調査の結果、二酸化硫黄および窒素酸化物の日平均濃度は、環境基準を達成しています。

●公害苦情の状況

苦情受理件数は増減を繰り返しながら推移しています。苦情の内容については、令和2（2020）年に大気汚染の苦情が15件と最も多くなっています。また、毎年、増減はあるものの悪臭の苦情があり、令和元（2019）年には10件となっています。

典型7公害以外の苦情については、平成29（2017）年をピークに令和元（2019）年まで減少傾向となっているものの、令和2年（2020）年から再び増加傾向となっています。

●公害苦情件数の推移



※典型7公害のうち、平成29年～令和3年の「振動」の苦情はないため、グラフから除いています

出典：滋賀県統計書

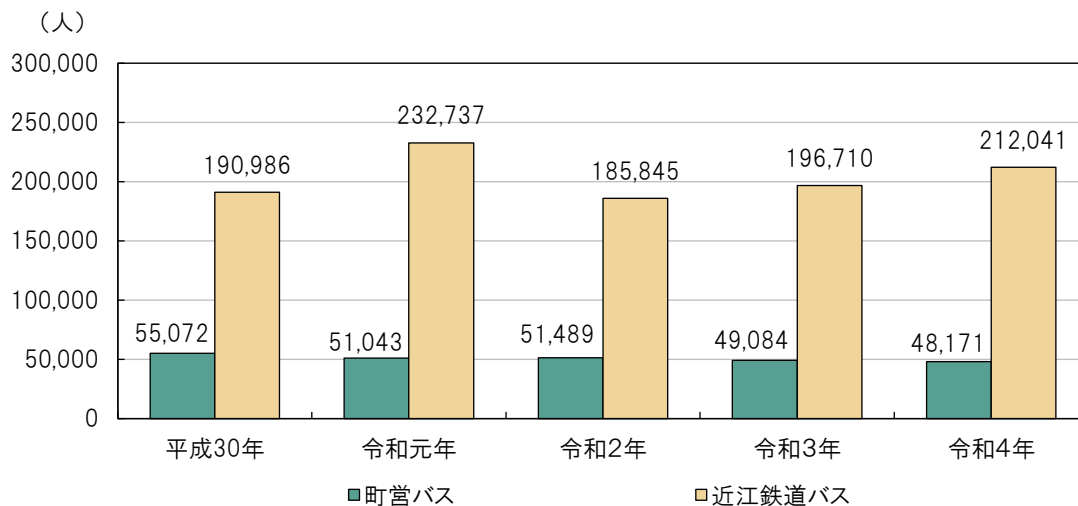
●公共交通の状況

町営バスの利用者数は増減を繰り返しながら減少傾向、近江鉄道バスの利用者数は令和2（2020）年に減少したものの、それ以降は増加傾向に転じています。

また、近江鉄道日野駅利用者数は令和2（2020）年に減少したものの、それ以降は増加傾向に転じています。

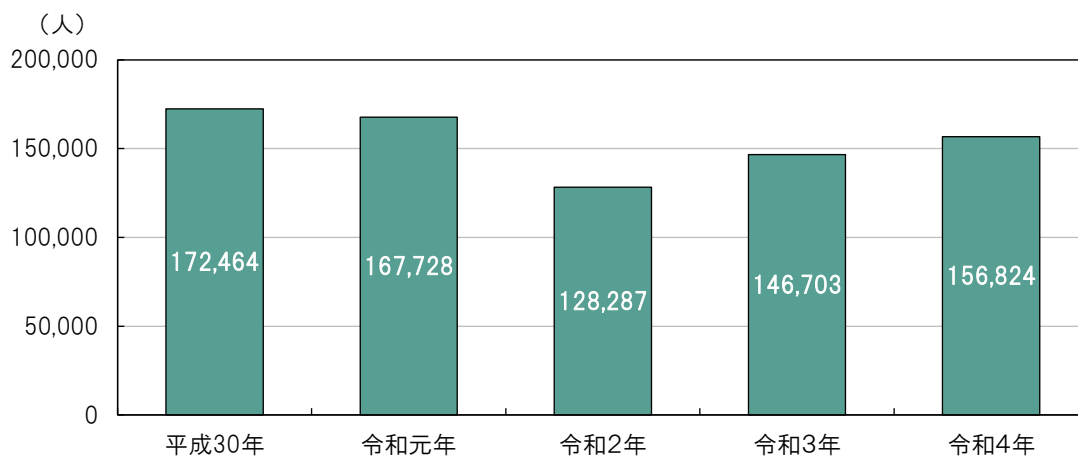
令和2（2020）年、近江鉄道バス、近江鉄道日野駅の利用者数減少は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響と考えられます。

■町営バス・近江鉄道バスの利用者数の推移



出典：交通環境政策課（各年9月30日）、近江鉄道㈱八日市営業所

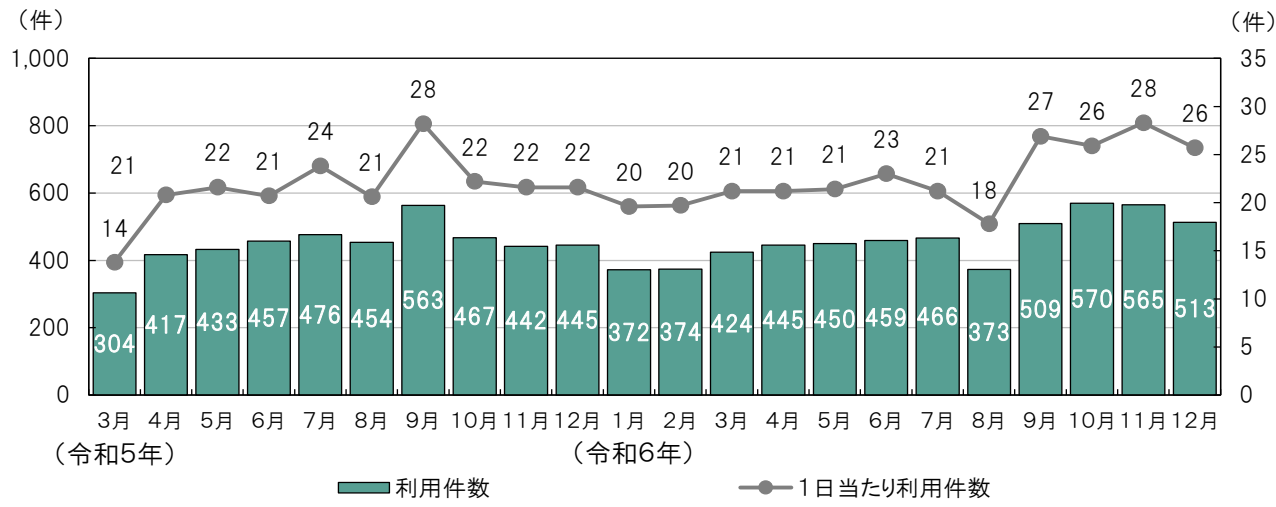
■近江鉄道日野駅利用者数（乗車数）の推移



出典：近江鉄道㈱鉄道部

町では、A I を搭載した運行管理システムによる A I オンデマンド交通「チョイソコひの」を令和 5（2023）年 3 月 1 日から実証実験運行しています。令和 6（2024）年 12 月 31 日時点で、利用件数（合計）9,978 件となっています。月別においては、おおむね 450 件前後を推移しています。

■「チョイソコひの」の利用件数の推移



出典：日野町交通環境政策課

●自動車保有の状況

自動車保有数は、貨物自動車は増加傾向、乗用車は減少傾向、全体的には、増減を繰り返しながら、減少傾向となっています。

■自動車等登録者数の推移

(単位：台)

年 度		平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
実 態		総 数	総 数	総 数	総 数	総 数
貨物自動車	普通車	567	575	590	599	596
	被けん引車	46	46	57	57	86
	小型車	637	627	637	636	649
	計	1,250	1,248	1,284	1,292	1,331
乗用車	普通車	3,773	3,874	3,958	4,026	4,051
	小型車	4,135	4,020	3,961	3,818	3,722
	計	7,908	7,894	7,919	7,844	7,773
乗合自動車		20	19	17	16	15
特種用途車		272	281	287	282	282
大型特殊車		27	26	29	28	30
軽自動車	原付 125cc 以下	1,153	1,066	1,038	992	958
	二輪車 125 超～250cc 以下	262	272	284	292	302
	自動二輪車 250cc 超	408	412	408	403	410
	小型特殊車	1,292	1,170	1,146	1,095	1,064
	四輪（三輪含）	10,311	10,289	10,283	10,264	10,149
合 計		22,903	22,677	22,695	22,508	22,314

出典：近畿運輸局滋賀運輸支局・税務課（各年 3 月 31 日）

(4) パートナースhip

●環境教育の状況

町の環境教育を総合的かつ体系的に進めるため、地域、学校、企業、住民活動団体、町などが担うべき役割を認識し、協働による環境教育を継続的に進めていくため、日野町まちづくり出前講座を実施しています。

■令和6（2024）年度日野町まちづくり出前講座メニュー一覧（環境に関わる項目のみ掲載）

	出前講座名	主催課名	内容
1	あなたにもできる、ごみ減量・リサイクル	交通環境政策課	めざせ1世帯1日100g、ごみ減量大作戦
2	有害鳥獣対策	農林課	集落ぐるみで行う獣害対策について
3	里山整備事業	農林課	琵琶湖森林づくり県民税、森林環境譲与税による里山の利活用について
4	地域力を高めるフードドライブ&フードパントリー	福祉保健課	地域の一人ひとりが無理なくできる社会貢献を一緒に考えます
5	下水道のある暮らしと水洗化のすすめ	上下水道課	下水道の目的としくみ、排水設備について
6	安心、安全な水道のしくみ	上下水道課	飲み水ができるまでと水質管理などについて
7	子育て応援 FUDO DRIVE～地域で支え合う輪づくり～	子ども支援課	地域で助け支え合える「循環型の子育て」を日野町で実現できるようみんなで考えます

出典：日野町企画振興課

コラム

パートナーシップによる環境保全活動「しがCO₂ネットゼロまちづくり」

滋賀県地球温暖化防止活動推進センターでは、「まちづくり」の視点からCO₂ネットゼロに取り組む住民活動、「しがCO₂ネットゼロまちづくり」事業に取り組んでいます。

本町では、日野地区運営協議会（日野町）～「自覚者は責任者である」の意思で脱炭素に取り組む～日野町の中心エリアの自治組織である「日野地区運営協議会」が県内5例目となる宣言をされています。宣言文には、『滋賀の先達に「自覚者は責任者である」という言葉があり、問題に気づいた者が、まず問題解決に向けて自ら取り組む責任があるという意味です。』と地球温暖化の問題を自分のことと考え、自らが暮らしの中で、CO₂ネットゼロまちづくりに取り組む思いを綴られています。

宣言を受けて日野町長も、「綿向山の植生の変化から地球温暖化の影響を感じている。地域と行政が一緒になって自然あふれる町にしていきたい。」と言葉を述べています。

この事業は、地域の特性や課題に応じた温暖化対策に住民主体で取り組み、CO₂削減を図るだけでなく、地域が活性化し、持続可能なまちづくりを推進する取り組みでもあります。



出典：「滋賀県地球温暖化防止活動推進センター」
公式ホームページ

3. 各種調査結果および意見収集について

(1) アンケート調査結果

【目的】

環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境施策の基本方針となる「日野町環境基本計画」の策定に向けて、町民や町内で活動されている事業者から、環境について日頃感じていることや意見などを聞き、計画策定の参考とすることを目的として実施しました。

【実施概要】

<町民アンケート>

◇調査対象者：町内在住の18歳以上の1,000人の町民（無作為抽出）

◇調査期間：令和5(2023)年10月31日（火）～令和5(2023)年11月20日（月）

◇調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入およびWEB方式

<事業者アンケート>

◇調査対象者：町内で活動する事業者100社（無作為抽出）

◇調査期間：令和5(2023)年10月31日（火）～令和5(2023)年11月20日（月）

◇調査方法：郵送配布・郵送回収による記入およびWEB方式

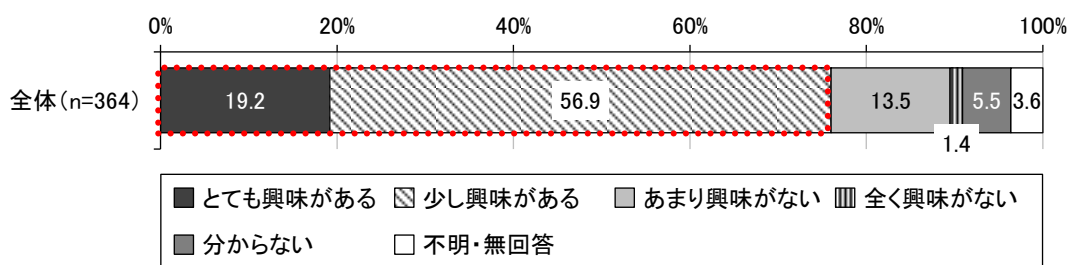
	配布数	有効回収数	有効回答率
町民意識調査	1,000 件	364 件	36.4%
事業者調査	100 件	47 件	47.0%

① 町民アンケート結果

問 あなたは、環境問題に興味がありますか。

環境問題に興味があると回答した方が約7割と町民の環境問題への関心が高くなっています。

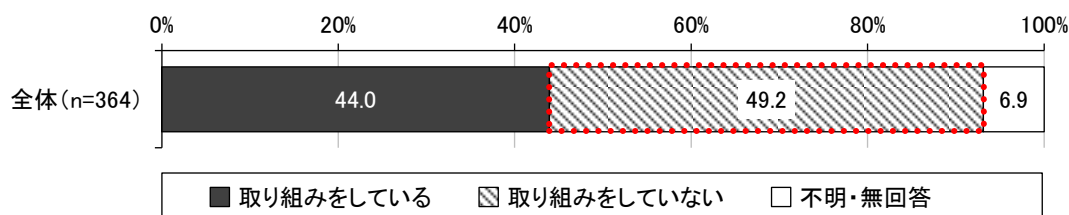
環境問題に興味があるかについてみると、「少し興味がある」が56.9%と最も高く、次いで「とても興味がある」が19.2%、「あまり興味がない」が13.5%となっています。



問 あなたは、環境問題に関する取り組みをしていますか。

環境問題に関する取り組みをしていないと回答した方が約5割と低くなっています。

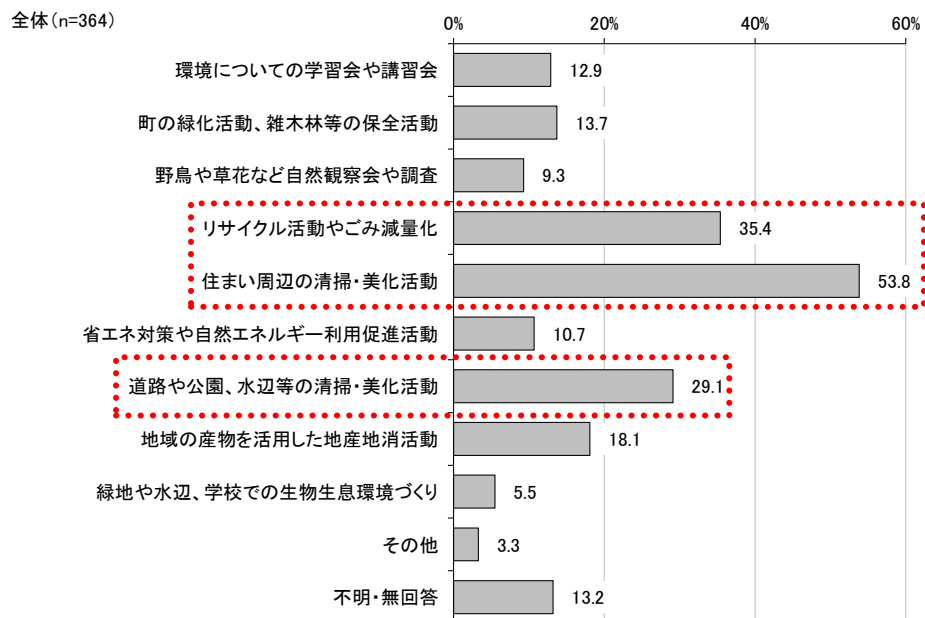
環境問題に関する取り組みをしているかについてみると、「取り組みをしていない」が49.2%と、「取り組みをしている」の44.0%を上回っています。



問 どのような環境保全活動なら、参加や協力をしてみたいですか。

清掃・美化活動、ごみ減量化等、地域のごみ問題への関心が高くなっています。

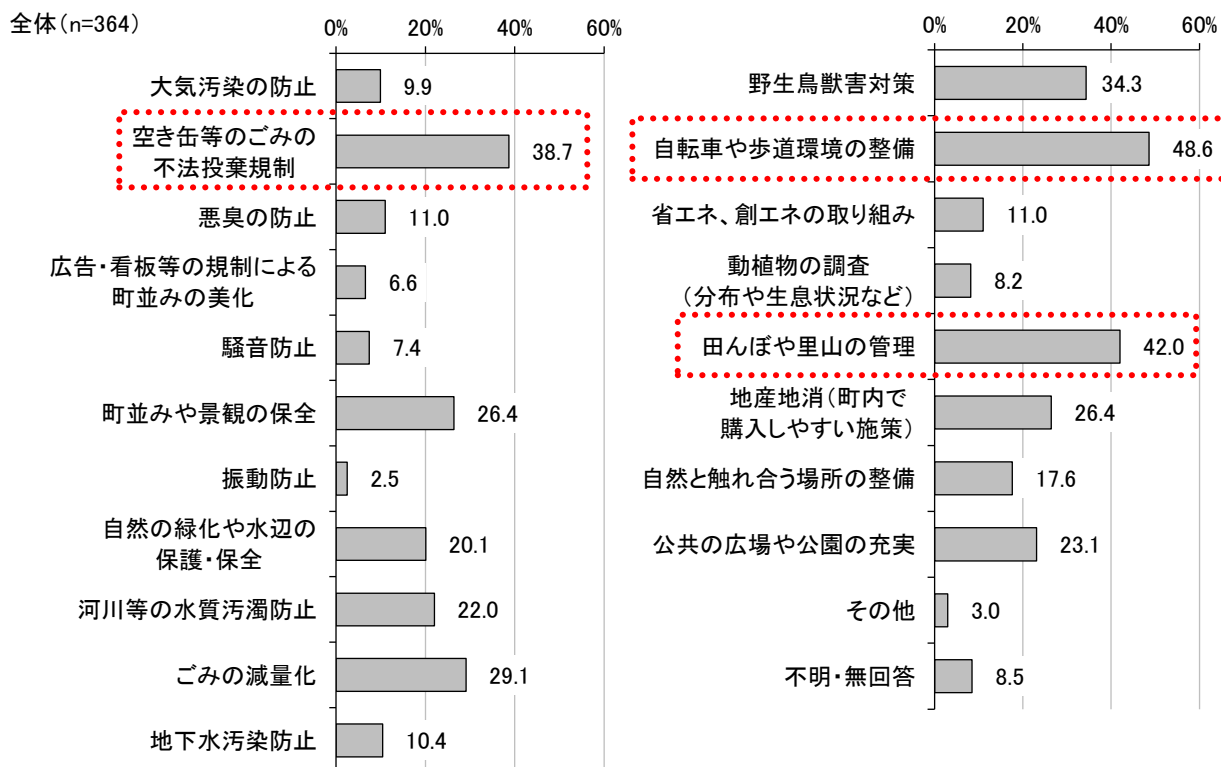
参加や協力をしてみたい環境保全活動についてみると、「住まい周辺の清掃・美化活動」が 53.8%と最も高く、次いで「リサイクル活動やごみ減量化」が 35.4%、「道路や公園、水辺等の清掃・美化活動」が 29.1%となっています。



問 日野町は、環境保全の中で何を優先して行うべきと考えますか。

田んぼや里山の管理、ごみの不法投棄規制・ごみの減量化等の環境保全への対策が必要です。

日野町が優先して行うべきと考える環境保全についてみると、「自転車や歩道環境の整備」が 48.6%と最も高く、次いで「田んぼや里山の管理」が 42.0%、「空き缶等のごみの不法投棄規制」が 38.7%となっています。

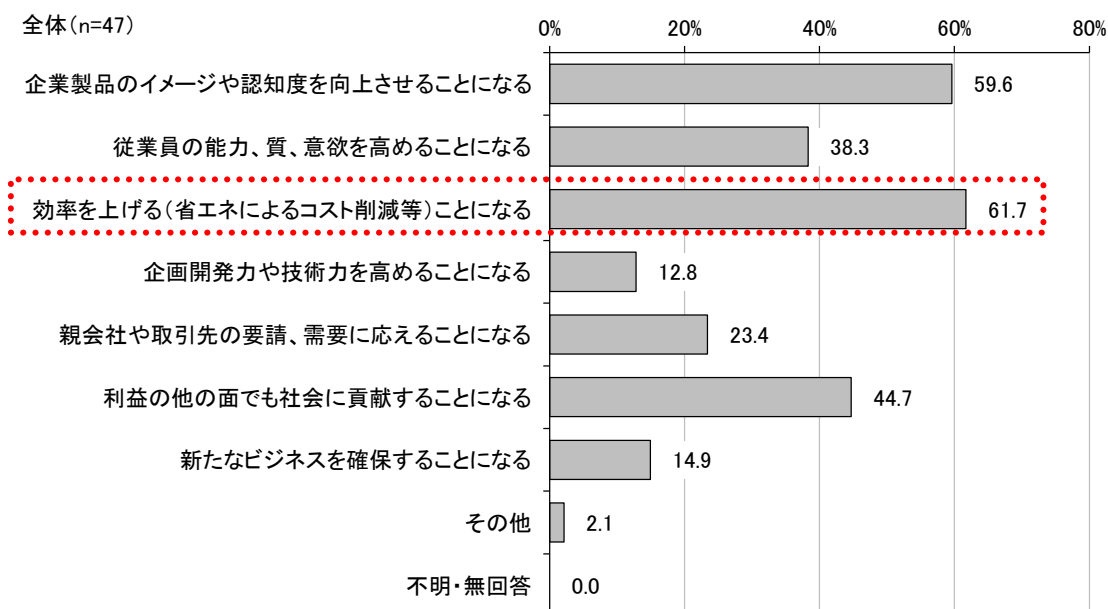


② 事業者アンケート結果

問 環境に関する取り組みをすることで、貴事業所にもたらされる良い効果には何があると思われますか。

環境への取り組みによって事業所の効率を上げる（省エネによるコスト削減等）ことになるが高くなっています。

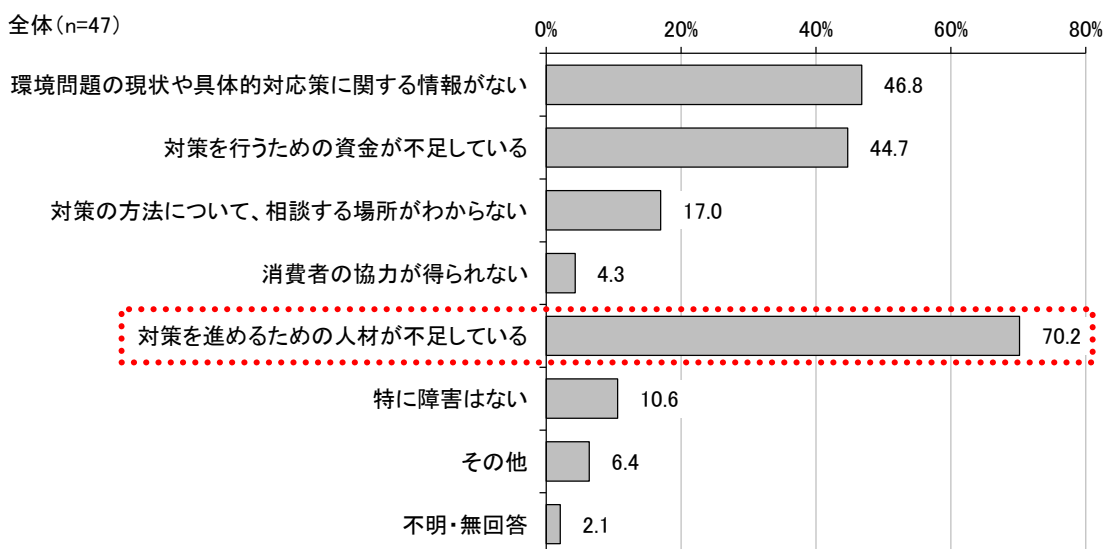
環境に関する取り組みによって事業所に生じる良い効果についてみると、「効率を上げる（省エネによるコスト削減等）ことになる」が 61.7%と最も高く、次いで「企業製品のイメージや認知度を向上させることになる」が 59.6%、「利益の他の面でも社会に貢献することになる」が 44.7%となっています。



問 貴事業所が環境保全対策を進めていくためには、どのようなことが障害になると思われますか。

対策を進めていくための人材が不足しているが7割と高く、人材の育成・確保が必要となっています。

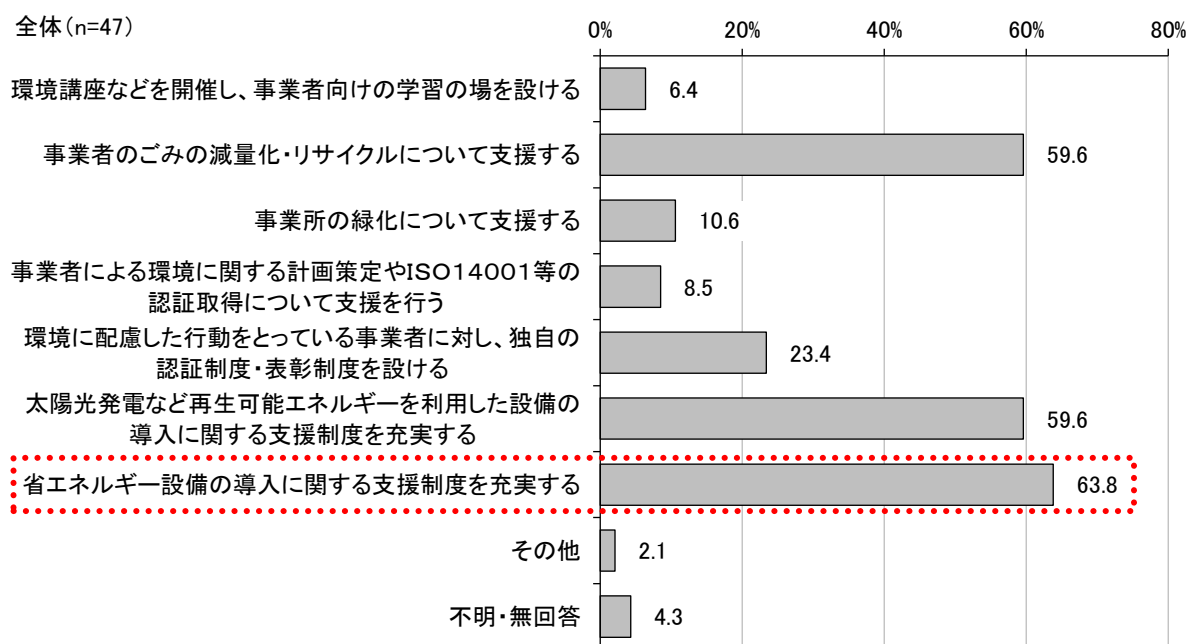
環境保全対策を進めていくために障害になると思うことについてみると、「対策を進めるための人材が不足している」が 70.2%と最も高く、次いで「環境問題の現状や具体的対応策に関する情報がない」が 46.8%、「対策を行うための資金が不足している」が 44.7%となっています。



問 貴事業所が環境保全対策を進めていくために、貴事業所が行政に期待している施策は何ですか。

省エネルギー設備の導入に関する支援制度を充実させるための施策が期待されています。

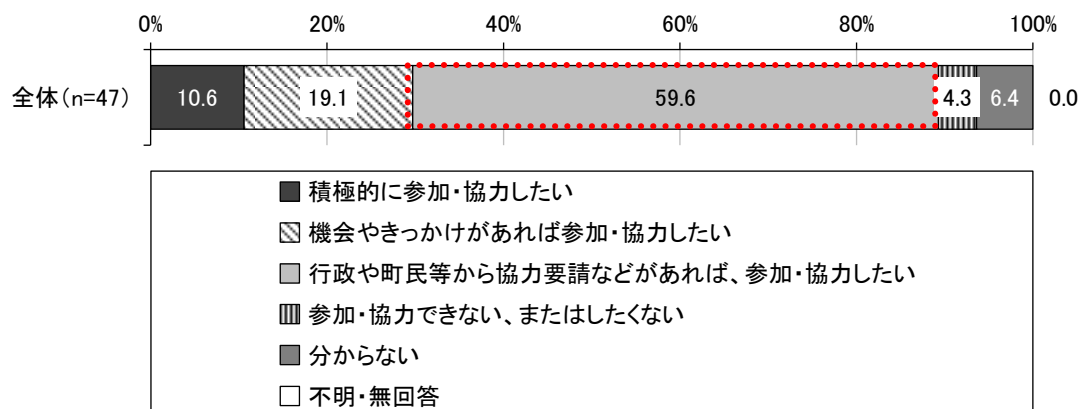
環境保全対策を進めていくために、行政に期待する施策についてみると、「省エネルギー設備の導入に関する支援制度を充実する」が 63.8%と最も高く、次いで「事業者のごみの減量化・リサイクルについて支援する」「太陽光発電など再生可能エネルギーを利用した設備の導入に関する支援制度を充実する」が 59.6%、「環境に配慮した行動をとっている事業者に対し、独自の認証制度・表彰制度を設ける」が 23.4%となっています。



問 貴事業所として環境保全活動への参加・協力は可能ですか。

事業所として行政や町民等から協力要請などがあれば、参加・協力したいが6割弱と高くなっています。

事業所として環境保全活動への参加・協力が可能かについてみると、「行政や町民等から協力要請などがあれば、参加・協力したい」が 59.6%と最も高く、次いで「機会やきっかけがあれば参加・協力したい」が 19.1%、「積極的に参加・協力したい」が 10.6%となっています。



(2) 子どもたちからの意見収集

【目的】

日野町が目指す環境の将来像に見据える 2050 年に、自分たちが暮らす日野町の環境がどのようになっているかイメージしてもらう機会として、町内の小中学生を対象に子どもたちの意見等を収集し、将来像等の検討に活用するための絵手紙を募集しました。

【実施概要】

「大切にしたい”日野のたから”と、今、わたしたちにできるSDGsの取り組みについて」をテーマに、子どもたちの想いや発想を自由に表現した作品の募集を行いました。

◇テーマ：わたしたちにできるSDGsと未来に残したい“日野のたから”

◇募集対象：小学校4年生～中学校3年生

◇募集期間：夏休み期間 令和6(2024)年7月10日(水)～令和6(2024)年9月6日(金)

◇募集方法：各学校を通じて募集を行いました。

【実施結果】

◇応募数：24点

◇環境に関する主なキーワード・メッセージ

- ・田んぼや自然などの風景を大切にしたい
- ・緑豊かな楽しい学校
- ・自然を壊さないで、守ってほしい
- ・日野菜や食べ物を大切にしよう
- ・食べ残しをなくそう
- ・みんなが楽しめる公園にしたい
- ・自然や花が身近にある暮らし
- ・在来種を守ろう
- ・外来種を持ち込まないで
- ・楽しくすごせる町に
- ・ごみ拾いをする
- ・マイクロプラスチックをなくしたい

わたしたちにできるSDGs
エコ絵手紙を募集します!

町の自然やそこにすむ生きものたち、大切な日野のたからを未来に残すために、わたしたちにできるSDGsの取り組みを絵手紙にしてみよう!

テーマ
わたしたちにできるSDGsと
未来に残したい“日野のたから”

大人になっても残っていてほしい町の風景やお気に入りの場所、暮らしの姿など。大切にしたい“日野のたから”と、今、わたしたちにできるSDGsの取り組みについて、あなたの想いや発想を自由に表現してみてください!

◆募集対象
町内の小学4年生～中学3年生

◆応募期間
令和6年9月6日(金) 必着

◆作品条件
・郵便はがきまたは同サイズの用紙(14.8cm×10cm)で応募してください
・作品は、絵と文字が入った絵手紙とします
・一人何点でも応募できます
・未発表で自作のものに限ります

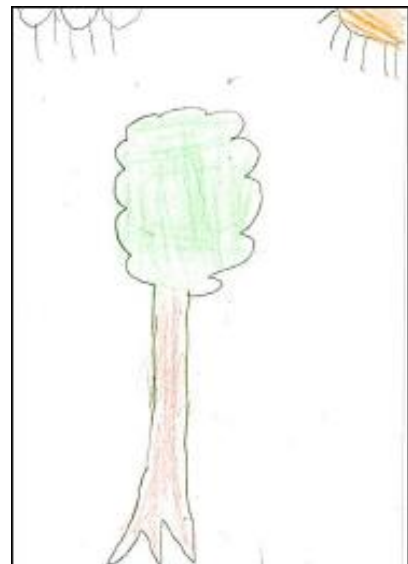
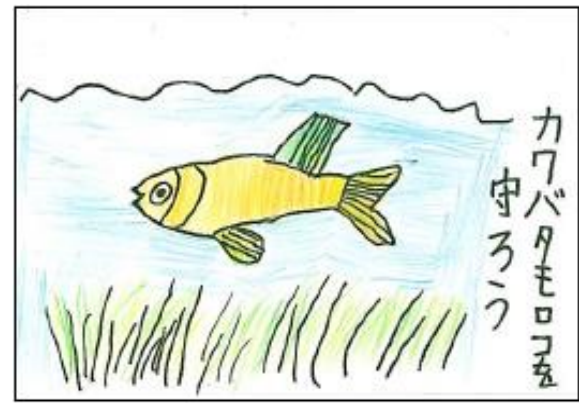
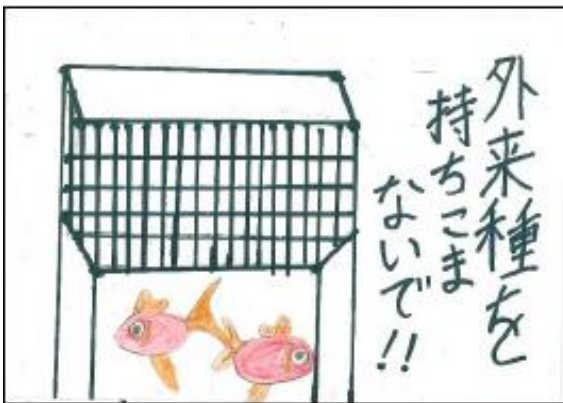
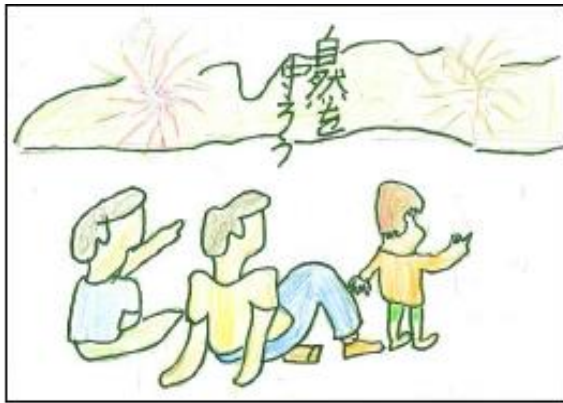
◆応募方法
下記の応募先にご応募ください

※応募作品は、町の環境基本計画や広報などに活用させていただきます。また、応募者全員に参加賞をプレゼントしますので、ぜひご応募ください!

【お問い合わせ・応募先】
〒529-1698 日野町河原一丁目1番地
日野町役場 交通環境政策課環境政策担当(役場2階)
TEL: 0748-52-6578
Email: kanryo@town.shiga-hino.jp

出典:日野町交通環境政策課





a



(3) 策定委員会等

【目的】

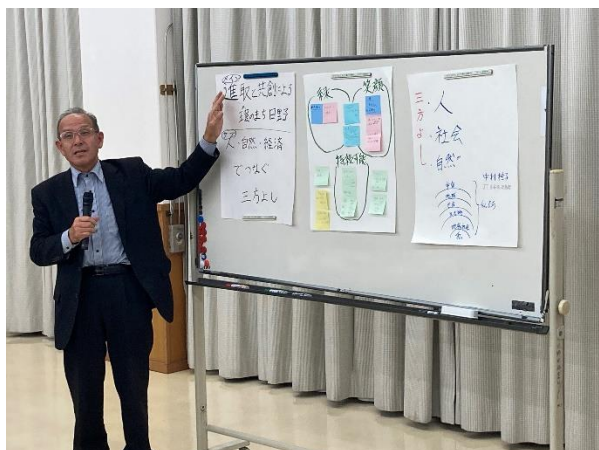
町では、町民一人ひとりの環境保全や自然共生の意識を高め、地球環境や自然環境にやさしいまちづくりを推進していくため、令和3(2021)年度から環境に関する学習会などを通じて、様々な意見交換を進めてきました。

令和5(2023)年11月には、計画について広く町民や事業者の皆さんの意見を聴取し、必要な事項を調査審議するための附属機関として「日野町環境基本計画策定委員会」を設置し、議論を進めてきました。

環境基本計画の施策を推進するためには、行政だけではなく町民や事業者・関係団体等との相互理解・合意形成に基づく協働による取り組みが不可欠です。日野町が持続可能なまちであり続けられるよう、様々な立場から意見やアイデアを検討し、環境基本計画に反映することを目的とします。

これまでの委員会の開催概要は、資料編に記載しています。

■日野町環境基本計画策定委員会の様子



4. 日野町の現状と課題のまとめ

社会情勢の変化や町の現状、町民および事業所へのアンケート調査結果、策定委員会等での意見を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

地球環境
○地球温暖化の影響で平均気温は年々上昇し、30℃を超える真夏日や 35℃を超える猛暑日も増加傾向にある。 ○2022 年の温室効果ガス排出量は 2013 年に比べて 10.5 %減少となっているが、さらなる削減を進めるためには、家庭や事業所の省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入などの対策を進める必要がある。 ○CO₂排出量の約 20%を占める交通に関する分野では、省エネルギーに対する意識が低くなっており、公共交通の利用促進やスマートムーブの普及による脱炭素社会づくりへの意識啓発が必要である。 ○再生可能エネルギー設備の累計導入量は増加しているものの、対消費電力 FIT 導入比で約 19%の水準であり、住宅や事業所などにおける再生可能エネルギーのさらなる導入や利用拡大が求められる。 ○地球温暖化による気候変動の影響により、異常気象や自然災害が各地で発生しており、災害への備えと暮らしのあり方を見直す必要がある。 ○熱中症などの健康被害や農作物への被害、自然環境や生態系への影響も危惧されており、あらゆる分野で地球温暖化対策と脱炭素社会づくりを進めていく必要がある。

自然環境
○町全体の半分以上を森林が占める一方で、人口減少や高齢化などの問題により、人の手が入らなくなった里山などが増加している。 ○獣害による被害や耕作放棄地などの増加により、農山村の景観が悪化している。 ○地球温暖化による環境の変化や在来種の生息地の減少、外来生物の侵入などの様々な要因によって、町内の生物多様性が失われつつある。 ○ホタルやサワガニなどのきれいな水辺に生息する水生生物やメダカやドジョウなどの里川に生息する生物の生息域が減少している。 ○子どもの頃から身近な自然に触れる機会や原体験が少なくなっており、自然体験活動や環境学習の場や機会を充実することが求められている。 ○町内に生息する在来種や希少動植物などの生息状況や生物多様性の状態が把握できていない。 ○特定外来生物の取り扱いに関する正しい知識や理解を深め、生物多様性の保全を進めていく必要がある。 ○地域経済の活性化のために地域の自然資源を様々な業種が活用し、地産地消の取り組みや観光誘客などの新たな価値を生み出すことが求められている。

循環型社会・生活環境
○アンケート調査の結果、ごみの減量化を意識している町民が大多数を占めている一方で、ごみ排出量は横ばいとなっている。 ○ごみの分別やリサイクルを意識している町民が多いものの、リサイクル率は減少傾向にある。

- 粗大ごみなどの再利用可能なごみをリユースできる仕組みがなく、フリーマーケットなどのリユース制度の整備が求められている。
- 古紙回収や食品ロスの取り組みは進んでいるが、購入時の一人ひとりの消費行動（環境にやさしいものを購入する、プラスチックごみを出さない）をさらに進めていく必要がある。
- 地域が取り組む生ごみの堆肥化などのごみ減量化の取り組みに対する支援が求められている。
- プラスチックの分別ができておらず、分別回収を行うための仕組みづくりの検討とごみの正しい分別ルールを徹底するための周知啓発が必要である。
- 環境美化や生活環境の保全のために、不法投棄などの対策と公害等の定期的な監視が求められている。
- 持続可能ですべての人が幸せに暮らすことのできる地域づくりが求められており、環境・経済・社会の調和を保つための分野間連携を進めていく必要がある。

人づくり

- アンケート調査の結果、環境問題に関する取り組みについて 49.2%がしていないと回答しており、その理由の多くは”取り組み方がわからない”と回答している。
- 事業所が環境保全対策を進めていくための課題として、約 7 割が人材不足と回答しており、環境問題を自分ごととし、主体的に行動できる人材の育成が求められている。
- 環境学習や体験活動を指導するリーダーの育成、地域や世代を超えた交流が求められている。

連携・協働

- アンケート調査の結果、環境問題に関して約 8 割の方が話し合い、学び合いがないと回答している。
- 環境保全の活動について、10 代から 20 代の約 4 割ができれば参加、協力したいと回答しており、気軽に環境保全活動に関わる仕組みづくりが必要である。
- 環境に関する地域活動への若年層の参加が少なくなっており、将来を担う子どもをはじめ、幅広い年代が環境について学ぶことができる機会を増やす必要がある。
- 環境問題を解決するための様々な視点やアイデアが求められており、これまで以上に環境に関する活動団体間の交流、情報交換の場を設ける必要がある。

コラム

「日野川たんけん上流編」

■活動紹介

NPO 法人蒲生野考現倶楽部では、日野町熊野地先の平熊橋上流で子ども達と水生生物の観察会をしています。川原に入り、生き物を捕まえてどのような生き物がいるか調べています。魚類では、タカハヤ、アブラハヤなど、両生類では、アカハライモリ、カジカガエルなどがいます。また、カゲロウやカワゲラの幼虫、ヤゴなどの水生昆虫や、サワガニなども多く見られます。観察の後は、川に戻しています。冷たく澄み切った川で新しい発見ができます。



実施団体：NPO 法人蒲生野考現倶楽部

日野町が目指す環境の将来像と目標

1. 日野町が目指す環境の将来像

先人たちから受け継いできた豊かな自然環境は、町にとってのアイデンティティでもあります。綿向山をはじめ、緑に囲まれた豊かな自然景観とそこに息づく歴史文化をいつまでも守り、より良い状態で新たな世代へと継承していくため、2050年を見据えた2030年の町の環境の将来像を次のとおり定め、その実現に向けて取り組みます。

人と自然と社会に 笑顔ひろがる “三方よし” のふるさと日野
～進取と共創でつなぐ緑の環のまち～

(将来像に込めた思い)

「人と自然と社会に笑顔ひろがる “三方よし” のふるさと日野」

誰もが幸せに暮らすことのできる持続可能な社会を実現するためには、環境問題を解決するとともに、社会や経済の状態をより良くする視点も必要です。

SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、“環境”・“経済”・“社会”の調和を図りながら、“過去”・“現在”・“未来”にわたって、誰もがふるさと日野を愛し、“人”・“自然”・“社会”に笑顔が広がる、三方よしのまちづくりを目指します。

「進取と共創でつなぐ緑の環のまち」

地球温暖化をはじめ、多様化する環境問題を解決するためには、一人ひとりが環境を守るためにできることを考え、行動することが重要です。また、こうした行動をより多くの人が実践するためには、町民、事業者、行政等の様々な主体同士の連携と協働が必要です。

環境問題の解決に向けて自ら率先して行動できる進取の気性とあらゆる主体の連携と協働で、これまでの環境の取り組みに新たな価値を生み出し、活動の環を広げることで、持続可能な地域内の循環と自然共生社会の実現を目指します。

2. 計画の基本目標と施策の体系

(1) 施策体系等

基本目標	基本施策
1 脱炭素社会の暮らしづくり ～未来のためにコツコツ(CO ₂ ・CO ₂)減らそう～	1-1 省エネルギーの推進
	1-2 再生可能エネルギーの推進
	1-3 地球温暖化による気候変動への適応策の推進
	対応する SDGs  
2 自然共生の暮らしづくり ～豊かな水と森を守り、ともにひびきあおう～	2-1 里山・里地・里川の良好な保全と再興
	2-2 生物多様性の保全と回復
	2-3 自然の恵みの活用
	対応する SDGs   
3 循環型社会の暮らしづくり ～みんなで実践し、ごみゼロを達成しよう～	3-1 3Rの推進
	3-2 食品ロスの削減と堆肥化
	3-3 廃棄物の適正処理
	対応する SDGs   
4 幸福な暮らしづくり ～ふるさとで学び、しあわせを育もう～	4-1 環境人材の育成
	4-2 自然と共生した快適な生活環境の実現
	4-3 環境を軸とした持続可能なまちづくり
	対応する SDGs        
5 連携・協働の暮らしづくり ～ひびきあい、つながりあって解決しよう～	5-1 連携・協働の促進
	すべての基本目標に対応する SDGs 

基本目標 1 脱炭素社会の暮らしづくり

～未来のためにコツコツ(CO₂・CO₂)減らそう～

気候変動は私たちの生活に重大な影響を及ぼしています。世界の平均気温は上昇しており、今後さらなる上昇は避けられないと考えられており、これまで以上に二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの排出削減に取り組む必要があります。2050 年までにカーボンニュートラルを実現するためには、省エネルギーの推進と、温室効果ガスをほとんど排出しない再生可能エネルギーの普及・利用を進めることが重要です。

関連する SDGs のゴール



指 標

項 目	基 準 令和 5 (2023) 年度	指 標 令和 12(2030)年度
二酸化炭素 (CO ₂) 排出量の削減量 (2013 年比) ★	10.5%削減	50%削減
地域公共交通の年間利用者数		
近江鉄道線日野駅	320,120 人	328,000 人
近江鉄道バス日八線	203,459 人	230,000 人
日野町営バス・A I オンデマンド交通「チョイソコひの」	79,616 人	93,000 人
家庭エコ診断の受診件数	—	50 件
グリーンカーテンの設置数	—	50 箇所

- ★ エネルギーの効率的な利用と再生エネルギーの利用拡大で温室効果ガスを減らすことが求められています。国が 2013 年比の二酸化炭素 (CO₂) 排出削減量を 46%、滋賀県が 2013 年比の二酸化炭素 (CO₂) 排出削減量を 50%と定めていることから本町では 2013 年比 50%削減を成果指標とします。(各年の削減量の算定は、直近に公表された「環境省自治体排出量カルテ」(小数点以下を含む)をもとに、小数点以下第 2 位で四捨五入して算出しています。)

各主体の役割

主体	役 割
町民	日常生活(住居や食事、移動など)におけるライフスタイルを見直し、自らができる取り組みについて考え、行動します
事業者	ビジネススタイルやオフィスや工場などでのエネルギー効率を見直し、従業員や消費者にも働きかけながら、事業形態に応じた脱炭素の取り組みを実践します
町(行政)	町民や事業者に広く情報発信しながら、各主体間の連携が円滑に進むように、国や県とも連携して支援を行います

基本施策１－１ 省エネルギーの推進

二酸化炭素（CO₂）の排出は、主に石炭や石油などの化石燃料をもとにしたエネルギー（電力）の生成によって引き起こされます。脱炭素社会を実現するためには、エネルギーの効率を向上させ、無駄を削減することが求められます。

施策の方向① 地球と家計にやさしい省エネルギーの普及

家庭や事業所で省エネルギーに取り組むことは、脱炭素社会づくりを推進する上で重要です。町全体で、省エネルギーの普及に取り組むとともに、町（行政）は、省エネルギーに取り組むための情報を積極的に発信し、公共施設においては、模範となるように取り組みます。

優先的に進める取組

- ① 省エネルギーに役立つ情報や取り組み方法の啓発
- ② 家庭や事業所における省エネルギー化と断熱改修などの高効率化の推進
- ③ 地産地消の推進による輸送エネルギーの削減

【各主体に求められる行動例】

町 民
②LED など省エネ型の照明機器への更新とこまめな消灯 ②冷暖房設備の適切な使用、室内温度の適正な調節 ②うちエコ診断の受診や電力会社のサービスや家庭内エネルギー管理システム（HEMS）の導入などによる家庭内の消費電力の「見える化」 ③環境に配慮した製品や農産品、地元食材の積極的な購入 ③住宅を建築・リフォームする場合の断熱化や地域産木材の使用
事 業 者
②エネルギー効率の高い機器への更新・導入や照明器具（LED）の使用 ②冷暖房設備の適切な使用、室内温度の適正な調節と従業員への働きかけ ②機器・設備の更新に合わせた省エネ機器・設備の導入 ②省エネ診断の受診によるエネルギーの使用状況の把握、運用改善 ②IT、IoT の活用による省エネ化（グリーン IT） ③建物への地域産木材の使用や社員食堂での地元食材の利用
町(行政)
①省エネルギーに関する役立つ情報や取り組み方法の発信（広報ひの、ホームページなど） ②住宅などの断熱化の推進 ②住宅や事業所におけるグリーンカーテン等の取り組みへの支援 ②公共施設の LED 等の省エネ型照明機器の使用とこまめな消灯の推進 ③地元で採れた農産品や木製品などの P R ③学校給食における地産地消の推進、公共施設等への地域産木材の利用推進

施策の方向② “スマートムーブ(エコで賢い移動)”の推進

地球温暖化を引き起こす二酸化炭素（CO₂）の排出の約 20%は交通に起因しています。環境への負荷の少ない公共交通機関（電車、バス）の利用、自転車や徒歩での移動を促進するとともに、こうした移動手段を選択することで、健康意識の向上にもつながります。また、CO₂ 排出量が少ない電気自動車やハイブリッド車、低燃費車への乗り換えや、交通事故を防ぐ効果もあるエコドライブ（低燃費で安全に配慮した運転）の実践も推奨します。

優先的に進める取組

- ① エコドライブの実践
- ② 公共交通機関の積極的な利用と徒歩や自転車での移動の促進
- ③ より環境にやさしい自動車（電気自動車、ハイブリッド車、低燃費車）の購入、使用

【各主体に求められる行動例】

町 民
①自家用車の燃費の管理とエコドライブの実践 ②日野駅などでのパーク＆ライドの利用 ②通勤通学や旅行、ちょっとした外出時など、場面に応じた環境負荷の少ない交通手段（公共交通機関（電車やバス）の利用や徒歩、自転車での移動）の選択 ②A I オンデマンド交通「チョイソコひの」の活用 ③電気自動車やハイブリッド車、低燃費車への乗り換えの検討
事 業 者
①従業員のエコドライブの徹底 ②「モビリティウィーク&カーフリーデー」をはじめとした、公共交通機関の利用、徒歩や自転車、自家用車の相乗りによる通勤などの促進 ②A I オンデマンド交通「チョイソコひの」の活用 ③電気自動車やハイブリッド車、低燃費車への乗り換えの検討 ☐通勤や勤務形態の工夫による自動車での移動量の低減（在宅勤務やオンライン会議など）
町(行政)
①エコドライブや公共交通機関・自転車などの利用によるスマートムーブの周知啓発（広報ひの、ホームページなど） ②公共交通機関や自転車などの多様な交通手段の利用促進 ②町民が利用しやすい公共交通体系の整備 ②「モビリティウィーク&カーフリーデー」の実施による公共交通機関の利用促進・啓発 ②A I オンデマンド交通「チョイソコひの」の利用促進 ③町内事業者などへのモビリティ・マネジメントによる、環境にやさしい移動の啓発 ③公用車の電気自動車やハイブリッド車、低燃費車への乗り換えの検討 ☐行政手続きの電子化などによる自動車での移動量の低減の促進

※☐は優先的に進める取り組み以外

基本施策１－２ 再生可能エネルギーの推進

再生可能エネルギーは、石炭や石油などの化石燃料とは異なり、使用時に温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）を排出しないため、温室効果ガスの削減に大きく寄与します。脱炭素社会づくりの推進のために、再生可能エネルギーの導入と利用を推進します。

施策の方向① 再生可能エネルギーの導入と利用

2050 年にカーボンニュートラルを実現するためには、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの導入を一層進める必要があります。再生可能エネルギーの利活用を促すための周知啓発を積極的に行うとともに、住宅や事業所などに加え、公共施設においても再生可能エネルギーの利用を推進します。

優先的に進める取組

- ① 再生可能エネルギーに関する情報の収集、周知啓発
- ② 環境に負荷のない再生可能エネルギーの導入
- ③ 再生可能エネルギー由来の電力の使用・購入

【各主体に求められる行動例】

町 民
②住宅などへの太陽光パネルの設置 ②薪・ペレットストーブなどの導入 ③再生可能エネルギー由来の電力への切り替えの検討
事 業 者
②太陽光発電やバイオマスボイラーなどの環境への負荷のない再生可能エネルギーの導入 ②太陽光発電の PPA モデルの検討、導入 ③再生可能エネルギー由来の電力への切り替えの検討
町(行政)
①家庭や地域、事業者における再生可能エネルギーの活用事例などの周知啓発（広報ひの、ホームページなど） ②再生可能エネルギーの導入や活用に関する支援策の検討 ②国や県などの補助制度や交付金についての情報収集、活用検討

基本施策１－３ 地球温暖化による気候変動への適応策の推進

地球温暖化が引き起こす気候変動の影響により、自然災害が多く発生し、健康への悪影響も大きくなっています。気候変動に適応するための対策を検討していきます。

施策の方向① 自然災害や健康被害を防止する適応策の普及、促進

現在の地球は、地球沸騰化とも呼ばれ、気候変動により自然災害や熱中症などのリスクが増加しています。気候変動の影響を軽減するためには、自然災害に対する備えを行い、暮らしのあり方を見直すことで、被害を最小限に抑える努力が必要です。

優先的に進める取組

- ① 気候変動の適応策に関する情報の収集・発信
- ② 自然災害による影響と対策の推進（ゲリラ豪雨への対応など）
- ③ 健康被害対策の推進（熱中症への対応など）

【各主体に求められる行動例】

町 民

- ①気候変動の適応策に関する積極的な情報収集、学習会への参加
- ①庭やベランダなどの緑化、グリーンカーテンの設置
- ②水害に備えた防災アプリやハザードマップの活用、避難場所の確認
- ③こまめな水分補給、帽子や日傘の着用による熱中症予防
- ③クールビズなど、気候に合わせた過ごしやすい衣服の着用

事 業 者

- ①気候変動の適応策に関する情報収集と従業員への周知
- ①事業所におけるグリーンカーテンの設置
- ②ゲリラ豪雨など、気象状況に応じた従業員の安全確保と避難等の指導
- ③気候に合わせた作業服の着用、こまめな水分補給についての従業員への呼びかけ
- ③指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の設置
- ③気候変動に強い農作物の栽培や品種改良などの推進

町(行政)

- ①気候変動の影響や適応策に関する情報の周知啓発（広報ひの、ホームページなど）
- ①気候変動に関する学習会の開催・支援
- ①グリーンカーテンの取り組みの普及啓発、設置支援（住宅、事業所、公共施設など）
- ②河川の治水や土砂災害を防ぐための国や県への働きかけ
- ②災害時に備えた災害用備蓄品の管理
- ②防災通学合宿の実施などによる防災学習の推進
- ③指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の設置
- ③高齢者などへの熱中症対策の推進

基本目標2 自然共生の暮らしづくり

～豊かな水と森を守り、ともにひびきあおう～

一見すると豊かに見える町内の自然環境も、かつての豊かさを失いつつあるのが現状です。生態系を含む自然環境の保全や保護に加え、自然をより良い状態に回復させ、次世代に引き継ぐことが求められています。また、現在の自然の恵みを活用して、地域や経済を活性化する取り組みも重要です。

■関連する SDGs のゴール



指 標

項 目	基 準 令和 5（2023）年度	指 標 令和 12(2030)年度
（町民アンケート）自然環境が 10 年前に比べて良くなったと回答した人の割合 ★	全体的に良くなった 少しは良くなった (18.1%)	全体的に良くなった 少しは良くなった (23.1%)
生物調査の参加者数	—	200 人（累計）
農泊受入人数	870 人	4,500 人
河川愛護事業参加人数	3,334 人	3,340 人

★ 自然や生物多様性の損失を食い止め、再興していくこと（ネイチャーポジティブ）が求められています。町民が自然環境の良い変化を感じる割合を成果指標とします。

各主体の役割

主体	役 割
町民	地域の自然や生物多様性についての理解を深め、周りの人たちと協力しながら、自然環境を守るために自らができることを考え、行動します
事業者	材料調達から生産工程、消費行動にわたり、生物多様性への配慮の視点を取り入れ、周辺地域の自然環境の維持管理や自然環境の保全に努めます
町(行政)	地域の自然環境や生物多様性を保全する重要性についての理解を広めるとともに、地域特有の森林、動植物など、特色ある自然環境の保全に積極的に取り組みます

コラム

「日野川におけるビワマスの状況」

■日野川におけるビワマス

かつて琵琶湖の周囲の河川にはビワマスが産卵のため遡上していましたが、1980 年代には北湖西部に限られるようになりました。しかし 2009 年度調査では 1980 年代と比べてビワマスの産卵河川が拡大しています。これは調査の流入河川にすべて種苗放流が実施されたことから、分散放流によるビワマス個体群が放流河川に回帰するようになり、流入河川で自然産卵がみられるようになったことが推察されます。この取り組みによって日野川では東近江市（旧蒲生町）付近まで遡上していたことが確認されていますが、日野町内での遡上は確認できていない状態です。



出典：琵琶湖博物館ホームページ

基本施策2-1 里山・里地・里川の良好な保全と再興

里山・里地・里川は、その地域に生息する生物の生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要です。こうした人々の暮らしに近い自然を適切に保全し、より良い状態に回復させるための取り組みを推進します。

施策の方向① 里山・里地の保全と回復

里山・里地の多くは、人口減少や高齢化、産業構造の変化により、自然資源の循環が少なくなることで、大きな環境変化を受けています。また、生物の生育環境にも影響し、生物多様性の損失が懸念されています。里山・里地を次の世代により良い形で引き継ぐために、町民、事業者、町（行政）の連携・協力により、農地や里山の適切な管理と保全・回復に向けた取り組みを推進し、農山村地域の景観の保全を図ります。

優先的に進める取組

- ① 里山や農地などの適切な管理、農地・自然景観の保全
- ② 町民や事業者の協力による里山保全
- ③ 耕作放棄地や獣害に関する対策

【各主体に求められる行動例】

町 民
①所有する里山や農地などの手入れや適正な管理 ②森林環境学習や里山保全活動への参加、協力 ③獣害防止柵の設置などによる獣害対策 ③地元食材やジビエ肉を使用した商品の積極的な購入
事 業 者
①所有する里山や農地などの手入れや適切な管理 ①開発時の里山、里地などへの配慮 ②森林環境学習や里山保全活動への参加、協力 ③農林業の担い手育成のための情報収集、勉強会の開催 ③有害鳥獣の駆除やジビエ肉の利活用
町(行政)
①里山や農地の適切な管理・維持管理への支援 ①環境に配慮した農業の促進 ②国や県などの補助制度や交付金についての情報収集、活用検討 ②森林環境学習や里山保全活動の推進 ②森の家などの既存施設や自然フィールドの活用促進 ③シカやサルなどの個体数調整、獣害対策の推進 ③農林業の担い手の確保、育成の促進

施策の方向② 多様な生態系を育む豊かな川づくり

身近な里川に生息しているホタルやサワガニなどの水生生物や、かつて琵琶湖から日野川に遡上していたビワマスなどの魚類は、護岸工事などによる河川環境の変化とともに生息域が減少している状況です。こうした多様な生物が生息できる豊かな河川環境を保全・再興するために、生態系に配慮した上で災害に強い河川環境を維持管理するとともに、人々が里川に親しみながら、町内を流れている河川の現状を知り、多様な生物が生息できる川づくりについての理解と関心を広める取り組みを進めます。

優先的に進める取組

- ① 災害に強く生態系に配慮した河川環境の維持・管理
- ② 自然に触れ、交流を育む多様性のある水辺空間づくり
- ③ ホタルやビワマス（の遡上）などの多様な生物が生息できる豊かな川づくり

【各主体に求められる行動例】

町 民
①水害リスクの高いエリアや危険箇所についての情報収集 ②水生生物調査や生き物観察会などの学習会の開催、参加、協力 ②河川の清掃、保全活動の実施、参加、協力 ③河川環境や生息する生物に関する現況調査への参加、協力 ③多様な生物が生息できる川づくりについての勉強会への参加
事 業 者
②水生生物調査や生き物観察会などの学習会の開催、参加、協力 ②河川の清掃、保全活動の実施、参加、協力 ③河川環境や生息する生物に関する現況調査への参加、協力 ③多様な生物が生息できる川づくりについての勉強会への参加 ☐ 工場などにおける排水の適切な処理、定期的な水質調査
町(行政)
①水害リスクの高いエリアにおける流域治水の取り組みや減災対策の推進 ①水害リスクの高いエリアや危険箇所の把握、周知啓発 ②水生生物調査や生き物観察会などの学習会の開催・支援 ②河川の清掃、保全活動への支援 ③身近な水生生物（メダカ、ドジョウ、ゲンゴロウ、タガメ、サワガニなど）の生息できる川づくりに関する勉強会の実施 ③河川環境や生息する生物に関する現況調査の実施 ③多様な生物が生息できる川づくりについての勉強会の開催 ③魚道の設置など、グリーンインフラの取組事例や補助制度に関する情報収集 ☐ 定期的な水質調査と調査結果の公表

※☐は優先的に進める取り組み以外

基本施策２－２ 生物多様性の保全と回復

綿向山や日野川をはじめとする町内の自然環境や人々の暮らしに近い里山・里地・里川には、多様な動植物が生息しています。日本固有の動植物の生態系を守るための取り組みを進めながら、身近な生物に触れ合える機会を創出し、町全体の生物多様性の保全に対する意識の醸成を図ります。

施策の方向① 生物多様性の見える化と希少生物の適切な保護

在来種の生息地の減少・喪失や気候変動の影響、外来種の侵入など、様々な要因によって、町内の生物多様性は失われつつあります。町内に生息する様々な動植物の情報を把握し、生物多様性の保全と希少生物の適切な保護を推進します。

優先的に進める取組

- ① 在来種の保護、生育に関する調査研究
- ② 希少生物に関する情報収集と適切な保護
- ③ 生育環境に配慮した日常生活や事業活動の推進

【各主体に求められる行動例】

町 民
①自然観察会や生物調査の実施、参加、協力 ②生物多様性の保全に関する情報収集 ②在来種や希少生物に関する勉強会や体験会、調査研究、保護活動の実施、参加、協力 ③生物多様性（環境）に配慮した商品やサービスの選択
事 業 者
①自然観察会や生物調査の実施、参加、協力 ①在来種や希少生物に関する調査研究、保護活動の実施、参加、協力 ②生物多様性の保全に関する情報収集と従業員への働きかけ ②開発時における希少動植物の事前調査や生態系への影響評価の実施 ②自然共生サイトへの登録の検討 ③事業活動における在来種や希少動植物の生育環境への配慮 ③生物多様性に配慮した原材料や流通過程の見直し
町(行政)
①生物多様性の保全に関する補助制度や交付金メニューについての情報収集、活用検討 ①町内に生息する動植物に関する情報収集と適切な保護のための仕組みづくりの検討 ②生物多様性の保全に関する情報の周知啓発（広報ひの、ホームページなど） ②在来種や希少生物に関する勉強会や体験会、調査研究、保護活動への支援 ③公共工事等における生態系への配慮 ③開発審査時における生態系への影響について、県との連携による適切な指導助言

施策の方向② 外来種対策の推進

外来種は、生物が人為的に運ばれ、自然環境に放たれることから生じます。外来種が生態系に与える影響を防ぐために、正しい知識を得るための機会や外来種に関する情報の周知徹底を図るとともに、調査研究や駆除活動などの外来種対策を推進します。

優先的に進める取組

- ① 外来種に関する勉強会の実施
- ② 特定外来生物（アライグマなど）の調査研究、駆除対策
- ③ 外来種に関する情報収集と住民周知の徹底

【各主体に求められる行動例】

町 民
①外来種や特定外来生物の取り扱いに関する正しい情報の取得、勉強会への参加 ②外来種や特定外来生物の調査研究、駆除活動への参加、協力 ③ペットや外来種の適切な飼育・管理（外来種を自然に放流しないなど） ③外来種をむやみに“入れない”“捨てない”“拡げない”の徹底
事 業 者
①外来種や特定外来生物の取り扱いに関する正しい情報の取得、勉強会への参加 ①国、地方公共団体、N P O等との連携による所有地への防除対策 ①企業活動に伴う外来生物被害予防三原則（“入れない”“捨てない”“拡げない”）の徹底 ②外来種や特定外来生物の調査研究、駆除活動への参加、協力
町(行政)
①外来種や特定外来生物の取り扱いや駆除に関する勉強会の開催 ②特定外来生物に関する調査、研究、駆除活動の実施・支援 ②国や県などの補助制度に関する情報収集、活用検討 ③外来種や特定外来生物に関する情報収集、周知啓発（広報ひの、ホームページなど）

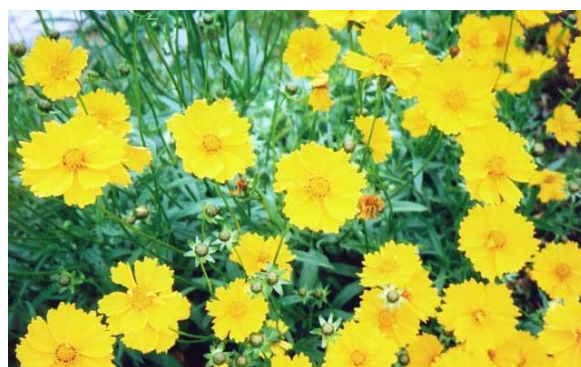
町内の特定外来生物

町内では、アライグマ、オオキンケイギクなど、特定外来生物の生息・生育が確認されています。

「アライグマ」



「オオキンケイギク」



基本施策２－３ 自然の恵みの活用

自然の恵みを地域や経済活動に活用することは、持続可能な地域づくりにおいて不可欠です。自然の恵みを活かし、利用することで、地域経済の活性化を図ります。

施策の方向① 自然の恵みを活かした産業の推進

地域の自然資源を活用し、農林業などにおいて新たな価値を生み出すことは、地域経済の活性化や交流人口の増加にとって不可欠です。美しい景観や多面的機能を持つ森林などの自然環境を保全しつつ、これらの産業に関わる担い手づくりを進めるとともに、地産地消や町の特色ある自然との触れ合い、グリーン・ツーリズムなどの自然資源を活かした産業を推進します。

優先的に進める取組

- ① 農林業の担い手育成と地産地消の推進
- ② グリーン・ツーリズムやエコツーリズムの推進
- ③ 自然を活かしたウォーキングコースの整備・活用

【各主体に求められる行動例】

町 民
①農林業の担い手育成に関する情報収集、勉強会への参加 ①地産地消に関するイベントの開催、参加、協力 ①環境に配慮した製品や農産品、地元食材の積極的な購入【再掲】 ②グリーン・ツーリズムやエコツーリズム、自然体験イベントなどへの参加、協力 ③川沿いのウォーキングロードの利用
事 業 者
①農林業の担い手育成のための情報収集、勉強会の開催 ①地産地消に関するイベントの開催、参加、協力 ②グリーン・ツーリズムやエコツーリズム、自然体験イベントなどへの参加、協力 ②地域資源を活かした体験プログラムの開発 ②農林業、地域経済の活性化を図るためのデジタル技術の活用 ②環境に良い（農薬や化学肥料を減らした）農産品のブランド化、商品開発
町(行政)
①農林業の担い手の確保、育成の促進 ①林業の振興と森林整備の促進、森林保全の推進 ①公共施設などへの地域産木材の利用推進【再掲】 ①環境に良い（農薬や化学肥料を減らした）農産品のブランド化の検討 ①地元で採れた農産品や木製品などのＰＲ【再掲】 ①地産地消に関するイベントの開催 ②ホンシャクナゲ群落などの地域資源を活かした観光施策の推進 ②「三方よし！近江日野田舎体験」などの都市農村交流の推進 ③川沿いのウォーキングロードの検討

基本目標 3 循環型社会の暮らしづくり

～みんなで実践し、ごみゼロを達成しよう～

日常生活や事業活動において、ごみ（廃棄物）の発生は避けられない課題です。町民・事業者・町（行政）が一体となって、「ごみをできるだけ捨てない」だけでなく、「ごみを作らない・発生させない・有効に活用する」取り組みを強化し、循環型社会への転換を進めていくことが重要です。また、どうしても発生するごみ（廃棄物）については、適切な場所で適切に処理し、環境への影響を最小限に抑えることが求められます。

関連する SDGs のゴール



指 標

項 目	基 準 令和 5（2023）年度	指 標 令和 12(2030)年度
町民 1 人 1 日当たりのごみ排出量 ★ (資源ごみを除く)	547 g	450 g
ごみのリサイクル率	11.7%	20.0%
わたむきの里エコドームの資源ごみの回収量	42 トン	50 トン
生ごみの堆肥化に取り組む世帯数	11 世帯	120 世帯（累計）
清掃活動の参加人数	289 人	350 人

★ 3R の推進と分別の徹底で、ごみを生み出さない・発生させない生活スタイルが求められていることから、町民 1 人・1 日当たりのごみ排出量を成果指標とします。

各主体の役割

主体	役 割
町民	買い物や食事などの日常生活において、できるだけごみを出さないように創意工夫するとともに、ごみの正しい分別を理解し、自らができるごみ減量の取り組みについて考え、実践します
事業者	従業員一人ひとりの循環型社会づくりへの意識を醸成するとともに、事業所全体で協力しながら、ごみの適正処理と事業形態に応じたごみ減量の取り組みを推進します
町(行政)	ごみの正しい分別と適正処理に対する理解を促すとともに、ごみ減量やリサイクルの仕組みの構築や情報提供などを通じて、各主体が実施するごみ減量やリサイクルの取り組みを支援します

基本施策3-1 3Rの推進

豊かな生活環境を維持しながら、地球環境への負荷を低減するために、ごみの発生を減らすとともに、資源として有効利用できる循環型社会への転換が求められています。循環型社会の実現に向けて、資源の循環利用の徹底を図り、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組みます。

施策の方向① 循環型社会に関する理解の促進

循環型社会の形成を図るためには、一人ひとりがどれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかを知ることが第一歩です。より良い地球環境を守り、持続可能な状態にしていくために、循環型社会の考え方や取り組みの重要性について、正しく理解し行動することが重要です。

優先的に進める取組

- ① 循環型社会に関する教育の推進
- ② 環境にやさしい消費行動（エシカル消費）の促進

【各主体に求められる行動例】

町 民
①循環型社会（ごみの減量やリユース、リサイクルなど）に関する情報収集 ①循環型社会づくりに関する学習会や講演会への参加 ②環境負荷の少ない商品の購入
事 業 者
①循環型社会（ごみの減量やリユース、リサイクルなど）に関する情報の提供 ①循環型社会づくりに関する学習会や講演会への参加、協力 ②環境にやさしい商品の開発、原材料の調達 ②環境に配慮した製品の PR
町(行政)
①循環型社会づくりに関する取組事例などの啓発（広報ひの、ホームページなど） ①出前講座などを通じた循環型社会づくりに関する学習の推進 ①循環型社会づくりに関する学習会や講演会の開催 ②エシカル消費に関する学習教材の提供

コラム

「エシカル消費」 ※エシカル＝倫理的・道徳的

エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。私たち一人一人が、社会的な課題に気付き、日々のお買物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることです。

出典:消費者庁ホームページ

∞ エシカル消費とは



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

12 つくる責任
つかう責任



2015 年 9 月に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)の 17 のゴールのうち、**12 番目「つくる責任 つかう責任」**に関連する取組です。

SDGs のなかには、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会などと併せて、「持続可能な生産・消費形態の確保」が掲げられています。

施策の方向② ごみをつくらない暮らしと資源循環リサイクル

不要な物を購入しないことや一度購入した物を大切に使うこと、ごみを出さない、または減らす生活を実践することがごみの削減につながります。日常生活や事業活動の中でごみを減らす取り組みを促進するとともに、可能な限り資源として循環させる取り組みを推進します。

優先的に進める取組

- ① リユース、リサイクル（フリーマーケットなど）制度の整備検討
- ② 修理しながら大事にモノ使うリペアの推進
- ③ ごみを出さない生活（リデュース）の推進

【各主体に求められる行動例】

町 民
①フリーマーケットなどのリユースイベントへの参加 ①地域の資源回収などへの参加、協力 ①紙パックやトレイなどの拠点回収への協力 ③マイボトル（詰め替え容器）の使用 ③マイバックの持参によるレジ袋のごみの削減 ③不必要な包装を断るなど、ごみになるものや包装紙の削減への心がけ ③地球にやさしいエコマーク商品の購入
事 業 者
①備品や文房具類などのリユースの実施 ①フリーマーケットなどのリユースイベントへの参加、協力 ①使用済み製品や再利用可能な製品の拠点回収の実施 ①リサイクルされた原材料の積極的な活用 ②耐久性が高く長く使える製品の開発、販売 ③製品の包装や梱包の簡素化 ③環境負荷の低い材料を使った製品の製造や選定 ③商品ロスを最小限にする生産工程の工夫 ③社内業務のペーパーレス化
町(行政)
①フリーマーケットなどのリユースイベントの開催・支援 ①粗大ごみなどのリユース、リサイクルをできる仕組みの検討 ①地域が取り組む資源回収への支援 ①資源ごみの拠点回収によるリサイクルの推進（わたむきの里エコドーム） ②3Rやリペアに関する取り組みの周知啓発（広報ひの、ホームページなど） ③できる限りごみが出ないイベント・行事の促進 ③グリーン購入の推進 ③不要なものを購入しないための意識醸成

基本施策3-2 食品ロスの削減と堆肥化

食品を買い過ぎない、作り過ぎないなど環境に配慮した消費行動を促進することで、食品ロスが減少します。また、生ごみや食品残さを堆肥化し、限られた資源として有効に活用する取り組みを推進します。

施策の方向① 食品ロスの削減

食品ロスとは、賞味期限が切れたり、食べ残されたりした結果、廃棄される食品を指します。一人ひとりが広い視点で環境問題について考え、食品の過剰な購入や調理のしすぎを避けるなど、食品ロスを減らすための意識の醸成を図り、環境に配慮した行動を促すことが重要です。

優先的に進める取組

- ① 食品ロスに関する食育（教育）の推進
- ② 環境にやさしい消費行動（エシカル消費）の促進【再掲】
- ③ 食べ残しを減らすための工夫等の啓発・情報発信

【各主体に求められる行動例】

町 民
①食品ロスの削減や食育に関する学習会などへの参加 ②食料品の買いすぎや食べ残しの防止、生ごみを出さない調理法の実践 ②作り過ぎた食品の保存、計画的な買い物、ローリングストックなど、環境に配慮した消費行動の実践 ③食品ロス削減に積極的に取り組むお店や商品の選定 ③フードドライブやフードバンクへの実施、参加、協力
事業者
①食品ロスの削減（食べ残しを減らす工夫）や食育に関する情報発信や学習会などの実施 ①消費者に対する食品ロス啓発活動やイベントの開催 ②原材料の調達や在庫の適正な管理 ②調理ロスの削減、食べきり運動の呼びかけ ③保存容器や保存方法の工夫による賞味期限の延長や品質保持 ③商品の売りきりや商品のバラ売り、賞味期限の近い商品の割引価格での提供 ③フードドライブやフードバンクへの実施、参加、協力
町(行政)
①食品ロスの削減（食べ残しを減らす工夫）や食育に関する学習会などの開催 ①イベントなどにおける食育の推進 ②食品ロス削減に関する取り組みの周知啓発（広報ひの、ホームページなど） ②生ごみを出さない調理法などに関する情報発信 ③フードドライブやフードバンクの取り組みの支援

施策の方向② 生ごみや草木の堆肥化

ごみの減量や再資源化を推進する上で、生ごみや草木の処理が課題の一つとなっています。可燃ごみに多く含まれる生ごみの焼却量を減らし、有効に循環利用できる仕組みを構築するため、家庭での生ごみ処理機の普及や学校や地域などでの生ごみの減量・堆肥化の取り組みを推進し、生ごみや草木の堆肥化と生成された堆肥の有効活用を促進します。

優先的に進める取組

- ① 生ごみや草木などの堆肥化（資源化）の推進
- ② 生ごみ処理機（コンポストなど）の普及啓発
- ③ 公共施設での生ごみの堆肥化の推進

【各主体に求められる行動例】

町 民
①コンポストなどの活用による、生ごみの堆肥化 ①草刈りなどで発生した草木の堆肥化 ①生ごみや草木（雑草）からできた堆肥の使用 ②段ボールコンポストや生ごみの堆肥化に関する学習会への参加 ②生ごみの堆肥化に関する普及啓発活動への参加、協力
事 業 者
①事業活動や食堂で出た食品残さなどの有効活用、堆肥化によるリサイクルの推進 ①生ごみや草木（雑草）でできた堆肥の購入、使用 ②段ボールコンポストや生ごみの堆肥化に関する学習会への参加、協力
町(行政)
①生ごみや草木の堆肥化に関する情報の周知啓発（広報ひの、ホームページなど） ①堆肥化された堆肥の配布による有効活用の促進 ①草刈りなどで発生した草木の有効活用策の検討 ②コンポストなど、家庭における生ごみ処理機の購入への支援 ②農業集落排水処理区域でのディスポーザーの設置促進 ②地域で取り組む生ごみの堆肥化の取り組みや普及啓発活動に対する支援 ③学校給食などの食品残さの堆肥化の推進

基本施策3-3 廃棄物の適正処理

家庭や事業者から出るごみを適切な場所で適切に処理し、環境への影響を最小限に抑えるため、ごみの正しい分別を徹底するとともに、ごみ処理施設等を広域行政で行い、計画的な施設整備や生活環境の保全に努めます。また、ごみのない美しい町の実現を目指し、町民、事業者、町（行政）が連携して環境美化や清掃活動を推進し、環境美化に対する意識の向上と公衆衛生の改善に向けた取り組みを進めます。

施策の方向① ごみの正しい分別の徹底

ごみを適切に分別せずに処理すると、リサイクル可能な資源が無駄になり、焼却や埋立てによってごみの減量が進みません。ごみの減量を実現するためには、正確な分別の周知徹底することが重要です。また、ごみの減量とリサイクル率の向上を図るために、プラスチックごみの分別やリサイクルにつなげる仕組みづくりについても検討します。

優先的に進める取組

- ① 正しいごみ出しの周知徹底とルール of 徹底
- ② 古紙などの資源にできるごみの分別徹底
- ③ プラスチックの分別の検討

【各主体に求められる行動例】

町 民
①ごみの正しい分別・ルールを守ったごみ出しの実施 ②自治会などが管理するごみ集積所の維持・管理への協力 ②地域や事業者、町（行政）が実施する資源ごみの回収への協力
事 業 者
①事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系一般廃棄物、産業廃棄物）の適正な保管・管理、処理 ②社内での廃棄物のルールの確認と正しい分別の周知
町(行政)
①ごみの正しい分別やルールに関する啓発（広報ひの、ホームページなど） ①ごみ出しルールブック、ごみ・資源カレンダーによる周知徹底 ②資源の拠点回収によるリサイクルの推進（わたむきの里エコドーム）【再掲】 ②日野町一般廃棄物処理実施計画に基づく適切な分別収集の実施 ③プラスチックの分別回収や拠点回収などの仕組みの検討

施策の方向② 環境美化の推進

ごみのない美しい町の実現を目指し、町民、事業者、町（行政）が連携して環境美化や清掃活動に取り組むとともに、不法投棄やポイ捨ての防止・抑制に努めます。

優先的に進める取組

- ① ポイ捨てや不法投棄の禁止
- ② 環境美化・清掃活動の推進

【各主体に求められる行動例】

町 民
①家族や周囲の人へのごみのポイ捨て防止に対する働きかけ ①ポイ捨てや不法投棄の防止啓発への協力 ②地域や行政などが実施する環境美化や清掃活動への参加 ②所有している家や土地の適正な管理
事 業 者
①従業員へのごみのポイ捨て防止に対する働きかけ ①ポイ捨てや不法投棄の防止啓発への協力 ②地域や行政などが実施する環境美化や清掃活動への参加、協力 ②所有している建物や土地の適正な管理 ②事業所周辺の環境美化、清掃活動の実施
町(行政)
①ごみのポイ捨てや不法投棄のパトロール、監視 ①不法投棄防止看板などの啓発資材の提供 ②環境美化や清掃活動に関する周知啓発（広報ひの、ホームページなど） ②ごみゼロ大作戦、県下一斉清掃などの清掃活動の実施 ②地域などが実施する環境美化活動への支援

コラム

「ゼロ・ウェイスト」

■ゼロ・ウェイストとは？

ゼロ・ウェイストとは、無駄や浪費をなくしてごみを出さないことを意味します。ごみを処理するのではなく、ごみを生み出さないようにする考え方です。

ごみの焼却や埋め立て処分にかかるコストは、町の大きな負担となります。持続可能な社会を実現していくためには、「製造や消費段階においてごみの発生を予防する政策」や「資源が循環する社会システムの構築」が必要不可欠です。

徳島県上勝町では、2003 年に自治体として日本で初めての『ゼロ・ウェイスト宣言』が行われ、生ごみなどは各家庭で堆肥化し、瓶や缶などのさまざまな「資源」を住民各自が『日比ヶ谷ごみステーション』に持ち寄って 45 種類以上に分別されています。

出典：環境省グッドライフアワードホームページ

基本目標4 幸福な暮らしづくり

～ふるさとで学び、しあわせを育もう～

持続可能ですべての人がしあわせに暮らすことのできる町を実現するためには、環境、経済、社会の調和を保つことが不可欠です。「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に基づき、環境と他の分野との連携を強化し、より豊かな町の実現を目指します。

関連する SDGs のゴール



指 標

項 目	基 準 令和 5 (2023)年度	指 標 令和 12(2030)年度
(町民アンケート) 日野町での暮らしに満足している人の割合 ★	満足・おおむね満足 (64.9%)	満足・おおむね満足 (70.0%)
環境学習の参加人数	—	300 人 (累計)
町内河川の環境基準 (C O D、B O Dの年平均値)	基準値達成	基準値達成
大気環境基準 (窒素酸化物、硫黄酸化物の日平均濃度)	基準値達成	基準値達成

★ 環境と他の分野との連携を強化し、より豊かな町を実現することが求められています。住民が日野の暮らしに満足している割合を成果指標として設定します。

各主体の役割

主体	役 割
町民	一人ひとりが地域について学び、ふるさと日野を愛し、自らの豊かな暮らしと持続可能な地域づくりのためにできることを考え、行動します
事業者	働き方改革や健康経営の取り組みを通じて、従業員の心身の健康を維持し、事業経営を発展させるとともに、C S R 活動などを通じて地域社会の持続可能な発展に貢献します
町(行政)	環境・経済・社会の統合的向上を目指し、各行政施策と環境分野の連携を進めるとともに、町民や事業者との協働により、町全体の幸福度の向上につながる取り組みを推進します

基本施策4－1 環境人材の育成

環境問題を自分ごととし、自ら考え行動できる人材の育成が求められています。地域の中での環境学習や自然体験、さらには幅広い世代との交流を通じて、地域の自然環境への興味関心を育み、環境問題を解決するための行動ができる人材の育成を推進します。

施策の方向① 環境学習・体験活動の推進

自然環境の豊かさを体感する活動を通じて、自然の重要性や地域の環境問題について学ぶことが重要です。また、環境学習や体験活動を指導するリーダーの育成や活動の場づくり、さらには地域や世代を超えたリーダー同士の交流が、町の環境を守る取り組みに新たな視点をもたらし、これまでにないアイデアや活動を生み出すことが期待されます。

優先的に進める取組

- ① 地域の自然を活かした環境学習や体験活動の推進
- ② 環境学習の指導者（リーダー）の育成、交流の場や機会づくり
- ③ 環境活動の拠点となる場（施設等）の整備研究

【各主体に求められる行動例】

町 民

- ①自らが暮らす地域の環境に関する現状や課題についての積極的な情報収集
- ①環境学習や自然体験活動、環境保全活動への積極的な参加、協力
- ②地域の環境に関する指導者研修や講習会などへの参加、協力
- ②世代や地域を超えた指導者同士の交流や学び合いの場への参加
- ③森の家などの既存施設の積極的な利用

事 業 者

- ①環境学習や自然体験活動、環境保全活動への積極的な参加、協力
- ②地域の環境に関する指導者研修や講習会などへの参加、協力
- ②世代や地域を超えた指導者同士の交流や学び合いの場への参加、協力
- ②環境学習や自然体験活動などの実施、ノウハウの提供
- ③企業が保有する施設やフィールドなどの提供

町(行政)

- ①「持続可能な開発のための教育（E S D）」の視点による地域資源を活かした環境学習、自然体験活動の推進
- ②環境学習や体験活動のコーディネートを行う中間支援機能の強化
- ②地域の環境に関する指導者研修や講習会などへの支援
- ②世代や地域を超えた指導者同士の交流や学び合いの場づくりへの支援
- ③環境に関する活動拠点（施設）の研究
- ③森の家などの既存施設や自然フィールドの活用促進【再掲】

基本施策4-2 自然と共生した快適な生活環境の実現

快適で安全な生活環境の確保は、一人ひとりの幸福な暮らしの実現に必要な不可欠な要素です。すべての人が周囲の環境や景観の保全に配慮しながら、自らの責任として快適な生活環境の向上を図れるように、生活環境の保全や公害防止に努めます。

施策の方向① 公害の防止と監視

環境衛生や公害の防止は、安心・安全で健康的な生活を実現するためには欠かせません。河川や大気などの定期的な検査と結果の周知により、事業活動や生活由来の公害を防止・抑制を図り、清潔な生活環境の確保と公害防止に向けた取り組みを推進します。

優先的に進める取組

- ① 事業活動から発生する公害の防止
- ② 生活由来の公害の抑制
- ③ 公害に関する定期的な検査と住民への周知

【各主体に求められる行動例】

町 民
②生活排水など、水を汚さないための心がけと行動の実践 ②下水道の適切な利用、浄化槽の適正な維持管理 ②不法投棄や野焼きなど、公害の発生源にならないための配慮 ②騒音や悪臭など、生活由来の公害を発生させない心がけ ③工場立地などの企業が実施する説明会への参加
事 業 者
①公害防止協定に基づく、公害防止対策の徹底 ①下水道の適切な利用、浄化槽の適正な維持管理 ③事業所などから発生する騒音、振動、悪臭に関する定期的な数値測定 ③事業活動に伴って生じる排ガスや工場排水の適正な処理と定期的な観測調査 ③事業所で取り扱う有害物質等のリスクに関する情報の公開（リスクコミュニケーション） ③工場立地など、近隣住民への説明会の実施 ③近隣住民等からの意見や苦情に対応する仕組みの整備
町(行政)
①工場などの立地時の公害防止協定の締結と適切な指導助言 ②汚水の適切な処理と下水道の普及促進 ③公害や有害物質による環境リスクに関する情報の周知 ③河川の水質調査、大気汚染についての定期的な観測調査と分析結果の公表

施策の方向② 緑豊かな美しい景観と町並みの保全

日野町のアイデンティティでもある豊かな自然環境や農山村地域、歴史・文化によって形成された町並みなどの風景を守り、次の世代へつなぐ必要があります。町の自然環境と歴史・文化を維持・確立させる取り組みを推進するとともに、都市公園などの緑地の保全に取り組みます。

優先的に進める取組

- ① 町並みや自然景観・農村景観（日野町の風景）の保全
- ② 公園などの緑地の保全

【各主体に求められる行動例】

町 民
①敷地内の庭や建物などの緑化、庭木、花壇の適切な管理 ①所有する里山、農地などの手入れや適正な管理【再掲】 ①地域の歴史・文化に関する学習会の開催、参加、協力 ①歴史・文化資源の保全活動の実施、参加、協力 ①景観に配慮した住環境の協力 ②地域における緑化活動や清掃活動への積極的な参加 ②公園などの積極的な利用
事 業 者
①敷地内の庭や建物などの緑化、庭木、花壇の適切な管理 ①所有する里山、農地などの手入れや適正な管理【再掲】 ①地域の歴史、文化に配慮した景観づくりや学習会への参加 ①歴史・文化資源の保全活動への参加、協力 ①景観に配慮した事業所等の整備 ②地域における緑化活動や清掃活動への積極的な参加、協力
町(行政)
①里山、農地などの適切な管理と保全活動への支援【再掲】 ①地域の歴史・文化に関する学習会や体験機会の創出支援 ①歴史・文化資源の保全活動への支援 ①景観保全等の啓発 ②地域における緑化活動や清掃活動への支援 ②公園や街路樹などの緑地の適正な維持管理

基本施策4-3 環境を軸とした持続可能なまちづくり

持続可能なまちづくりのためには、環境課題と経済・社会課題の同時解決を進めていく必要があります。より効果的な成果が得られるように、環境・経済・社会の各分野の連携強化を図るとともに、統合的に取り組む視点を広げていきます。

施策の方向① 環境と他分野との連携強化

環境は、様々な分野との連携を通じて、持続可能な社会の構築が達成されます。観光、商業、農林業、歴史、文化など、あらゆる領域において環境分野との連携を強化するとともに、環境に配慮した取り組みを促進するための仕組みづくりを検討します。

優先的に進める取組

- ① 地産地消の推進
- ② 『環境』×『観光、商業、農林業、歴史、文化』の推進
- ③ 環境やエコに関するポイント制度の導入検討

【各主体に求められる行動例】

町 民
①環境に配慮した製品や農産品、地元食材の積極的な購入【再掲】 ②SDGs や MLGs に関する取り組みや学習会への参加 ②環境問題と自らの暮らしとのつながりに関する学習や情報の取得 ②グリーン・ツーリズムやエコツーリズム、自然体験イベントなどへの参加【再掲】 ③環境やエコに関するポイント制度への参加
事 業 者
①建物の地域産材の使用や社員食堂で地元食材の利用【再掲】 ②SDGs や MLGs に関する取り組みや学習会への参加 ②豊かな自然を活かした商品、サービスの開発 ②事業活動における環境に配慮した取り組みや SDGs に貢献する取り組みなどの積極的な情報発信 ③環境やエコに関するポイント制度への参加、支援
町(行政)
①学校給食における地産地消の推進【再掲】 ②SDGs の取り組みに関する周知啓発（広報ひの、ホームページなど） ②県との連携による MLGs の推進 ②地元で採れた農産品や木製品などの PR【再掲】 ②各種行政施策における環境への配慮や環境分野との連携強化 ②自然や歴史文化をはじめとする地域資源の活用促進 ③環境やエコに関するポイント制度の検討

基本目標5 連携・協働の暮らしづくり

～ひびきあい、つながりあって解決しよう～

すべての主体が環境について、考え、行動するとともに、相互に連携し協力して取り組むことが重要です。幅広い行動と参加、世代や地域を超えた連携・協働を促進する必要があります。

関連する SDGs のゴール



指 標

項 目	基 準 令和 5 (2023)年度	指 標 令和 12(2030)年度
町（行政）・日野町エコライフ推進協議会が実施する環境保全活動への参加者数 ★	289 人	3,000 人（累計）

★ すべての主体が環境について考え、行動するとともに、相互に連携し協力して取り組むことが求められています。そこで、町民の環境保全活動への参加者数を成果指標とします。

各主体の役割

主体	役 割
町民	地域に関心を持ち、様々な活動や交流の機会に積極的に参加するとともに、自らが持つ知識や能力を地域活動やボランティア活動などに活かし、活動の輪を広げます
事業者	地域の一員として、様々な活動や交流の機会に積極的に参加するとともに、企業が持つノウハウや技術等を活かし、相互協力による活動を推進します
町(行政)	町全体の活動や連携のコーディネートに取り組むとともに、各主体の情報交換や交流の機会を設け、計画の進捗状況などを情報提供しながら、情報の共有化を図ります

コラム

「蛍ほのぼのコンサート」

NPO法人蒲生野考現倶楽部は毎年6月、蛍の飛び交う時期に、しゃくなげ学校（旧鎌掛小学校）において、日野少年少女合唱団やゲストを招いてコンサートを行い、「蛍の不思議ばなし」で蛍の種類やゲンジボタルやヘイケボタルの生態などを話して、北砂川周辺に蛍観賞会に出かけています。コンサートの美しいハーモニーや蛍の飛び交う光に癒される催しとなっています。



実施団体：NPO法人蒲生野考現倶楽部

基本施策5-1 連携・協働の促進

一人ひとりが環境に関する活動に参加する機会を拡充し、世代間での経験や知識の共有を促進するための仕組みを整備します。

施策の方向① 住民参画と地域間・世代間交流、連携の推進

一人ひとりが環境に関する活動に積極的に参加することが求められています。さらに、環境団体と町民、または環境団体同士の交流の機会を増やし、世代間や地域間の連携を強化する取り組みを進めていきます。

優先的に進める取組

- ① 住民参画、多世代が交流できる場や機会の創出
- ② 活動団体間の交流や情報交換の場づくり
- ③ 体験活動等における小中学校と地域との連携促進

【各主体に求められる行動例】

町 民
①地域間や世代間を超えた交流の場や機会への参加 ②環境に関する学習会や体験会への参加 ②CO ₂ ネットゼロまちづくりなどの自治組織が率先して取り組む活動への参加、協力 ③地域や学校での体験活動への参加
事 業 者
①地域間や世代間を超えた交流機会への参加、協力 ②環境に関する学習会や体験会への参加、協力 ②CO ₂ ネットゼロまちづくりなどの自治組織が率先して取り組む活動への協力 ③地域や学校での体験活動への参加、協力
町(行政)
①活動団体間の交流会の開催 ②県・他市町・研究機関等との連携強化 ②CO ₂ ネットゼロまちづくりなどの自治組織が率先して取り組む活動に対する助言・支援 ②環境に関する学習会や体験会の開催・支援 ③子どもたちと地域が連携する体験活動の開催・支援 ③環境学習や体験活動のコーディネートを行う中間支援機能の強化【再掲】

みんなで取り組むプロジェクト

計画の基本目標の達成や将来像の実現に向け、一人ひとりが環境問題を自分ごととして捉え、率先して行動するための機会を創出するため、身近なところから取り組むことを視点として、各主体の連携・協働によって推し進めるプロジェクトです。

■家庭エコ診断推進プロジェクト（仮称）

【基本目標】

基本目標1 脱炭素社会の暮らしづくり

【概要】

- ・環境省が推進する「家庭エコ診断《うちエコ診断》」を各家庭で積極的に受診できるように、各種イベント会場や自治会行事などにおいて「うちエコ診断会」を開催するための支援を行う。

【実施主体】

町（行政）、滋賀県、滋賀県地球温暖化防止活動推進センター、日野町エコライフ推進協議会、事業者、町民

【スケジュール】

R7	R8	R9	R10	R11	R12
滋賀県地球温暖化防止活動推進センター等との連携によるうちエコ診断の実施					

【指標】

- ・家庭エコ診断の受診件数

■グリーンカーテンによるエコの輪プロジェクト（仮称）

【基本目標】

基本目標1 脱炭素社会の暮らしづくり、基本目標3 循環型社会の暮らしづくり

【概要】

- ・脱炭素社会づくりに貢献する取り組みの一環として、公共施設や町内小学校等を中心にグリーンカーテンを設置するとともに、家庭や事業所へのグリーンカーテンの普及を図るための支援を行い、CO₂ネットゼロに取り組むことへの意識醸成を図る。
- ・グリーンカーテンを育てる過程で、ヘチマなどの有効活用（へちまのスポンジづくり）を通じた学習会等を実施し、環境に配慮した行動を促進させるための普及啓発活動を地域と連携して実施する。

【実施主体】

町（行政）、日野町エコライフ推進協議会、事業者、環境保全団体、町民

【スケジュール】

R7	R8	R9	R10	R11	R12
グリーンカーテンの普及、学習会等の実施					

【指標】

- ・グリーンカーテンの設置数

■生物多様性の価値の見える化プロジェクト（仮称）

【基本目標】

基本目標 2 自然共生の暮らしづくり、基本目標 4 幸福な暮らしづくり

【概要】

- ・デジタル技術を活用し、町内に生息する動植物等に関して町民参加型の生物調査を実施する。
- ・収集した生物の情報を活用しながら、自然の大切さを町民とともに考えていくために、身近な自然や動植物と触れ合う機会を創出するとともに、町内の生物多様性の価値の見える化を行い、新たな地域資源としての保全活用を進める。

【実施主体】

町（行政）、日野町エコライフ推進協議会、事業者、環境保全団体、町民

【スケジュール】

R7	R8	R9	R10	R11	R12
町民参加型の生物調査の実施					
ツールの作成		ツールを活用した体験プログラム等の開発、試行			
生物多様性の保全策の検討			実現可能な施策の実施		

【指標】

- ・生物調査の参加者数

■三方よし！生ごみ減量・資源化プロジェクト（仮称）

【基本目標】

基本目標 3 循環型社会の暮らしづくり

【概要】

- ・段ボールコンポストや生ごみの拠点回収など、個人や地域、各種団体などの様々な主体が実施する生ごみの堆肥化の取り組みや普及啓発活動に対する積極的な支援を行い、生ごみの減量やりサイクルにつながる様々な手法を町民が選択できる仕組みづくりを進める。
- ・わたむきの里エコドームを拠点とした資源ごみの回収を継続的に実施し、資源ごみを可能な限りリサイクルするための仕組みづくりの検討と拠点回収の利用者の拡大に向けた普及啓発を図る。

【実施主体】

町（行政）、日野町エコライフ推進協議会、事業者、環境保全団体、町民

【スケジュール】

R7	R8	R9	R10	R11	R12
個人や各種団体の生ごみ堆肥化の取り組みに対する支援の強化					
拠点回収の継続的実施、利用拡大に向けた普及啓発					
リサイクルの仕組みづくりの検討			実現可能な施策の実施		

【指標】

- ・生ごみの堆肥化に取り組む世帯数
- ・わたむきの里エコドームの資源ごみの回収量

■地域資源を活かした学び合いプロジェクト（仮称）

【基本目標】

基本目標4 幸福な暮らしづくり

【概要】

- ・綿向山や日野川をはじめとする町内にある自然資源を環境学習や体験学習の場として活用するための勉強会の開催や環境学習の実施にあたっての支援を行う。
- ・地域資源を活かした体験学習を通じて、様々な世代や主体が交流しながら地域の自然環境や地球環境について学び合える機会を創出する。

【実施主体】

町（行政）、日野町エコライフ推進協議会、事業者、環境保全団体、町民

【スケジュール】

R7	R8	R9	R10	R11	R12
地域資源に関する勉強会や交流会等の開催					
地域資源の活用策の検討		地域資源を活かした環境学習の実施、支援			

【指標】

- ・地域資源を活かした環境学習の参加人数

■エコライフ活動推進プロジェクト（仮称）

【基本目標】

基本目標5 連携・協働の暮らしづくり

【概要】

- ・町民や各種団体の環境保全活動を一層促進させるために、中核組織である日野町エコライフ推進協議会において、中間支援機能の強化を図るため、事業計画の見直しや若い世代や新たな団体を巻き込んだ新たな体制づくりを進める。
- ・日野町エコライフ推進協議会の構成団体や自治会等が実施するごみ減量・リサイクル・水環境保全、地球温暖化防止などのライフスタイルの変革につながる実践活動や意識啓発活動を支援する。

【実施主体】

町（行政）、日野町エコライフ推進協議会、事業者、環境保全団体、町民

【スケジュール】

R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業計画の見直し、体制づくりの検討			中間支援機能の強化		
エコライフ活動に対する支援					

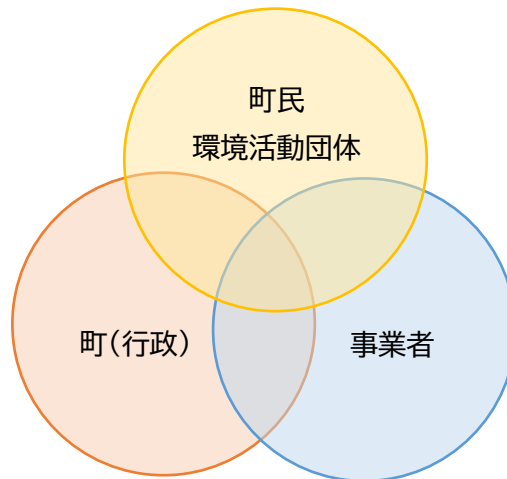
【指標】

- ・町(行政)、日野町エコライフ推進協議会が実施する環境保全活動の参加人数

1. 推進主体

本計画の推進にあたって、町民、環境活動団体、事業者、町（行政）がそれぞれ主体的に行動するとともに、各主体の強みや特性を最大限発揮できるように、適切に協働・連携を図りながら取り組みを進めます。

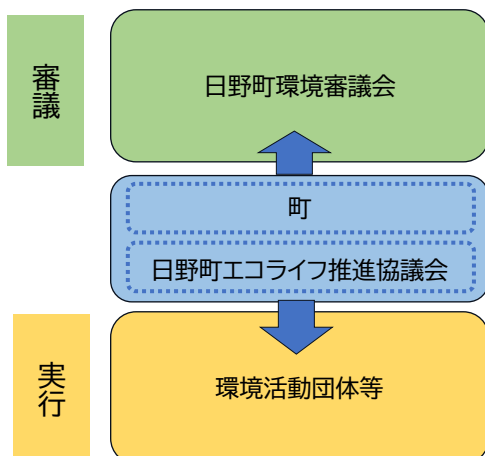
計画の推進主体イメージ



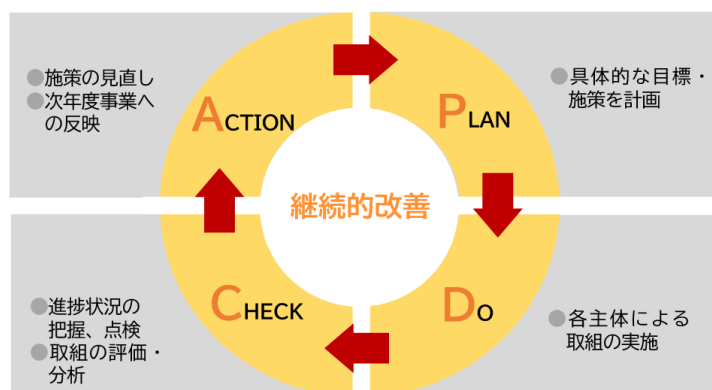
2. 推進体制、進捗管理

計画の着実な推進を図るため、町民や環境活動団体等からの意見を踏まえ、日野町環境審議会で PDCA サイクルによる進捗管理を年1回行います。また、進捗状況については、毎年度実施する点検や評価の結果をもとに、日野町エコライフ推進協議会を中心として、広く町民や事業者にも目標指標の達成状況の報告を年1回行います。

推進体制



PDCA サイクルによる計画の進捗管理



資料編

1. 策定の経緯

【準備会】

日 程	会議等	内 容
令和4（2022）年 6月18日（土）	環境基本計画 策定委員会準備会 第1回部会	日野町の現状について協議
令和4（2022）年 7月6日（水）	環境基本計画 策定委員会準備会 第2回部会	町民意識調査の検討
令和4（2022）年 7月22日（金）	環境基本計画 策定委員会準備会 第3回部会	町民意識調査の検討
令和4（2022）年 8月26日（金）	環境基本計画 策定委員会準備会 第4回部会	町民意識調査の検討 計画でやりたいことについて
令和4（2022）年 10月25日（火）	環境基本計画 策定委員会準備会 第5回部会	優先してやること 計画で何を訴えていくのか
令和4（2022）年 11月22日（火）	環境基本計画 策定委員会準備会 第6回部会	町民意識調査の検討
令和5（2023）年 10月4日（水）	環境基本計画 策定委員会準備会 第7回部会	これまでの経緯について 町民意識調査の内容確認について

【策定委員会】

日 程	会議等	内 容
令和5（2023）年 11月14日（火）	第1回日野町環境 基本計画策定委員会	基本計画策定委員会委員の委嘱、基本計画の概念の共有、 基本計画策定の進め方について
令和6（2024）年 1月18日（木）	第2回日野町環境 基本計画策定委員会	町民意識調査（速報値）の報告、現状把握についての資料 説明
令和6（2024）年 2月26日（月）	第3回日野町環境 基本計画策定委員会	現状把握について（追加資料の説明）、町民意識調査（確定 値）の報告
令和6（2024）年 4月22日（月）	第4回日野町環境 基本計画策定委員会	計画の目指す姿と基本目標について
令和6（2024）年 5月27日（月）	第5回日野町環境 基本計画策定委員会	計画の体系と基本目標について（前回からの変更点につい て）

令和 6（2024）年 6 月 24 日（月）	第 6 回日野町環境 基本計画策定委員会	基本目標に関する具体的な取り組みの検討について
令和 6（2024）年 8 月 20 日（火）	第 7 回日野町環境 基本計画策定委員会	施策の方向と具体的な取り組みの検討について
令和 6（2024）年 10 月 1 日（火）	第 8 回日野町環境 基本計画策定委員会	施策の方向と具体的な取り組みの検討について
令和 6（2024）年 11 月 21 日（木）	第 9 回日野町環境 基本計画策定委員会	環境基本計画の将来像について
令和 6（2024）年 12 月 19 日（木）	第 10 回日野町環境 基本計画策定委員会	環境基本計画の将来像について
令和 7（2025）年 1 月 21 日（火）	第 11 回日野町環境 基本計画策定委員会	環境基本計画の将来像について 素案の検討について
令和 7（2025）年 2 月 17 日（月）	第 12 回日野町環境 基本計画策定委員会	環境基本計画の将来像について 素案について パブリックコメントについて
令和 7（2025）年 3 月 27 日（木）	第 13 回日野町環境 基本計画策定委員会	総括

2. 日野町環境基本計画策定委員会名簿

◇委員

※順不同・敬称略

委 員	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
1 号	北井 弘	ごみ減量ネットワーク	学識経験者
2 号	角 喜一郎		公募
3 号	川上 悟司	株式会社ヒロセ	
3 号	新宅 勇	社会福祉法人わたむきの里福祉会	
3 号	武久 世紀子	日野町小学校校長会	
3 号	西村 保子	日野町赤十字奉仕団	
3 号	西村 吉弘	滋賀県地球温暖化防止活動推進員	
3 号	平岡 浩子	日野町地域女性団体連合会	
3 号	堀井 栄子	日野町消費学習グループ	
3 号	満田 法子	日野町消費学習グループ	
3 号	柳生 寿敏	株式会社日映日野	
3 号	山本 身江子	日野町地域女性団体連合会	
4 号	井阪 尚司	日野川エコスクール委員会	
4 号	岡 正利	N P O 法人蒲生野考現倶楽部	
4 号	河副 秀夫	自然調査まるばの会	
4 号	野田 晃弘	N P O 法人蒲生野考現倶楽部	
4 号	山上 恭平	株式会社山上木材	
4 号	横山 昇	元環境省自然公園指導員	
4 号	外池 純孝	滋賀県森林組合中央事業所日野支所	令和 6 年 4 月 1 日から
	西村 聡	綿向生産森林組合	令和 6 年 3 月 31 日まで

3. 日野町環境基本計画策定委員会運営規則

○日野町環境基本計画策定委員会運営規則

令和 5 年規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日野町附属機関設置条例(平成 26 年日野町条例第 1 号。以下「条例」という。)別表第 1 に規定する日野町環境基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 環境行政のあり方に関する事項
- (2) 環境保全および自然再生に係る計画策定に関する事項
- (3) 環境基本計画素案に関する事項
- (4) その他環境基本計画に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内をもって組織する。また、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選考された住民
- (3) 日野町エコライフ推進協議会の構成団体から推薦された者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年度末までとし、再任されることを妨げない。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会において、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を認め、その説明または意見を聴くことができる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(分科会)

第 7 条 委員会は、分科会を設置し、第 2 条に規定する担当事務を所掌させることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、交通環境政策課において処理する。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第 6 条第 1 項の規定に関わらず、最初の委員会の会議は、町長が招集する。

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、町長の諮問機関として日野町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境保全等に関すること。
- (2) 公害防止対策に関すること。
- (3) 公害防止協定に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、民間諸団体等の代表者および学識経験のある者のうちから、町長が委嘱する。

(一部改正〔平成24年条例18号〕)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 任期が満了した委員は、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

(専門委員)

第5条 審議会に、委員のほか専門事項を調査審議させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者または関係行政機関の職員のうちから、町長が委嘱する。

3 専門委員は議決に加わることができない。

(会長および副会長)

第6条 審議会に、会長および副会長各1名を置く。

2 会長および副会長は、学識経験のある者として委嘱された委員のうちから選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、交通環境政策課において処理する。

(一部改正〔令和5年条例14号〕)

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、町長が審議会にはかつて定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(日野町公害対策審議会条例の廃止)

2 日野町公害対策審議会条例（昭和48年日野町条例第26号）は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年日野町条例第21号）を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成24年9月26日条例第18号）

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

付 則（令和5年3月23日条例第14号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

4. 用語解説

ア行

IoT	Internet of Things（モノのインターネット）の略で、家電、自動車、ロボットなどあらゆるものがインターネットにつながり、情報をやりとりすること。利便性が向上したり、新たな製品・サービスが生み出されたりしている。
IPCC	気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）。昭和 63（1988）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。
AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略で、学習・推論・判断といった人間の知能の機能を備えたコンピュータシステムのこと。人間と比肩するような AI は開発されていないが、様々な分野で活用され成果を上げている。
AI オンデマンド交通	オンデマンド交通は、路線バスのような時刻表がなく、予約などに合わせて運行する交通システムのことを言う。AI オンデマンド交通は、AI を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行う交通システムである。
エコスクール	環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設として整備・運営され、環境教育にも活かせるような学校。
エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのこと。エコツーリズムによって、地域の観光のオリジナリティが高まるだけでなく、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域社会そのものが活性化されていくことが期待されている。
Eco-DRR	Ecosystem-based Disaster Risk Reduction の略で、健全な生態系が有する防災・減災機能を積極的に活用して災害リスクを低減させるという考え方に基づいた取り組み。
エコドライブ	ゆっくり加速・ゆっくりブレーキ、車間距離にゆとりを持つなど、燃料消費量や CO ₂ 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのこと。
SDGs （持続可能な開発目標）	平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲット、232 のインディケーター（指標）から構成され、地球の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っている。
LED	Light Emitting Diode（発光ダイオード）の略。従来の蛍光灯に比べて消費電力が約 2 分の 1 であること、材料に水銀などの有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないことなどから環境負荷が低い発光体として注目され、家庭用にも普及が進んでいる。
大阪ブルー・オーシャン・ビジョン	資源効率性および 3R に関する取り組みが陸域を発生源とする海洋ごみ、特にプラスチックごみの発生抑制および削減に寄与するという認識のもと、G20（ハンブルグ(2017)）、G 7（伊勢志摩(2016)、シャルルボワ(2018)）では、これまで継続して海洋プラスチックごみ問題が取り上げられてきたところである。令和元（2019）年 6 月に開催された G20 大阪会議の首脳宣言において、さらに踏み込んだ合意として、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを共有する

	こととされた。上記の首脳宣言では、同ビジョンを共有し、包括的な対策を講じて、令和 32(2050)年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすることを目指している。
温室効果ガス	大気中に拡散された温室効果をもたらし物質。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである CO ₂ や CH ₄ のほか、フロン類などは人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。

カ行

海洋プラスチックごみ	ポイ捨てや放置されたプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出し、海洋プラスチックごみとして、海岸や海底にたまったり、水中を浮遊したりしているごみのことである。この海洋プラスチックごみが、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、国内外で様々な問題を引き起こしている。
カーボンニュートラル	CO ₂ をはじめとする温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から森林などによる吸収量をオフセット(埋め合わせ)することなどにより達成を目指す。
環境基準	人の健康の保護し、生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準のこと。この環境基準は、行政上の政策目標であり、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものである。また、大気、水、土壌騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準である。
環境負荷	人の活動が環境に与える負担のこと。環境負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがある。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを環境マネジメントシステムという。環境配慮契約製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。 滋賀県庁では、環境保全に関する取り組みを推進するための、組織内の体制・手続き等の仕組みとして、ISO14001 規格に基づく環境マネジメントシステムを構築・運用し、外部審査機関による認証を取得してきましたが、平成 22 年 3 月の認証登録期限を契機として、県独自の新しい環境マネジメントシステムを構築し、平成 23 年 2 月より運用している。
環境リスク	人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれのこと。人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）を示す概念である。
グリーン購入	商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。
グリーン社会	脱炭素社会、気候変動適応社会、自然共生社会、循環型社会を広く包含する社会のこと。
COP	締約国会議（Conference of the Parties）を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

サ 行

サーキュラーエコノミー	循環型経済。これまで経済活動のなかで廃棄されていた製品や原材料などを「資源」と考え、リサイクル・再利用などで活用し、資源を循環させる、新しい経済システム。
再生可能エネルギー (再エネ)	「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとなっている。
里地里山	人と自然の長年の相互作用を通じて形成された自然環境。集落を取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される。多様な生物の生息環境として、また地域特有の景観や伝統文化の基盤としても重要な地域である。
産業廃棄物	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に規定される、事業活動に伴って排出される燃え殻、汚泥、廃プラスチック類等の廃棄物のことであり、「一般廃棄物」とはそれ以外の廃棄物をいう。
自治体排出量カルテ	地方公共団体の排出量に関する情報を包括的に整理した資料のこと。 「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」の標準的手法に基づく CO ₂ 排出量推計データや特定事業所の排出量データ等から、対策・施策の重点的分野を洗い出しするために必要な情報を地方公共団体ごとに取りまとめられている。
食品ロス	本来食べられるのに廃棄されてしまう食品のこと。食べ残しや、安売りなどで大量に買ったが食べきれなかった食品、また野菜の皮を厚くむき過ぎたものなどが該当する。
3R+Renewable	循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)に規定する基本原則を踏まえ、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の徹底と Renewable(再生可能資源)への代替を図るもの。主に炭素を含む物質の焼却・埋立の最小化による温室効果ガスの削減だけではなく、生産過程のエネルギー消費量削減、原料のバイオマス化を含む素材転換、処理過程の再生可能エネルギーへのシフトを進め、脱炭素社会の実現に幅広く貢献する基盤的取組。
生物多様性	様々な生態系が存在することならびに生物の種間および種内に様々な差異が存在すること。

タ 行

適応策	気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図るための施策をいう。早期対策が重要であることから気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)が制定され、多様な関係者の連携・協働の下、地域毎の気候変動の影響および適応に関する情報の提供等が求められている。
電気自動車	ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、電気自動車は電動モーターで車を駆動させる。自動車からの排出ガスは一切なく、走行時の騒音も大幅に減少する。

ナ行

2030 生物多様性枠組日本会議 (J-GBF)	愛知目標の後継となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で合意されたネイチャーポジティブの実現を目指し、国内のあらゆるステークホルダーが参画・連携し、生物多様性保全の取り組みを推進する新たなプラットフォームのこと。
ネイチャーポジティブ	生物多様性の損失を止めて反転させ、回復軌道に乗せること。自然再興ともいう。2030 年までに地球の生物多様性の状態を 2020 年と同等以上に戻し（2030 年のネイチャーポジティブの実現）、2050 年までに自然と共生する社会の実現を目指すというもの。

ハ行

バイオマス	生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語。農林水産物、もみ殻、畜産廃棄物、食品廃棄物、木くずなど再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）の総称。バイオマスを利用したエネルギーをバイオマスエネルギーといい、木、穀物、糞尿、植物油、藻などの原料がある。また、廃食用油など植物性の油から精製される燃料を BDF（バイオディーゼル燃料）という。生ごみ、剪定枝、古紙、木質廃材、食品廃棄物、農林漁業の有機性廃棄物、糞尿・汚泥など廃棄物を起源とするバイオマスを廃棄物系のバイオマスという。
パリ協定	平成 27（2015）年 11 月 30 日から 12 月 13 日までフランスのパリで開催された、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された京都議定書に代わる新たな法的枠組み。主な内容としては、世界共通の長期目標として 2°C 目標のみならず 1.5°C への言及、主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること、すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、適応の長期目標の設定および各国の適応計画プロセスと行動の実施などが含まれている。
PDCA	Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、様々な業務を継続的に改善する手法。
PPA	「Power Purchase Agreement（電力販売契約）モデル」の略。電力の需要家が PPA 事業者に敷地や屋根などのスペースを提供し、PPA 事業者が太陽光発電などの発電設備の無償設置と運用・保守を行う。また同時に、PPA 事業者は発電した電力の自家消費量を検針・請求し、需要家側はその電気料金を支払う。
フードドライブ	家庭で余っている未開封のもので、常温で保存でき、賞味期限が一定期間（受付先が設定する期間）以上残っている食品を持ち寄り、社会福祉施設や団体等に提供する活動のこと。
フードバンク	生産・流通・消費などの過程で発生する規格外品などの未利用食品を、食品企業や農家などから寄付を受けて、食品を必要としている人や福祉施設等へ無料で提供する団体のこと。
FIT	再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。
HEMS	Home Energy Management System（ホームエネルギーマネジメントシステム）の略。住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器と、太陽光発電システムや燃料電池などの創エネ機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適性やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。

マ行

マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみの総称。5 ミリメートル以下のものを言い、近年はこのマイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されている。
------------	--

ラ行

リサイクル	ごみを原料(資源)として再利用すること。具体的には、使用済みのものや生産の過程から出るごみなどを回収したものを利用しやすいように処理を行い、新しい製品の原材料として使うこと。
リデュース	必要のないものは買わない、使い捨てのものなどごみになりそうなものは利用しないこと等により、ごみの量を減らすこと。
リユース	使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。その実現を可能とする製品の提供、修理・診断技術の開発などの取り組みも含まれる。
レッドリスト	レッドデータブックに掲げるべき日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。環境庁では、平成 12 年 4 月までに動植物全ての分類群についてレッドリストを作成、公表している。

日野町環境基本計画

令和 7（2025）年 5 月

日野町 交通環境政策課 環境政策担当

〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地

TEL : 0748-52-6578 FAX : 0748-52-2043
